

平成30年 第3回

身延町議会定例会会議録

平成30年9月 4日 開会

平成30年9月14日 閉会

山梨県身延町議会

平成 3 0 年

第 3 回身延町議会定例会

9 月 4 日

平成30年第3回身延町議会定例会（1日目）

平成30年9月4日
午前 9時00分開議
於 議 場

1. 議事日程

- 日程第1 会議録署名議員の指名
- 日程第2 会期の決定
- 日程第3 諸般の報告
- 日程第4 認定第1号 平成29年度身延町一般会計及び特別会計歳入歳出決算認定について
- 日程第5 報告第6号 平成29年度決算に基づく身延町健全化判断比率及び資金不足比率の報告について
- 日程第6 議案第58号 訴えの提起について
- 日程第7 議案第59号 平成30年度身延町一般会計補正予算（第4号）
- 日程第8 議案第60号 平成30年度身延町介護保険特別会計補正予算（第2号）
- 日程第9 議案第61号 平成30年度身延町介護サービス事業特別会計補正予算（第1号）
- 日程第10 議案第62号 平成30年度身延町簡易水道事業特別会計補正予算（第2号）
- 日程第11 議案第63号 平成30年度身延町下水道事業特別会計補正予算（第2号）
- 日程第12 議案第64号 財産の取得について
- 日程第13 同意第2号 身延町教育委員会委員の任命について
- 日程第14 同意第3号 身延町公平委員会委員の選任について

2.出席議員は次のとおりである。(14名)

1番	伊藤雄波	2番	伊藤達美
3番	望月悟良	4番	赤池朗
5番	上田孝二	6番	田中一泰
7番	野島俊博	8番	河井淳
9番	芦澤健拓	10番	福與三郎
11番	渡辺文子	12番	川口福三
13番	広島法明	14番	柿島良行

3.欠席議員は次のとおりである。

なし

4.会議録署名議員(3人)

3番	望月悟良	4番	赤池朗
5番	上田孝二		

5. 地方自治法第121条の規定により説明のため出席した者の職氏名

(22人)

町	長	望月幹也	代表監査委員	渡邊吉彦
副町	長	瀧本勝彦	教 育 長	鈴木高吉
総務課	長	笠井祥一	会計管理者	村野浩人
企画政策課	長	高野博邦	交通防災課長	千頭和康樹
財政課	長	遠藤基	税務課長	小笠原正人
町民課	長	熊谷司	福祉保健課長	穂坂桂吾
観光課	長	佐藤成人	子育て支援課長	大村隆
産業課	長	望月真人	建設課長	水上武正
土地対策課	長	埜村公文	環境上下水道課長	羽賀勝之
下部支所	長	望月由香里	身延支所長	柿島利巳
学校教育課	長	伊藤克志	生涯学習課長	深沢教博

6. 職務のため議場に参加した者の職氏名(2人)

議会事務局長 佐野和紀

録音係 望月融

開会 午前 9時00分

○議会事務局長（佐野和紀君）

相互にあいさつを交わします。

ご起立をお願いいたします。

相互に礼。

（ あ い さ つ ）

ご着席ください。

○議長（柿島良行君）

本日は大変ご苦労さまでございます。

平成30年第3回身延町議会定例会に議員各位、ならびに町長はじめ執行部各位には台風の接近が心配される中、ご出席をいただき心から御礼を申し上げます。

本定例会に提出される諸議案は、いずれも重要な内容を有するものであります。

議員各位には慎重な審議、ならびに円滑な議会運営に格段のご協力をお願いいたします。

それでは、出席議員が定足数に達しておりますので直ちに会議を開きます。

本日は議事日程第1号により執り行います。

日程第1 会議録署名議員の指名を行います。

会議録署名議員は会議規則第126条の規定によって、

3番 望月悟良君

4番 赤池 朗君

5番 上田孝二君

を指名します。

日程第2 会期の決定を議題とします。

お諮りします。

本定例会の会期は本日から9月14日までの11日間にしたいと思います。

これにご異議ありませんか。

（異議なし。の声）

異議なしと認めます。

よって、会期は本日から9月14日までの11日間と決定しました。

日程第3 諸般の報告を行います。

本定例会に町長から上程されております案件はお手元に配布のとおり認定1件、報告1件、訴えの提起1件、補正予算案5件、財産の取得1件、同意2件の計11案件となっております。

これらの説明のため、本日の説明員として地方自治法第121条の規定に基づき出席通知のありました者の職氏名につきましては、一覧表としてお手元に配布したとおりであります。

また、今定例会までに受理した請願書は、お手元に配布しました請願文書表のとおりです。

請願は所管の教育厚生常任委員会に付託しますので、審議をお願いいたします。

次に6月定例会以降の議会関係の諸行事については、お手元の配布により報告としますのでご了承を願います。

次に身延町議員合同県外視察研修を7月18日・19日に行いました。
総務産業建設常任委員会委員長、教育厚生常任委員会委員長から報告書が提出されています。
代表して上田孝二総務産業建設常任委員長から報告をお願いします。
上田孝二君、登壇してください。

○5番議員（上田孝二君）

それでは報告させていただきます。

平成30年8月22日

身延町議会議長 柿島良行殿

総務産業建設常任委員会委員長 上田孝二
教育厚生常任委員会委員長 野島俊博

身延町議会議員合同県外視察研修報告

1. 研修日程 平成30年7月18日（水曜日）から19日（木曜日）
2. 研修場所 神奈川県厚木市と箱根町
3. 参加者 14人うち議員12人、事務局2人
4. 研修内容 厚木市（みそ工房なずな）
津久井在来大豆（かながわブランド）の六次産業化の推進について
箱根町
議会基本条例について

それでは1日目、神奈川県厚木市 みそ工房なずなを視察研修しました。

所感

みそ工房なずなにおける津久井在来大豆を使った六次産業化の推進については、本町があげばの大豆で町おこし事業に取り組んでいる部分と重なる部分があり、生産、加工および販売まで惜みない企業努力を伺うことができた。

本町の今後の取り組みとして種子の確保、生産性の向上、販路の拡大およびブランド化の推進が掲げられると思うが、やはり企業感覚を持ち備え事業の推進を図る必要性を感じた。

2日目、神奈川県箱根町。箱根町議会を研修しました。

所感

議会の公正性・透明性を確保することにより、町民に開かれた議会、町民参加を推進する議会、町民に信頼される議会を目指すとともに議会の活動原則および議員の活動原則など、議会改革の推進に向けた取り組みが理解でき参考になった。

本町議会が抱える議会改革に対し、箱根町の先進地での研修の成果を生かし、議員全員が同じ方向を向き、議会改革へ取り組みをより一層推進し、本町議会独自の議会基本条例の制定に向けて邁進していきたいと感じた。

以上です。

○議長（柿島良行君）

身延町議員合同県外視察研修の報告が終わりました。

以上で諸般の報告を終わります。

ここで町長からあいさつの申し出がありましたので、これを許します。

望月町長。

○町長（望月幹也君）

皆さん、おはようございます。

議長より許可をいただきましたので、開会にあたり一言ごあいさつを申し上げます。

本日ここに平成30年身延町議会第3回定例会を招集いたしましたところ、台風21号の接近による足元の悪い中、議員の皆さまには全員のご出席をいただき、お礼を申し上げます。

今年は全国的に異常気象が続いており、6月28日から7月8日にかけては西日本を中心とした集中豪雨により河川の氾濫や浸水害、土砂災害等が発生し、死者数が200人を超える甚大な災害となりました。お亡くなりになられた方々に対しまして、心からご冥福をお祈り申し上げますとともに被災されました方々に対しまして、衷心よりお見舞いを申し上げます。

7月に入りますと全国各地で猛暑が続き、7月23日には埼玉県熊谷市で41.1度の観測史上最高気温を記録いたしました。熱中症による死亡者が出る異常な気象状況となりました。本町でも体温を超える気温を観測するなど、町民の皆さまの健康状態はもとより、農作物などへの影響も心配されるところであります。

さて、私どもを取り巻く社会経済情勢は依然として厳しい状況が続いている中で平成30年度の普通交付税が決定され、7月24日に県から公表されました。本町の普通交付税額は平成29年度と比較して4,808万1千円少ない39億3,993万8千円となりました。普通交付税の主な減額要因といたしましては、需要の面では人口と面積を基本として算定する包括算定経費が人口減少に伴い減少するとともに、収入の面では法人町民税および地方消費税交付金の増加などに加え、4年目を迎えた合併算定替えの段階的縮減により1.2%の減額となっております。歳入予算額の約半分を地方交付税が占める本町では、今後とも財政運営の健全化に努めていかなければと思う次第です。

次に常葉日向宅地分譲事業についてであります。

移住定住促進事業として進めてまいりました常葉日向宅地分譲につきましては、分譲開始に向けての手続きが済み、販売区画数は5区画、約1,590平方メートル、1区画の平均面積は318平方メートルとなっております。今後は9月中旬をめぐりに販売開始のお知らせをホームページ、広報への掲載やチラシを配布するなど周知を図り、また併せて現地見学会の開催によるPR等も実施いたしまして、販売促進に向けて取り組んでまいります。議員の皆さまにおかれましても地域の方々や知人、友人の皆さまに積極的にお声掛けをしていただき、若者の町内への定住促進にご協力をお願いいたします。

次に防災訓練についてであります。

去る9月2日の日曜日には、南海トラフ地震の発生を想定しての身延町防災訓練を各自主防災会、消防団等のご協力により実施したところであります。各地域の防災意識の高まりから多くの関係者のご参加とご協力をいただきました。本年度は町も身延町危機管理訓練として、職員65名が災害対策本部運営図上訓練、併せて切石地区の住民にご参加をいただき、避難所運営訓練も実施したところであります。万一、災害が発生した場合、まず自分の身は自分で守るという自助、次に地域住民が力を合わせて地域を守るという共助が大切だと考えます。住民一人ひとりが自分を、そして地域を守るために何ができるかを考えていただき、有事の際に機能する地域コミュニティを構築していただくことを併せてお願いするところであります。町におきましても、備蓄食料や飲料水等の備蓄品の拡充を図るとともに町民の皆さまに向けて、さらなる防災意識の高揚に努めたいと考えております。

次に身延町地域情報通信施設整備運営事業についてであります。

平成20年度より民間活力を利用したPFI事業で実施してまいりました下部地区のCATV施設維持管理運営業務および公共ネットワーク施設維持管理運営業務につきましては、平成32年9月30日で契約が終了となります。そのことに伴い、住民の方に深く関わるCATVの契約終了後の運用について、昨年度より指定管理者であるネットワーク下部、コンサルティング会社と協議を実施し、今年度においてもネットワーク下部、その親会社である日本ネットワークサービスと事前協議、検討を行ってまいりました。町の意向である施設の老朽化および今後のICT環境の進展に伴うインフラ整備に町および視聴者の費用負担が生じないことを前提とした上で同じ町内の旧身延町、旧中富町、他地域と同様に光ファイバー等による伝送路整備により4K、8Kテレビに対応できる環境にするなどサービス環境の均一化を図るため、契約終了後には日本ネットワークサービスに完全移管し、身延町地域情報通信整備運営事業を廃止する方向で検討、確認をしたところであり、現在のサービスを停止することなく、かつ住民の契約変更が円滑に行われること等を前提に次回、12月定例会において身延町地域情報通信施設条例等を廃止にする条例案の上程を考えているところであります。今後、議員の皆さまに審議をお願いする中で事業終了後の運用について、さらなる協議、対応を進めてまいりますので、よろしくお願いいたします。

次にみのぶ自然の里についてであります。

みのぶ自然の里の運営状況につきまして、ご報告させていただきます。4月から8月31日までの実績は宿泊者が1,494人、日帰り利用者が366人、合計で1,860人でありました。特に8月は宿泊者が734人、日帰り利用者が138人、合計872人のご利用をいただきました。今後も利用が増えるよう町も全庁的に協力してまいりますので、ご理解とご協力をよろしくお願いいたします。

次に下部温泉会館のあり方検討委員会についてであります。

下部温泉会館は現在、指定管理の受託者であります商工会に運営を行っていただいておりますが、建設から34年が経ち老朽化が著しい状況であります。利用者につきましては、平成4年の年間3万4,248人、1日当たり107.4人をピークに以降減少し、平成29年度は年間1万4,622人、1日当たり40.5人となっており、総利用者は57.3%の減であります。この状況を踏まえ、町では当該施設は建設当初の目的を達成したと判断し、今後のあり方を検討するため、6月26日に10名の委員を委嘱し、2回の検討委員会を開催したところであります。本年度のできるだけ早い時期に方向性を示していただけることとなっております。

次に生誕300年木喰展の開催状況についてであります。

7月14日より始まった生誕300年木喰展は8月末日現在49日が経過し、総入館者数は4,820人となっております。このうち有料入館者数は4,168人で、なかとみ現代工芸美術館20年の歴代展覧会の有料入館者数の記録をすでに更新しております。過去の展覧会で最も有料入館者数が多かったのは、平成13年度の第40回日本現代工芸美術展で、延べ106日間で有料入館者数は2,433人でありました。木喰展の効果的な周知を図るため、クラウドファンディングを活用して実施した幻の木喰仏再現プロジェクトは、115人の方から合計106万4千円のご支援をいただきました。このプロジェクトはテレビ、新聞、ラジオ等で大きく報道され、木喰展会場においても目玉の展示品となっております。6月30日にYBS山梨放送にて放送された木喰上人の特別番組は7月に新潟県、長野県、静岡県でも放送がされま

した。本番組を収録したDVDを1千枚制作いたしましたので、教育資料として町内はもとより県内小中学校や図書館などのほか、全国の木喰上人ゆかりの地などへ寄贈する予定で進めております。また、木喰展を通して木喰上人の心を次世代に継承するため、町内の小中学校と連携し木喰展開催前より学習講座を行うほか、各学校での子どもたちに木喰仏やほほえみをテーマに作品作りに挑戦していただき、現在、展覧会場で展示しております。木喰展は10月21日までの開催となりますが、9月16日ならびに9月23日にNHKEテレの日曜美術館で木喰の特集番組が放送される予定であり、番組内で展覧会の情報も紹介されます。ふるさと身延の宝である木喰さん、そして生誕の地身延を全国に発信する、またとない機会になることを期待し、一人でも多くの皆さまに展覧会場へお越しいただければ幸いです。なお、今議会には木喰展開催事業費のうち展示図録の増刷経費を上程させていただいておりますので、よろしくお願いたします。

次に国民健康保険についてであります。

国民健康保険制度は財政基盤の強化を目的とし、本年4月から県が財政運営の責任主体となり、新たなスタートを切りました。このことに関する町民への周知につきましては、広報みのぶ等を通じて、改革の概要や保険税率の改正などの変更点を中心にお知らせいたしました。また今年度の保険税額につきましても、前年の所得をもとに年間の税額を算定し、7月中旬には被保険者の皆さまにお知らせをいたしました。おおむね順調に移行できているものと感じております。なお、疾病予防や保健事業につきましても昨年度策定いたしましたデータヘルス計画および第3期特定健診等実施計画に基づき、しっかりと取り組んでまいりたいと考えております。

次に台風20号による林道富士見山線法面崩落についてであります。

8月23日から24日にかけて台風20号により、林道富士見山線矢細工地内において道路法面が崩落し、現在古長谷から矢細工間が通行止めとなっております。詳細につきましては調査中ですが、24時間雨量が80ミリを超えているため、今後、国庫補助対象事業として復旧を進める予定ですので、ご理解をお願いいたします。

次に今定例会に提案いたしました議案は認定1件、報告1件、訴えの提起1件、平成30年度補正予算5件、財産の取得1件、人事案件2件の計11件でございます。

提出議案の中から主なものについて申し上げます。

まず認定第1号 平成29年度身延町一般会計及び特別会計歳入歳出決算認定についてであります。

全会計において黒字決算となっておりますので、ぜひご認定をいただきたいと存じます。

次に報告第6号 平成29年度決算に基づく身延町健全化判断比率及び資金不足比率の報告についてであります。

報告いたします。

本町の平成29年度決算に基づく比率はすこぶる健全段階にありますが、これに甘んじることなく、なお一層、財政健全化に努めてまいります。

そのほかにつきましては、提出議案の説明の中で申し上げます。

なお、平成30年第2回定例会以降の主な行事につきましては、お手元に配布したとおりでございますのでご確認をいただきたいと思っております。

さて来年度の平成31年度には中部横断自動車道が町内3つのインターチェンジを含め、新

清水ジャンクションから双葉ジャンクション間が全線開通する予定であります。

今後も中長期的な視点に立ち各種の施策を総合的に実施し、「生まれてよかった 育ってよかった 住んでよかった身延町」を目指して、町民の皆さまが活力と幸せを実感でき、賑わいのあるまちづくりに取り組んでまいりますので、議員各位をはじめ町民の皆さまのさらなるご支援とご協力を切にお願いいたしまして、行政報告とさせていただきます。ありがとうございました。

○議長（柿島良行君）

町長のあいさつが終わりました。

本日、決算審査報告のため渡邊代表監査委員に出席要請をしております。

ここで、渡邊代表監査委員をお招きしますのでしばらくお待ち願います。

（ 入 場 ）

再開します。

日程第4 認定第1号 平成29年度身延町一般会計及び特別会計歳入歳出決算認定についてを議題とします。

町長から提出理由の説明を求めます。

望月町長。

○町長（望月幹也君）

それでは認定第1号 平成29年度身延町一般会計及び特別会計歳入歳出決算認定についてであります。

地方自治法第233条第3項の規定により、平成29年度身延町一般会計及び特別会計歳入歳出決算を別紙、監査委員の意見を付け議会の認定に付するものでございます。

なお、内容につきましては会計管理者が説明いたしますのでよろしくお願い申し上げます。

○議長（柿島良行君）

次に認定第1号について、内容説明を求めます。

村野会計管理者。

○会計管理者（村野浩人君）

それでは認定第1号 平成29年度身延町一般会計及び特別会計の歳入歳出決算について説明をいたします。

詳細につきましては予算決算常任委員会でご審査いただくこととなりますので、ここでは概要についてご説明申し上げます。

それでは決算書付属資料、1ページの会計別決算総括表をご覧ください。

ここに一般会計および特別会計すべての会計の決算額が示されています。

1行目、一般会計について説明いたします。

歳入総額は95億9,967万8,099円、歳出総額は88億3,635万4,013円で歳入歳出差引額は7億6,332万4,086円となります。そのうち翌年度に繰り越すべき財源1,225万5千円を差し引いた一般会計実質収支額は7億5,106万9,086円であります。

2ページをご覧ください。ここでは科目ごとの決算状況を示してあります。

歳入総額につきましては対前年度比1.5%、金額にしますと1億4,540万4,377円

の増額となりました。

1 款の町税につきましては、収入済額は1 4 億4 , 1 4 0 万6 , 4 0 0 円で歳入総額の1 5 % を占め対前年度比マイナス1 1 8 万5 , 8 2 6 円、0 . 1 % の減収となりました。収納率は町税全体で9 4 . 4 %、収入未済額は7 , 3 9 0 万6 , 0 0 9 円です。

なお、町税全体で1 , 0 8 1 万8 , 2 5 7 円を不納欠損として処理いたしました。

6 款地方消費税交付金は収入済額2 億3 , 5 3 9 万9 千円で前年と比較すると1 . 4 %、3 3 1 万5 千円の減額となりました。

次に1 0 款地方交付税は収入済額4 4 億3 , 7 0 0 万5 千円で歳入総額の4 6 . 2 % を占めています。前年度と比較すると4 . 0 %、1 億8 , 6 7 6 万1 千円の減額となりました。

1 2 款分担金及び負担金は収入済額9 , 3 8 3 万4 , 4 2 6 円です。前年度と比較すると2 4 . 2 %、児童福祉費、学校給食費などの増により1 , 8 3 0 万1 9 円の増額となりました。

1 4 款国庫支出金につきましては収入済額6 億1 , 7 6 7 万4 , 7 7 5 円となり、収入総額の6 . 4 %、前年度と比較しますと土木費国庫補助金などの減により2 , 8 8 1 万6 , 3 3 2 円の減額となりました。

1 5 款県支出金は収入済額5 億2 , 7 3 0 万7 , 4 1 5 円、収入総額の5 . 5 % を占め前年度と比較すると災害復旧事業費県補助金などの減により、1 , 7 2 7 万4 , 9 2 4 円の減額となりました。

1 7 款寄附金は収入済額3 , 3 1 8 万6 , 7 7 4 円です。前年と比較すると4 6 6 . 0 %、2 , 7 3 2 万9 , 5 5 8 円の増額となりました。

1 9 款繰越金につきましては収入済額7 億6 , 1 7 3 万3 , 6 7 5 円であり、収入総額の7 . 9 % を占めています。前年度と比較しますと1 億8 , 4 2 2 万7 , 8 1 9 円の減額となりました。

2 0 款諸収入につきましては収入済額9 , 6 7 9 万7 , 6 6 0 円で、前年と比較するとクラウドファンディング賛同金などの減により1 , 5 6 6 万7 , 5 4 4 円の減額となりました。

2 1 款町債につきましては収入済額1 0 億7 , 5 5 0 万円であり、対前年比5 億1 , 2 8 0 万円の増額となりました。農林水産業債、土木債、教育債の増によるものです。

続きまして歳出についてです。

一般会計歳出の総額は8 8 億3 , 6 3 5 万4 , 0 1 3 円で対前年度比1 . 7 %、金額にして1 億4 , 3 8 1 万3 , 9 6 6 円の増額となりました。

予算額に対する執行割合は9 4 . 2 % であり、支出済額の構成比別に申し上げますと1 が3 款民生費2 1 億1 , 3 1 3 万1 0 5 円で2 3 . 9 %、2 が2 款総務費2 0 億3 , 1 5 4 万6 , 4 7 9 円で2 3 %、3 が1 0 款教育費1 0 億7 , 5 5 0 万5 , 3 7 2 円で1 2 . 2 %、4 が4 款衛生費7 億8 , 3 9 0 万7 , 4 3 1 円で8 . 9 %、5 が1 3 款諸支出金7 億1 , 4 1 9 万5 , 7 1 2 円で8 . 1 %、6 が8 款土木費7 億1 6 2 万3 , 7 9 9 円で7 . 9 %、7 が1 2 款公債費6 億7 , 0 6 0 万4 8 0 円で7 . 6 % などでありました。

まず2 款総務費についてであります。

支出済額2 0 億3 , 1 5 4 万6 , 4 7 9 円、対前年度比2 9 % と、まち・ひと・しごと創生事業費の増などにより4 億5 , 7 2 8 万9 , 4 2 0 円の増額となりました。事業内容につきましては付属資料3 ページから5 ページに記載のとおりであります。

3 款民生費は支出済額2 1 億1 , 3 1 3 万1 0 5 円、対前年度比0 . 4 % の減であります。

国民健康保険特別会計への繰出金1億7,089万8,375円、後期高齢者医療特別会計への繰出金3億1,595万1,746円、介護保険特別会計への繰出金3億2,291万6,399円、合計しますと8億976万6,520円となり、民生費の支出総額の38.3%を特別会計への繰出金が占めていることとなります。

4款衛生費は支出済額7億8,390万7,431円で、対前年度比0.3%の減額であります。峡南衛生組合への負担金として1億8,445万2千円、簡易水道事業特別会計への繰出金として3億309万8,621円などが大きな支出であります。

次に6款農林水産業費は支出済額3億7,039万3,038円で、対前年度比54.9%の増額であります。1款3目農業土木費および2項3目農林土木費が増額となりました。

8款土木費は支出済額7億162万3,799円で、前年度比12.6%、1億87万4,729円の減額であります。1項土木管理費、2項道路橋梁費、5項住宅費がそれぞれ減額となりました。

9款消防費は支出済額1億5,830万7,006円で対前年度比30.4%、3,686万6,909円の増額であります。3項防災費が増額となりました。

10款教育費は支出済額10億7,550万5,372円で対前年度比5.3%、5,448万1,349円の増額であります。1項教育総務費、2項小学校費、5項文化振興費がそれぞれ増額となりました。

次に12款公債費は支出総額6億7,060万480円で対年度比39.6%、4億3,933万3,950円の減額であります。臨時財政対策債1億7,687万4,212円と合併特例事業債4,004万7,040円については、繰上償還を行いました。

13款諸支出金は、支出総額7億1,419万5,712円であります。公共施設整備基金に1億円、教育施設整備基金に3億円、まちづくり振興基金に3億円の積み立てを行いました。

以上が一般会計歳入歳出決算の概要であります。

次に特別会計について説明いたします。

1ページにお戻りください。会計別決算総括表の下から2行目が20の特別会計の合計額となります。

歳入総額62億1,173万6,236円、歳出総額60億23万2,612円、差引額2億1,150万3,624円で実質収支についても同額であります。

それでは上から2行目、国民健康保険特別会計から順に説明いたします。

国保会計歳入総額20億8,494万781円、歳出総額19億4,331万1,742円、差引額1億4,162万9,039円で実質収支も同額です。

次に後期高齢者医療特別会計は歳入総額4億5,479万7,106円、歳出総額4億5,416万6,816円、差引額63万290円で実質収支についても同額であります。

介護保険特別会計は歳入総額22億7,578万3,218円、歳出総額22億2,257万7,046円、差引額5,320万6,172円で実質収支についても同額であります。

介護サービス事業特別会計は歳入総額1,021万9,512円、歳出総額884万4,288円、差引額137万5,224円で実質収支についても同額であります。

簡易水道事業特別会計につきましては歳入総額9億504万5,371円、歳出総額8億9,508万1,611円、差引額996万3,760円で実質収支についても同額です。

農業集落排水事業等特別会計は歳入総額3,014万7,636円、歳出総額3,014万

4,076円、差引額3,560円で実質収支についても同額です。

下水道事業特別会計は歳入総額4億4,024万2,941円、歳出総額4億4,021万1,141円、差引総額3万1,800円で実質収支についても同額です。

下部奥の湯温泉事業特別会計は歳入総額492万5,850円、歳出総額402万4,841円、差引額90万1,009円で実質収支についても同額です。

最後に財産区関係の特別会計についてですが、12の特別会計それぞれの歳入総額、歳出総額、歳入歳出差引額については記載のとおりであります。

一般会計および20の特別会計を合計しますと歳入総額158億1,141万4,335円、歳出総額148億3,658万6,625円、歳入歳出差引額9億7,482万7,710円で翌年度に繰り越すべき財源1,225万5千円を差し引いた実質収支につきましては9億6,257万2,710円となりました。すべての会計が黒字決算となっております。

以上、雑駁な説明でありましたがよろしくご審議をお願い申し上げます。

○議長（柿島良行君）

以上で町長の提出理由と会計管理者の説明が終わりました。

日程第5 報告第6号 平成29年度決算に基づく身延町健全化判断比率及び資金不足比率の報告についてを議題とします。

町長から報告理由について説明を求めます。

望月町長。

○町長（望月幹也君）

それでは報告第6号 平成29年度決算に基づく身延町健全化判断比率及び資金不足比率の報告についてであります。

地方公共団体の財政の健全化に関する法律第3条第1項および同法第22条第1項の規定により平成29年度決算に基づく身延町健全化判断比率及び資金不足比率について、別紙のとおり監査委員の審査意見書を付して報告するものでございます。

なお、内容につきましては財政課長が説明いたしますのでよろしくお願いたします。

○議長（柿島良行君）

次に報告第6号について、内容説明を求めます。

遠藤財政課長。

○財政課長（遠藤基君）

報告第6号 平成29年度決算に基づく身延町健全化判断比率及び資金不足比率の報告について内容説明をさせていただきます。

7月26日に渡邊代表監査委員と福與監査委員によりまして、財政健全化法に基づく財政指標等について審査をしていただきました。

その結果につきましては、2枚目に添付してあります意見書のとおりでございます。

この健全化判断比率等につきましては、地方公共団体の財政の健全化に関する法律第3条の規定により議会に報告するものであります。

それでは1枚目の裏のページをお開きください。

平成29年度決算に基づく健全化比率であります。この比率には実質赤字比率から将来負担比率までの4項目があります。

まず実質赤字比率であります。この比率につきましては普通会計のみの決算で赤字であるかどうかを判断する数値であります。本町は赤字ではありませんので数値は入りません。早期健全化基準は14.44%であります。

次に連結実質赤字比率であります。この比率につきましては、財産区を除くすべての会計の連結となります。この比率につきましても赤字ではありませんので数値は入りません。早期健全化基準は19.44%であります。

次に実質公債費比率であります。この比率につきましては普通会計、公営企業会計、さらに一部事務組合や広域連合等が入った連結となります。本町では峡南衛生組合や飯富病院、広域行政組合等への細部にかかる負担金もカウントし、公債費の比率を示す数値であり本町の数値はマイナス1.1%であります。28年度に比較し2.2%マイナスとなっております。早期健全化基準につきましては25.0%であります。

次に将来負担比率であります。この比率につきましては実質公債費比率よりもさらに地方公社、第三セクター等を含めた連結になり、より広範囲で判断していく比率であります。本町においては地方公社や第三セクター等ございませんので、実質的には実質公債費比率と同じ範囲で比較する率となります。

29年度決算も28年度と同様に将来負担額を充当可能財源等が上回り、将来負担比率はマイナスとなりました。このことは計算上、地方債などの将来負担額が将来、財政を圧迫する可能性は低いということであり、将来負担比率に数値は入らないこととなりました。早期健全化基準につきましては350.0%となっております。

本町の批准はいずれも早期健全化基準を下回っており、年々改善されておりますので財政は良好であると言えます。

次に下段の平成29年度決算に基づく身延町資金不足比率の状況であります。

この資金不足の状況につきましては、公営企業会計に属する会計の資金が不足しているかどうかを見るもので、身延町簡易水道事業特別会計をはじめ4会計の資金不足の比率はなく良好であります。国の示す経営健全化基準といたしましては20.0%であります。

なお、上段の健全化判断比率につきましては、この4項目のうちいずれかが早期健全化基準以上の場合には、財政健全化計画を議会の議決を経て定め速やかに公表するとともに知事に報告をしなければなりません。また計画の実施状況を議会に報告しなければなりません。法律に基づき算定された各比率は早期健全化基準を下回っているわけですが、審査意見書でもご指摘をいただいたとおり引き続き財政の健全化に努めてまいります。

以上、報告第6号の説明とさせていただきます。

○議長（柿島良行君）

以上で町長の報告理由ならびに財政課長の説明が終わりました。

報告第6号については終結します。

ここで、平成29年度身延町一般会計及び特別会計歳入歳出決算意見書及び平成29年度決算に基づく身延町健全化判断比率及び資金不足比率の審査意見書が提出されておりますので渡邊代表監査委員から報告を求めます。

渡邊代表監査委員。

○代表監査委員（渡邊吉彦君）

改めましておはようございます。

それでは認定第1号 平成29年度決算審査の報告をさせていただきます。

ただいま会計管理者から平成29年度決算につきまして詳細な説明がありました。重複する箇所があるかと思いますが監査委員の立場で報告をさせていただきます。

ご案内のとおり、この監査は地方自治法第233条第2項の規定に基づきまして去る7月23日から7月27日までの5日間、福與監査委員とともに町長から提出を受けました各会計の歳入歳出決算書および付属資料が関係法令に基づき作成しているか確認すると同時に計数に誤りがないか、また予算の執行状況、さらには基金の管理・運用が適正かつ効率的に執行されているかなどに主眼を置き審査を実施いたしました。その結果が皆さま方のお手元に配布してあります決算審査意見書に掲載してあります。

意見書は全12ページからなっておりまして、時間の関係もございまして主なところを抜粋して報告をさせていただきますので、ご了承をお願いいたします。

なお、金額につきましては万円とさせていただきますので、併せてご了承のほどをお願い申し上げます。

まず、意見書の4ページをお開きください。

(1)の決算の概要であります。平成29年度の一般会計および特別会計の予算規模は156億7,790万円で、これに対する決算額は歳入総額が158億1,141万円で収入率は100.9%となっております。

一方、歳出総額は148億3,658万円、執行率は94.6%。歳入歳出差引は9億7,482万円で一般会計・特別会計のすべての会計において決算は黒字となっております。それをまとめたものがその下の表であります。

次に町債であります。平成29年度末現在高は一般会計45億6,013万円、特別会計58億2,530万円、合計で103億8,544万円となっております。昨年度に比べ1億7,572万円の増であります。これは合併特例債を活用した事業に取り組んだ結果によるものであります。

次に(2)の収支決算の状況であります。一般会計、特別会計を合わせたの実質収支は9億6,257万円で職員一人ひとりの経費節減などの努力の結果と思われま。

続きまして5ページをご覧ください。

一般会計(1)の概要ですが、4ページで決算の概要を説明しましたので説明は省略させていただきます。

次に(2)の歳入の状況であります。

予算現額93億8,489万円に対しまして、収入済額95億9,967万円で予算に対する収入率は102.3%となっております。不納欠損額1,081万円につきましては時効など法令に基づき処分したものであります。また収入未済額は7,727万円であり、この未済額につきましては、ここ数年最も低い額となっております。内容の分析や収納に対する工夫をし適切な事務処理に努めた結果と思われま。今後も税等の公平性の観点と同時に自主財源の確保を図るためにも実情を把握し的確な徴収方法を考え未済額の減額により一層、積極的に取り組んでいただきたいと思います。

6ページをお開きください。

この一覧表につきましては、先ほど説明をいたしました歳入の決算額をまとめたものでありますので説明は省略させていただきます。

7ページをご覧ください。(3)のア.歳出の予算執行状況であります。

予算額93億8,489万円に対しまして、支出済額が88億3,635万円で執行率は94.2%となっております。

下の表は款別にまとめたものでありますので説明は省略をさせていただきます。

次に8ページ、9ページであります。この特別会計は先ほど会計管理者が説明をいたしましたので省略をさせていただきます。

10ページをお開きください。

一般会計から特別会計への繰り入れの状況であります。この表にお示ししてあるとおり総額で14億9,410万円となっております。

11ページをご覧ください。

財産に関する調書ですが、これはお手元に配布をしてあります決算書付属資料の23ページの4.財産に関する調書をまとめたものでありますので、説明は省略をさせていただきます。

12ページをお開きください。

基金の状況につきましては関係書類、帳簿等と照合した結果、誤りはないものと認められました。

なお基金の運用につきましては、その運用方法について地方自治法に基づき安全かつ有利を基本により一層、創意工夫を重ねる必要があるかと思われま。

最後に審査の意見、指摘事項であります。恐れ入りますけれども、お戻りをいただきまして3ページをお願いいたします。

決算収支状況は一般会計、ならびに特別会計ともに実質収支においてすべて黒字決算となっており職員の経費節減、事務事業の効率的な執行など積極的な努力が見受けられるところであります。

歳入面については自主財源であります町税が歳入全体に占める割合が15%で、依存財源である地方交付税が46.2%、国庫支出金が6.4%、県支出金が5.5%と歳入の大部分を占めている状況であります。地方自治体の財政構造の弾力性を判断するための指標であります経常収支比率は72.2%で財政の硬直化が懸念されるところであります。

町税の収入状況は、個人町民税が納税義務者の給与所得などの減少により対前年比で500万円余りの減額、法人町民税が中部横断道自動車道の建設に伴う建設事業とJR東海の業績好調なことにより1,300万円余りが増加しており、町税全体の収入状況では対前年で100万円余りの減額となっております。

なお、徴収率については職員の一斉催告による訪問、督促状や催告書の発送など徴収努力の結果、ここ数年向上をしており今後もより一層の努力を望むものであります。

また地方交付税は、合併特例措置による算定替えに伴う段階的縮減などにより対前年比で1億8,076万円が減額しており、今後の町の財政状況を考慮すると人口減少対策などをはじめとする税源の肝要を図る諸施策について、さらなる充実を図る必要があります。

次に使用料ならびに手数料等については、町税と同様、徴収率は向上しているが、収入未済額が多額なものが散見される。公平性の観点からもより一層、徴収方法などに創意工夫をされ収入未済額の減少に努めていただきたいところであります。

歳出面については、経常経費であります人件費が職員の給与改定により対前年で3,712万円の増額。扶助費は保育所処遇改善等、保育事業などの充実により対前年比2,932万円の

増額、公債費は繰上償還に伴う償還額の減少により対前年比で4億3,933万円の減額となっております。

投資的経費については、町単独事業で対前年比3億2,877万円の増額となっております。これはしだれ桜の里づくり事業など、地方創生事業に取り組みを行った結果であります。

なお、その他の経費のうち積立金は特定目的基金への積み増しにより対前年で1億202万円の増額となっております。

またそれぞれの事業や補助金などについては適正に執行されておりますが、それぞれの事業などについて担当職員一人ひとりが問題意識を持ち、その事業の目的や必要性など多角的に分析し、是正改善を行うなど事務事業のさらなる見直しに積極的な努力を望むものであります。

続きまして、お手元の報告第6号の平成29年度決算に基づく身延町健全化判断比率及び資金不足比率について報告をさせていただきます。

詳細な説明は財政課長から説明がありましたので、重複する点があるかと思いますが監査委員の立場で報告をさせていただきます。

平成29年度決算に基づく財政健全化審査を実施した結果、町長から提出されました関係書類などはすべて法令等に基づき作成されておりました。その結果が皆さまのお手元に配布をしてあります財政健全化審査意見書に掲載してあります。

(1)の健全化判断比率の状況のとおり、地方公共団体の財政の健全化に関する法律に基づき算定された各比率は早期健全化比率をそれぞれ下回っております。特に昨年度に引き続き実質公債費比率は前年度を下回っており、今後も施策、事業の選択などによる経費の節減、町債の発行、繰上償還等の工夫など中長期的な財政計画に基づき財政運営を行っていただき、引き続き財政の健全化に努めていただきたいと思います。

終わりになります。職員一人ひとりが常日頃、それぞれ担当する業務はもちろんのこと町政全般について創意工夫の努力を重ねていただき、町民が安心して住めるよりよいまちづくりの実現に向けて邁進することを望むものであります。

以上であります。ありがとうございました。

○議長（柿島良行君）

以上で平成29年度身延町一般会計及び特別会計歳入歳出決算意見書及び平成29年度決算に基づく身延町健全化判断比率及び資金不足比率の審査意見書の報告が終わりました。

ここで、渡邊代表監査委員は退席となります。

渡邊代表監査委員におかれましては、大変お忙しい中をご出席いただきまして厚く御礼を申し上げます。

（ 退 席 ）

議事の途中ですが、ここで暫時休憩といたします。

再開は10時30分からといたします。

休憩 午前10時14分

再開 午前10時30分

○議長（柿島良行君）

それでは、議事を再開いたします。

日程第6 議案第58号 訴えの提起についてを議題とします。

町長から本案について提案理由の説明を求めます。

望月町長。

○町長（望月幹也君）

それでは議案第58号についての提案理由を説明申し上げます。

訴えの提起についてであります。

林道施設破損に係る原状回復の訴えを提起する議案を提出いたします。

記

1. 訴えの相手方 山梨県西八代郡市川三郷町鴨狩津向39番1
有限会社小林林業 代表取締役 小林嘉昭

2. 事 件 名 原状回復請求事件

3. 請 求 の 趣 旨 相手方に対し破損された林道施設の原状回復。内容は別紙になります。

訴訟費用は相手方の負担とする。

4. 訴訟に関する取扱い 弁護士を訴訟代理人に選任し、町は必要に応じ和解、上訴、その他必要な措置を行うことができる。

提案理由を申し上げます。

林道施設破損に係る原状回復の訴えを甲府地方裁判所に提起することについて、地方自治法第96条第1項第12号の規定により議会の議決を求めるものであります。

これがこの議案を提出する理由でございます。

以上であります。

なお、議案の内容につきましては、産業課長が説明いたしますのでよろしくお願い申し上げます。

○議長（柿島良行君）

次に議案第58号の内容説明を求めます。

望月産業課長。

○産業課長（望月真人君）

それでは議案第58号 訴えの提起について内容説明をさせていただきます。

議案第58号および議案説明書をお願いいたします。

議案第58号 訴えの提起についてでございますが、背景、経過といたしまして有限会社小林林業は林道折八古関線を利用し、平成27年以前から伐採作業を行っており、住民からの通報により林道施設、ガードレール等の破損が確認され、林道管理者として現場にて何度か口頭で回復の指導をいたしましたが、応じていただけませんでした。

平成29年4月18日、直接会社に出向き復旧しない場合は、法的手段に訴える等の旨説明し、同年5月8日、回復の工程表の提出がありました。期限につきましては、同年10月31日まででございます。

しかしながら11月に入っても原状回復していないため、問いただしたところ同年11月29日、仕事の繁忙および一部林道の通行止めを理由に工程表の延期、期日につきましては、平成30年3月20日の工程表の提出を受け、致し方なく受理いたしました。

しかしながら今年5月14日、依然回復していないため、電話にて今年7月中にすべて回復

しない場合は訴訟に踏み切る旨、通達をいたしました。

今年5月28日、期限につきましては、今年7月31日までの工程表の提出を郵送で受けました。しかしながら平成30年8月2日、顧問弁護士立ち会いのもと現地を確認したところ、一部の回復、ガードレール40メートルの回復は確認をしましたが、大半が未着手のため今回の提訴に踏み切るものでございます。

なお、内容につきましては先ほど町長が申し上げたとおり議案第58号に記載のとおりです。

なお、被災の詳細につきましては議案第58号の別紙のとおりでございます。

以上で議案第58号の内容説明とさせていただきます。よろしくご審議をお願いいたします。

○議長（柿島良行君）

以上で町長の提案理由と担当課長の内容説明が終わりました。

日程第7 議案第59号 平成30年度身延町一般会計補正予算（第4号）

日程第8 議案第60号 平成30年度身延町介護保険特別会計補正予算（第2号）

日程第9 議案第61号 平成30年度身延町介護サービス事業特別会計補正予算（第1号）

日程第10 議案第62号 平成30年度身延町簡易水道事業特別会計補正予算（第2号）

日程第11 議案第63号 平成30年度身延町下水道事業特別会計補正予算（第2号）

以上の5議案は補正予算案でありますので、一括して議題とします。

町長から提案理由の説明を求めます。

望月町長。

○町長（望月幹也君）

それでは議案第59号から議案第63号について提案理由の説明を申し上げます。

まず議案第59号 平成30年度身延町一般会計補正予算（第4号）についてであります。

以下、1行目は省略をさせていただきます。

（歳入歳出予算の補正）

第1条、歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ1億8,471万5千円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ85億1,261万6千円とする。

第2項、歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額、並びに補正後の歳入歳出予算の金額は「第1表 歳入歳出予算補正」による。

（地方債の補正）

第2条、地方債の変更および廃止は「第2表 地方債補正」による。

以下は省略させていただきます。

次に議案第60号 平成30年度身延町介護保険特別会計補正予算（第2号）についてであります。

（歳入歳出予算の補正）

第1条、歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ4,387万円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ23億761万8千円とする。

以下は省略をさせていただきます。

次に議案第61号 平成30年度身延町介護サービス事業特別会計補正予算（第1号）についてであります。

(歳入歳出予算の補正)

第1条、歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ80万8千円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ1,082万7千円とする。

次に議案第62号 平成30年度身延町簡易水道事業特別会計補正予算(第2号)についてであります。

(歳入歳出予算の補正)

第1条、歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ2,780万7千円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ11億3,758万円とする。

次に議案第63号 平成30年度身延町下水道事業特別会計補正予算(第2号)についてであります。

(歳入歳出予算の補正)

第1条、歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ145万3千円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ4億2,341万6千円とする。

補正予算案については以上でございます。

なお、内容につきましてはそれぞれ各担当課長が説明いたしますのでよろしくお願い申し上げます。

○議長(柿島良行君)

次に議案第59号から議案第63号までの内容説明を求めます。

はじめに議案第59号の内容説明を求めます。

遠藤財政課長。

○財政課長(遠藤基君)

議案第59号 平成30年度身延町一般会計補正予算(第4号)について内容説明をさせていただきます。

それでは5ページをお開きください。第2表 地方債補正であります。

合併特例事業債は区長要望等に対応するため、治山・土地改良施設整備事業に1,790万円、町道整備事業に2,370万円を充当するため、4,160万円を増額変更させていただくものであります。

また、平成25年度債借り換えのため起債する予定でした合併特例事業債2,760万円は平成29年度からの繰越金が確定し、元金を繰上償還するための財源が確保されたことから廃止させていただくものであります。

8ページをお開きください。歳入について、ご説明いたします。

14款2項4目1節住宅費補助金に80万円を計上いたしました。社会資本整備総合交付金につきましては、木造住宅耐震改修事業等に伴う国庫補助金であります。

15款2項2目2節老人福祉費補助金に3,680万円を計上いたしました。介護基盤整備等事業費補助金3,200万円、ならびに介護基盤開設準備等事業費補助金480万円は町内の民間業者が小規模多機能型居宅介護事業所を開設することに対する県補助金であります。

4目2節林業費補助金167万5千円は特定鳥獣適正管理事業のための県補助金であります。

18款1項5目1節下部および久那土、古閑簡易水道整備基金繰入金に324万円を計上いたしました。簡易水道事業特別会計繰出金に充当するものであります。

8目1節ふるさと振興事業施設管理基金繰入金に121万6千円を計上いたしました。身延

町活性化施設ゆばの里の施設修繕に充当するものであります。

18款2項1目1節簡易水道事業特別会計繰入金に875万3千円を計上いたしました。平成29年度身延町簡易水道事業特別会計繰越明許費事業の決算に基づき精算金を一般会計に繰り入れるものです。

9ページをご覧ください。

21款1項3目農林水産業債、5目土木債につきましては、第2表 地方債補正で説明をいたしましたとおりでございます。

10ページをお開きください。歳出についてご説明いたします。

2款1項1目一般管理費、一般管理事務費、14節に67万4千円を計上いたしました。役場庁舎等の電話機器更新に伴うリース代であります。

2目広聴広報費、19節に有線放送施設整備費補助金47万5千円を計上いたしました。補助対象となる地区は下山荒町地区、切石地区の2地区であります。

5目財産管理費、財産管理事業費、13節に廃校舎等不動産鑑定評価業務委託費235万6千円を計上いたしました。この不動産鑑定評価業務委託は廃校舎等の売却、貸付等に対して適正な価格で手続きするためであります。

5目財産管理費、本庁舎管理費、15節に869万3千円を計上いたしました。本庁舎2階会議室の空調設備取り替え、照明器具のLED化、天井・壁等を改修するものであります。

11ページをご覧ください。

財産管理費、町有バス管理費、13節に130万円計上いたしました。学校行事等の町有バス需要が増えたため、バス運転業務費を増額するものであります。

6目企画費、1節に21万8千円、13節に300万円を計上いたしました。本町の町の歌を制定、制作するための計上であります。

9目交通安全防災対策費、19節に79万6千円を計上いたしました。防犯灯建設事業に対する補助金で対象となる地区は清子区、熊沢区、杉野区の3地区でございます。

13ページをお開きください。

3款1項4目高齢者福祉費、19節に3,680万円を計上いたしました。歳入でご説明したとおり、小規模多機能型居宅介護事業所を開設する民間業者に対して、町を經由して県補助金を交付するためでございます。

15ページをお開きください。

4款3項1目簡易水道運営費、19節に64万7千円を計上いたしました。大山水道組合への水道整備事業補助金であります。

16ページをお開きください。

6款1項4目農業土木費、15節に857万3千円を計上いたしました。各区長からの要望に伴う土地改良施設等整備工事費であります。

2項2目林業振興費、8節に428万5千円を計上いたしました。有害鳥獣捕獲に伴う報償費であります。

17ページをご覧ください。

3目林業土木費、13節に600万円を計上いたしました。林道折八古関線の林道施設破損にかかる原状回復の訴えを提起する費用として100万円および各林道等、埋塞土の撤去費用500万円でございます。

15節に2,135万9千円を計上いたしました。各区長からの要望に伴う治山等整備工事費であります。

7款2項1目観光費、観光総務費、19節に130万円を計上いたしました。ゆるキャン音楽祭実行委員会への補助金であります。

18ページをお開きください。

8款2項1目道路橋梁維持費、15節に2,509万円を計上いたしました。各区長からの要望に伴う道路橋梁維持管理工事費であります。

19ページをご覧ください。

3項1目河川維持費、15節に300万円計上いたしました。区長からの要望に伴う河川維持管理工事費であります。

20ページをお開きください。

9款1項1目非常備消防費、11節に237万1千円を計上いたしました。身延中央簡易水道および大城簡易水道整備事業に伴う消火栓格納庫等取り替え修繕工事のためであります。

2目消防施設費、15節に940万7千円を計上いたしました。下部第3分団第1部の消防詰所改修工事費であります。

10款1項2目事務局費、事務局事業費、13節に83万4千円を計上いたしました。身延中学校新設候補地の宅地等の不動産鑑定業務委託費であります。

21ページをご覧ください。

4項2目公民館費、公民館運営事業費、19節に16万6千円を計上いたしました。集落公民館整備事業に対する補助金で対象となる集落公民館は下田原集落公民館であります。

22ページをお開きください。

5項2目金山博物館費、15節に301万6千円を計上いたしました。博物館の屋根防水改修等の工事であります。

5目和紙の里費、現代工芸美術館事業費、11節に132万3千円計上いたしました。生誕300年木喰展図録を増刷するためでございます。

以上、議案第59号の内容説明とさせていただきます。よろしくご審議をお願いいたします。

○議長（柿島良行君）

次に議案第60号、議案第61号の内容説明を求めます。

穂坂福祉保健課長。

○福祉保健課長（穂坂桂吾君）

それでは議案第60号 平成30年度身延町介護保険特別会計補正予算（第2号）について説明をいたします。

6ページの歳入をご覧ください。

3款国庫支出金につきましては1項国庫負担金32万円、2項国庫補助金を339万4千円、4款支払基金交付金につきましては394万2千円、5款県支出金につきましては1項県負担金20万円、2項県補助金を162万5千円、7款繰入金につきましては182万5千円それぞれ増額をいたします。これらの補正は歳出予算の2款および4款の補正に伴い国支払基金、県、町それぞれの負担割合に応じて計上いたしました。

8款繰越金に3,256万4千円を増額いたします。これは主に歳出予算の5款に充当いたします。

次に8ページの歳出について説明をいたします。

2款保険給付費の1項8目居宅介護住宅改修費および4款地域支援事業費の2項1目介護予防・生活支援サービス事業費につきまして、今年度の支出実績から予算不足が見込まれるため、それぞれ160万円、1,300万円増額をいたします。

次に5款1項3目国庫支出金等償還金の2,927万円の増額ですが、平成29年度の保険給付費等の実績額確定に伴い、その財源として平成29年度中に受け入れ済みの国庫支出金等に超過交付が生じたため、これを返還するためのものであります。

以上で議案第60号につきまして説明を終わり、引き続き議案第61号 平成30年度身延町介護サービス事業特別会計補正予算(第1号)について説明をいたします。

6ページの歳入をご覧ください。

1款サービス収入につきまして、1項1目支援サービス計画費収入を11万6千円、2項1目介護予防ケアマネジメント事業費収入を85万9千円それぞれ増額します。

2款繰入金は一般会計からの繰入金で17万2千円の減額です。

3款繰越金に5千円を増額いたします。

次に7ページの歳出について説明いたします。

1款事業費の補正ですが、まず1項介護予防サービス等諸費の1目4節共済費および7節賃金につきましては、臨時職員として介護支援専門員2名を雇用するための予算であります。採用募集しても応募者がなく4月以降、1名減の状況が続いているため半年分の予算を減額するものです。

次に13節委託料の146万1千円の増額および2項介護予防・日常生活支援総合事業費の1目13節委託料86万円の増額は、臨時職員の1名減などの事情からケアプランの作成等の業務委託を増やす必要があるためのものであります。

説明は以上です。よろしくご審議をお願いいたします。

○議長(柿島良行君)

次に議案第62号、議案第63号の内容説明を求めます。

羽賀環境上下水道課長。

○環境上下水道課長(羽賀勝之君)

議案第62号 平成30年度身延町簡易水道事業特別会計補正予算(第2号)について内容説明をさせていただきます。

6ページをお開きください。歳入から説明をさせていただきます。

5款1項1目簡易水道一般会計繰入金に937万4千円を計上いたしました。公債費の元金および水道維持管理費に充当するための繰入金であります。

6款1項1目繰越金に986万4千円を計上いたしました。平成29年度の繰越金であります。

7款1項1目2節雑入に856万9千円を計上いたしました。中部横断自動車道建設工事に伴う山梨県からの配水管移設切り回し工事のための補償金であります。

続きまして歳出を説明させていただきます。7ページをご覧ください。

1款1項1目簡易水道管理費、15節に1,887万9千円を計上いたしました。中部横断自動車道、身延山インターチェンジアクセス道路建設に伴う町道和田平線送・配水管移設工事および県道割子切石線配水管切り回し工事のための工事請負費であります。

2款2項1目簡易水道建設費、28節に875万4千円を計上いたしました。平成29年度決算に伴った町負担にかかわる精算金を一般会計へ繰り出すものであります。

3款1項1目元金613万4千円の財源組み替えを計上いたしました。使用料である一般財源を簡易水道管理費に充当し、一般会計からの繰入金を元金に充当するための財源組み替えであります。

以上、議案第62号の内容説明をさせていただきました。

続きまして議案第63号 平成30年度身延町下水道事業特別会計補正予算(第2号)について内容説明をさせていただきます。

6ページをお開きください。歳入から説明をさせていただきます。

3款1項3目角打、丸滝下水道事業一般会計繰入金に145万3千円を計上いたしました。角打、丸滝下水道事業維持管理費へ充当するための繰入金であります。

7ページをご覧ください。次に歳出を説明させていただきます。

1款2項3目角打、丸滝下水道事業維持管理費に145万3千円を計上いたしました。経年劣化による処理場内の機械設備の修繕費であります。

以上で議案第62号、議案第63号の内容説明を終わらせていただきます。よろしくご審議をお願いいたします。

○議長(柿島良行君)

以上で町長の提案理由と担当課長の内容説明が終わりました。

日程第12 議案第64号 財産の取得についてを議題とします。

町長から本案について、提案理由の説明を求めます。

望月町長。

○町長(望月幹也君)

それでは議案第64号について提案理由を説明申し上げます。

財産の取得についてであります。

下記の財産を取得することについて、議会の議決を求めます。

記

1. 財産の種類 動産(災害備蓄品)
2. 物品名および数量 アルファ化米2万8千食、エアーマット34セット(2千枚)
レスキューシート2千個、アルミ転写毛布1千枚
差し替えベスト200着、簡易トイレ処理剤105セット
防災備蓄用飲料水2千箱(1箱当たり1.5リットル8本入り)
3. 契約の方法 指名競争入札による契約
4. 購入金額 2,187万6,372円
5. 購入先 山梨県甲府市伊勢1-5-16
有限会社中村ポンプ工作所 代表取締役 中村巳春

提案理由を申し上げます。

大規模災害発生に備え、町内で想定される避難者数に対しての必要な備蓄品を追加配備する必要が生じました。

については、地方自治法第96条第1項第8号および身延町議会の議決に付すべき契約及び財

産の取得又は処分の範囲を定める条例第3条の規定により、当該財産の取得にあたり議会の議決が必要であります。

これがこの議案を提出する理由でございます。

以上でございます。

なお、内容につきましては、財政課長が説明いたしますのでよろしくお願い申し上げます。

○議長（柿島良行君）

次に議案第64号の内容説明を求めます。

遠藤財政課長。

○財政課長（遠藤基君）

議案第64号 財産の取得について内容説明をさせていただきます。

2枚目の議案第64号関係資料をご覧ください。

買い入れをしようとする財産は災害備蓄品であります。

予定価格は消費税を除いた2,246万1,500円で、入札年月日は平成30年7月31日
であります。

入札場所は身延町中富総合会館2階会議室でありました。

入札参加者につきましては、記載してあります7社であります。

入札金額、入札率はそれぞれ記載のあるとおりでありますのでご覧ください。

落札者は有限会社 中村ポンプ工作所で消費税を含んだ2,187万6,372円となり、
7月31日に仮契約を締結いたしました。

なお、納入期限は協議の上決定し、納入場所につきましては身延町交通防災課指定場所
であります。

なお、災害備蓄品の内訳につきましては、概要のとおりでありますのでご覧ください。

以上、議案第64号の内容説明とさせていただきます。よろしくご審議をお願いいたします。

○議長（柿島良行君）

以上で町長の提案理由と担当課長の内容説明が終わりました。

日程第13 同意第2号 身延町教育委員会委員の任命について

日程第14 同意第3号 身延町公平委員会委員の選任について

町長から本案について、提案理由の説明を求めます。

望月町長。

○町長（望月幹也君）

それでは同意第2号、同意第3号について提案理由を説明申し上げます。

まず同意第2号 身延町教育委員会委員の任命についてであります。

身延町教育委員会委員に下記の者を任命することについて、議会の同意を求めます。

記

住 所 山梨県南巨摩郡身延町三沢1551番地

氏 名 今村文子

生年月日 昭和21年8月17日

提案理由を申し上げます。

平成30年11月18日に委員の任期が満了するので、その後任委員を任命する必要が生じ

ました。

については、委員の任命にあたり地方教育行政の組織及び運営に関する法律第4条第2項の規定により議会の同意が必要であります。

これがこの議案を提出する理由でございます。

次に同意第3号 身延町公平委員会委員の選任についてであります。

身延町公平委員会委員に下記の者を選任することについて、議会の同意を求めます。

記

住 所 山梨県南巨摩郡身延町西嶋1243番地

氏 名 笠井一雄

生年月日 昭和28年4月2日

提案理由を申し上げます。

平成30年11月18日に委員の任期が満了するので、その後任委員を選任する必要が生じました。

については、委員の選任にあたり地方公務員法第9条の2第2項の規定により議会の同意が必要であります。

これがこの議案を提出する理由でございます。

なお、内容につきましては、お手元に配布の議案説明書のとおりでございます。

以上でございます。

○議長（柿島良行君）

提案理由の説明が終わりました。

本案については人事案件のため、内容説明は省略します。

以上をもちまして本日の議事日程は終了しました。

これをもちまして本日は散会とします。

ご苦労さまでした。

○議会事務局長（佐野和紀君）

相互にあいさつを交わし終わります。

ご起立をお願いいたします。

相互に礼。

ご苦労さまでした。

散会 午前11時13分

平成 3 0 年

第 3 回身延町議会定例会

9 月 5 日

平成30年第3回身延町議会定例会（2日目）

平成30年9月5日
午前 9時00分開議
於 議 場

1. 議事日程

日程第1 諸般の報告

日程第2 一般質問

2. 出席議員は次のとおりである。（13名）

1番	伊藤雄波	2番	伊藤達美
3番	望月悟良	4番	赤池朗
5番	上田孝二	6番	田中一泰
7番	野島俊博	8番	河井淳
9番	芦澤健拓	10番	福與三郎
11番	渡辺文子	13番	広島法明
14番	柿島良行		

3. 欠席議員は次のとおりである。

12番 川口福三

4. 地方自治法第121条の規定により説明のため出席した者の職氏名

(21人)

町	長	望月幹也	副	町	長	瀧本勝彦															
教	育	長	鈴木高吉	総	務	課	長	笠井祥一													
会	計	管	理	者	村	野	浩	人	企	画	政	策	課	長	高	野	博	邦			
交	通	防	災	課	長	千	頭	和	康	樹	財	政	課	長	遠	藤	基				
税	務	課	長	小	笠	原	正	人	町	民	課	長	熊	谷	司						
福	祉	保	健	課	長	穂	坂	桂	吾	観	光	課	長	佐	藤	成	人				
子	育	て	支	援	課	長	大	村	隆	産	業	課	長	望	月	真	人				
建	設	課	長	水	上	武	正	土	地	対	策	課	長	埜	村	公	文				
環	境	上	下	水	道	課	長	羽	賀	勝	之	下	部	支	所	長	望	月	由	香	里
身	延	支	所	長	柿	島	利	巳	学	校	教	育	課	長	伊	藤	克	志			
生	涯	学	習	課	長	深	沢	教	博												

5. 職務のため議場に参加した者の職氏名(2人)

議会事務局長 佐野和紀
録音係 望月融

開会 午前 9時00分

○議会事務局長（佐野和紀君）

相互にあいさつを交わします。

ご起立をお願いいたします。

相互に礼。

（ あ い さ つ ）

ご着席ください。

○議長（柿島良行君）

本日は大変ご苦労さまでございます。

川口福三議員から欠席の届け出が提出されていますので、報告をいたします。

ただいま交通防災課長から報告がありましたが、昨日の台風21号も大きな被害の発生もなく一安心のところであります。

それでは、出席議員が定足数に達しておりますので直ちに会議を開きます。

本日は議事日程第2号により執り行います。

日程第1 諸般の報告を行います。

本日の説明員として、地方自治法第121条の規定に基づき出席通知のありました者の職氏名につきましては、先の会議で一覧表として配布したとおりです。

以上で諸般の報告を終わります。

日程第2 一般質問。

通告の1番、伊藤達美君の一般質問を行います。

伊藤達美君の質問を許します。

登壇してください。

伊藤達美君。

○2番議員（伊藤達美君）

今般、質問通告事項に従って一般質問を行います。

今、聞かところの話によりますと、皆さん方、課長さんをはじめ町長さんすべて徹夜だそうでございます。できるだけ早く済ませたいと思いますけれども、そうはいつても一番大事な一般質問でございますので、ぜひともご協力のほどお願いを申し上げます。

まず1番目でございます。地区要望事項の見直しについてでございます。

ご存じのとおり身延町におきましては例年、年度はじめの4月中旬に旧町単位で各地区の区長さん等を集め、初区長会を開催いたしております。その中で区要望事項について、5月の中旬までに提出されるよう要請をされているかと思っております。

思うに地区要望事項の提出につきましては、地域の安心・安全や住民生活にかかわる地域の問題解決等々を図るために提出をお願いしているものだというふうに私、考えておりますけれども、当局はこの実施目的をどのように考えているのか、お尋ねをまず申し上げます。

○議長（柿島良行君）

笠井総務課長。

○総務課長（笠井祥一君）

お答えをさせていただきます。

行政は地方自治法第1条の2にございますように、住民福祉の増進を図ることを基本として自主的かつ総合的に実施する役割を広く担うものとする規定をされており、町民の皆さまが安全・安心に生活していく上で必要な施設の整備等は、行政として自主的かつ総合的に実施していくものだと考えております。

しかし、町が各地区における課題や問題点として把握している以外にも地域住民の皆さまから地区要望として提出していただくことで新たな課題や問題点を把握し、地域住民の皆さまと情報の共有ができることとなりますので、各区長さまには大変、面倒をお掛けしておりますが、毎年、地区要望として取りまとめていただき、提出をお願いしているところでございます。

○議長（柿島良行君）

伊藤達美君。

○2番議員（伊藤達美君）

そこで本年度の地区別および担当課別の要望事項の件数でございますが、それをご教授願いたいと同時に、この地区要望事項の提出にあたって、その内容の採択、事業化実施にあたっての実施要綱、あるいはまた陳情に関する取扱規則等、町として作成をしておられるのか、お尋ねを申し上げます。

○議長（柿島良行君）

笠井総務課長。

○総務課長（笠井祥一君）

お答えをさせていただきます。

現在、身延町地区要望事項事務取扱規程の制定に向けまして事務手続きを進めているところでございます。

本年度の各区の要望につきましては、下部地区は要望件数208件で、そのうち120件が建設課、49件が産業課で要望の約81%を占めております。中富地区は要望件数201件で、そのうち124件が建設課、38件が産業課で要望の約81%を占めております。身延地区は要望件数276件で、そのうち194件が建設課、50件が産業課で要望の約88%を占めております。町全体では685件の要望があり、そのうち575件、約84%が建設課と産業課に関する要望となっております。

以上です。

○議長（柿島良行君）

伊藤達美君。

○2番議員（伊藤達美君）

そこででございますが、提出された要望事項に関しまして、一般的にどのように対処、処理されているのか。また、毎年区長さんから聞く不満等々によりますと、なかなか採択されずに事業化が進展しないというようなこと、それから回答時期が年度を超えてしまって遅いではないかというような不満も聞いております。

なかなかこれは国、県等の直轄事業等も含まれますので難しい問題ではございますけれども、これに対する対応策を講じておられるのか、お考えになっておられるのか、ちょっとお聞かせを願いたいと思います。

○議長（柿島良行君）

笠井総務課長。

○総務課長（笠井祥一君）

お答えをさせていただきます。

各区から提出していただいた要望につきましては、その内容により管理・管轄が国、県など町以外の団体等の場合につきましては、その団体に町が要望し、町が管理・管轄しているものは各担当課に振り分け、担当課ごと町民の皆さまに危険が及ぶ恐れがあるような緊急を要するもの、事業実施に必要な条件等がクリアされているものなどから順次、対応をさせていただきます。

しかし、すべての要望を年度内に実施することは難しい状況でございます。毎年、継続して要望され、必要条件是クリアしていても予算等の関係で先送りとなっていたものなどについて、昨年度から積極的に予算計上をさせていただきます。

今定例会におきましても、6款1項4目農業土木費に907万3千円、8款2項1目道路橋梁維持費に2,609万円、8款3項1目河川維持費に300万円をそれぞれ計上させていただいているところでございます。

以上でございます。

○議長（柿島良行君）

伊藤達美君。

○2番議員（伊藤達美君）

町としての地区要望事項に対する対応策、それなりに努力しておることは十分承知をいたしているところでございますけれども、先ほど申し上げましたとおり、やっぱり事業の中身をよく勘案していただいて、例えば緊急性とか重要性とか経済的な効果とか、あるいは地域近郊等を踏まえた上で、公平性を確保する中で実施をされるようお願いをいたしたいと思っておりますと同時に、やはりそのためには事前に実施要綱なり、取扱規則を情報開示しておく中で地域の区長さんによく知っていただく、そういう努力が大切であるというふうに私、感じますので、ぜひこれからもご尽力をお願い申し上げたいと思っております。

次に要望事項の、先ほどの申しますと約70%近くが建設課に集中しているわけでございます。その中身も多種多様だというふうに聞いております。こんなことを言っては申し訳ないですけれども、地域で対応できるものもありますでしょうし、あるいは個人的に対応できるものもあるというふうに聞いておりますけれども、いろんな要望があがってきておるようでございますけれども、そういう中で建設課の対応、取り組みについてお尋ねを申し上げます。

○議長（柿島良行君）

水上建設課長。

○建設課長（水上武正君）

お答えいたします。

平成29年度の数字になりますが、建設課関係の区要望につきましては、町全体で434件となり、その内訳につきましては、国に対する要望が17件、県に対する要望が145件、JRに対する要望が3件、町が269件となっております。

ご質問にあります建設課での対応、取り組みにつきましては要望を取りまとめ、町関係以外の要望につきましては、国、県、JRに対しそれぞれ要望を行っているところであります。

町関係につきましては、職員により現地調査を行い、緊急性の高い案件から順次予算を確保するとともに、工事を施工しているところであります。また、案件によっては原材料支給等により各区に対応をお願いしている案件もございます。さらには建設課職員により修繕可能な要望につきましては、早急に対応しているところでございます。

以上でございます。

○議長（柿島良行君）

伊藤達美君。

○2番議員（伊藤達美君）

600件から700件近い要望事項が建設課に集中しているという意味で、それに対する対応、なかなか厳しいものがあるかとは思いますが、ぜひとも誠意を持って、これに対応していただくようお願いを申し上げます。

次に要望事項の中で継続案件が平成29年度で見ますと約480件、71%、全体の占めているわけございまして、中を見ても、私の地域でございますけれども、3年あるいは5年近い継続案件もあるように思われます。かかる状況を鑑みたとき、やっぱり私はその実施要綱なり、取扱規則等を制定する中に要望事項の絞り込み等をする等々、何らかの対応策を、あるいは改善策を講じておくべきだというふうに考えるわけでございます。件数が多ければいいという問題ではございません。やっぱり、私はその中身、いかにして、先ほど申し上げましたとおり緊急性、重要性、あるいは経済効果、地域近郊等を含めて、町としてやるべき事業採択をどのようにすべきかということ真剣に考えていただく必要があるかと思っておりますので、最後にその当局のお考え方をお聞かせ願います。

○議長（柿島良行君）

笠井総務課長。

○総務課長（笠井祥一君）

お答えをさせていただきます。

平成30年度の要望につきましては、町全体で685件、うち継続要望が487件で約71%を占めている状況でございますが、先ほどもお答えをさせていただきましたとおり管理・管轄が国、県など町以外の団体等の場合につきましては、その団体に町から要望し対応していただくこととなりますので、どうしても時間を要することとなります。町が管理・管轄している場合でありましても、事業実施の必要条件等がクリアされていないものなどにつきましては、実施までに時間がかかる場合がございます。

現時点で複数年、継続して要望を出していただいている事項等につきましては、再度、内容を確認し、町としてすぐに対応可能なもの、おおむね3年を目途に対応可能なもの、現時点では対応が難しいものに分類し、その理由も含め回答することを検討してまいりたいと思います。

先ほどもお答えをさせていただいたとおり、現在、身延町地区要望事項事務取扱規程の制定に向けまして、事務手続きも併せて進めさせていただいております。

また区要望に対する予算計上につきましては、今後も引き続き積極的な取り組みを進めてまいりたいと思います。

また管理・管轄が町以外のものに対する要望につきましても、引き続きそれぞれの団体に対し早期実現に向けて要望をしてまいりたいと思います。

以上でございます。

○議長（柿島良行君）

伊藤達美君。

○2番議員（伊藤達美君）

ぜひ、今、申し述べた内容についてご尽力を賜りますようお願いをすると同時に、やっぱりこういうことはどういう要望事項があがってきたのか、そしてそれを採択してどういう形で事業化が行われたのか、ホームページ等でぜひとも情報公開をしていただきたい。それを見れば、一般の人も町の対応がよく分かるというような方法を併せて講じていただくようお願いを申し上げたいと思います。

それでは引き続きまして、2番目の質問でございますが、サテライトオフィスの開設に伴うところの企業誘致についてという問題でございますが、皆さんご存じのとおり県外の大手企業の工場誘致につきましては、製造業の海外移転などを背景に非常に厳しい状況にあることはご存じのとおりでございます。とりわけ県外大手企業の工場誘致が盛んであったのは昭和40年代、50年代、あるいは60年代であるというふうに記憶をいたしております。とりわけ山梨県内では県の中核工業団地、国母工業団地でありますとか釜無工業団地、甲西工業団地、それから上野原の工業団地、さらには峡南地域中核工業団地等々があったわけでございますけれども、その当時は経済状況が非常によかったわけございまして、県内の大手企業、数多くの県内の立地が可能となったわけでございます。しかしながら、先ほど申したとおり経済社会の大きな変化の中で、なかなか大手企業の誘致は難しいという状況でございます。

そんな中で、サテライトオフィスを開設して企業の誘致に成功している事例は日本各地にございます。このサテライトオフィスにつきましては、企業の本社や本部から離れた場所に設置をいたしまして、本社と同様の業務を行えるような通信環境、光ファイバーの設備でございますけれども、整備されている小規模のオフィスを示すわけでございますが、空き家等を一部改修して、光通信網を整備することによって誘致が可能であることから移住定住等を含めた地域活性化の一環としても、これは注目をされているところでございます。

大規模な企業の誘致も、これは大切ではございますけれども、それとは別に空き家等を改修してサテライトオフィスを開設し、そこへ情報通信関連企業と中小企業の誘致をお考えになっているかどうか、お尋ねを申し上げます。

○議長（柿島良行君）

高野企画政策課長。

○企画政策課長（高野博邦君）

お答えします。

サテライトオフィスの誘致につきましては、現在、政府でも中央省庁を地方へ移転とするという地方創生の一環として進めているものであります。

山梨県では、平成27年度からの国のサテライトオフィス整備モデル事業を導入して企業誘致を図っております。

町では移住定住促進事業として、空き家土地バンク制度により定住および交流人口の増加を図っております。その中で町が所有する清子、古閑、古長谷の移住体験施設、3館においてはサテライトオフィス誘致に伴う居住環境として必要なインターネットによる情報通信が利用できる環境となっております。

現在、移住体験施設の募集案内には通信環境についての状況が示されていないので、これ

をお示しするとともに町のホームページにも掲載し、周知を図ってまいります。

ご質問の情報通信関連企業等の誘致につきましては、県に山梨県サテライトオフィス整備事業費補助金制度が創設されております。また、総務省によるサテライトオフィスマッチングセミナーが開催されますので、テレワークを含めまして今後の国、県の動向に周知しつつ情報収集を行ってまいります。

以上です。

○議長（柿島良行君）

伊藤達美君。

○2番議員（伊藤達美君）

企業誘致につきましては、地域産業の振興等に伴って雇用創出を図る等々、いろんな手法があるわけがございますけれども、少子高齢化の中で人口減少の著しい農山村地域を抱える自治体においては人口の減少に歯止めをかけ、なおかつ人口社会増を図るための施策の展開が最も重要な課題だと認識をされている中で、企業誘致というのは極めて重要な施策だというふうに私は考えております。

先般におきましては、峡南地域中核工業団地に新たにキーテックが工場立地をされたわけでございますが、この経済的な波及効果は非常に高いものがあるかと思っております。地域産業の振興に伴う企業支援、あるいは企業家の誘致等も大切な手段ではあるかと思っておりますけれども、そうはいつてもやっぱり経済効果の高い誘致等も積極的な取り組みが求められるところだというふうに思います。

そこで、身延町の新たなまちづくりのために策定された身延町の第2次総合計画、身延町まち・ひと・しごと創生総合戦略など基本計画を含め、今後における町の企業誘致に対する基本的な考え方をお教え願いたいと思います。

○議長（柿島良行君）

高野企画政策課長。

○企画政策課長（高野博邦君）

お答えします。

第2次身延町総合計画では「やすらぎと活力のある開かれたまち」を目指し、5つの目標の実現に向けて取り組んでいくこととしております。

企業誘致に関しては発展の活力づくりの目標の中で、実現の課題として外からの力に依存する産業振興は困難と思われるため、これまで地域が蓄積してきた人材や資源を見直し、新たな産業を創出することを課題としています。

計画において企業立地促進の方針としては、環境への負荷が少なく、地元雇用率の高い企業誘致を図るため、企業支援に関する各種助成制度等を活用するとともに業種要件の緩和等、柔軟な対応により立地を促進し、道路等のインフラ整備や優遇税制等について検討していくとしております。

また、まち・ひと・しごと創生総合戦略では、しごとの創生として中部横断自動車道の開通による株式会社キーテックを例とした企業の進出を期待するところではありますが、新たに地域外からの企業誘致は厳しい環境であることは否めません。

総合戦略では将来にわたっての安定した雇用の創出のためには、観光および地場産業の資源の活用や今後も増加すると思われる福祉介護事業の創出、またサテライトオフィスの誘致など

による新たな雇用の場を拡大していくとしています。

今後の町内への企業誘致につきましては、これら計画に基づき社会経済情勢等を勘案しつつ関係機関と連携を取りながら取り組んでまいります。

以上です。

○議長（柿島良行君）

伊藤達美君。

○2番議員（伊藤達美君）

企業誘致に関しましては、雇用創出と地域経済の振興活性化に大きな役割、貢献を生ずることとは皆さんご存じのとおりでございます。ぜひとも、もう一步前に踏み出していただいて、少なくともいろんな難しい問題がございますけれども、積極的な姿勢を今後取っていただくようお願いをいたします。

次に高齢者の孤立を防ぐための地域の支え合い体制づくりについてでございますが、都会はもとより地方におきましても社会経済の変化によりまして、地域住民の地縁的な結びつき、絆でございますけれども、希薄化をいたしておりまして、同時に核家族化等により一人暮らしの高齢者でございますとか、高齢者のみの世帯が増えていることはご存じのとおりでございます。高齢者の孤立化、日常生活に不安を来たす老人が増加をしていることも事実でございます。

身延町におきましては、高齢者の人口比率、全国を上回る早さで進展をしております、今後さらに高齢者のみの世帯が増加することが予測をされるわけでございます。

このような状況下におきまして、高齢者世帯の孤立を防ぐために、今現在、町として具体的にどのような取り組みをされているのか、まずお尋ねを申し上げます。

○議長（柿島良行君）

穂坂福祉保健課長。

○福祉保健課長（穂坂桂吾君）

平成28年度に町では要介護認定を受けている方を対象に、在宅介護実態調査を実施いたしました。その調査で在宅生活の継続に必要なと感じる支援サービスについて尋ねたところ、通院、買い物などの外出同行が必要と答えた方が29.3%と最も多く、2番目に多かったのが見守り・声掛けで24.2%でした。高齢者の孤立を防ぐためには、この見守り・声掛けは必要な支援であると思います。

介護保険の対象者の場合は、居宅サービスを利用いただくことで介護事業者やケアマネとつながることができますが、介護保険対象外の方に対しては、町では福祉サービスとして生きがいデイサービス、配食サービス、自立のホームヘルプサービス、ふれあいペンダント、ふれあいコールなど、見守り・声掛けの視点を含んだ支援策を用意しております。また、いきいき百歳体操は身近なところにつどい場が形成されますので、これに参加していただくことで孤立防止にもなります。そのほか民生委員さんによる訪問活動、愛育会による声掛け活動、すこやかクラブの友愛訪問なども孤立防止に役立つものです。併せまして町では郵便局や生協など民間事業者と協定を結び、高齢者等の生活に異変を感じた場合には、町へ連絡をしてもらうこととなっております。これも見守りという視点から高齢者を孤立させない取り組みとして、有効であると考えております。

以上です。

○議長（柿島良行君）

伊藤達美君。

○2番議員（伊藤達美君）

今のような高齢者に対する孤立を防ぐための施策展開と同時に、高齢者が安心して生き生きと暮らすことができるための地域における包括的な支援体制の、私は構築がより必要だというふうに考えております。容易にできるものではございませんけれども、これからの高齢化社会を考えたとき、極めて重要な施策だと思えます。今後の町の取り組み、それから支援についてお尋ねをいたします。

○議長（柿島良行君）

穂坂福祉保健課長。

○福祉保健課長（穂坂桂吾君）

国では2025年を目途に全国の自治体で医療、介護、介護予防、生活支援、住まいの5つの要素が切れ目なく包括的に提供される仕組み、いわゆる地域包括ケアシステムを構築することを目指しています。

町では、これに向けましてここ数年来、在宅医療と介護の連携・推進、認知症施策の推進、地域づくりによる介護予防事業など、新たな施策に基づく事業に取り組んでいるところであります。

また、今議会に一般会計補正予算として計上いたしました介護基盤整備等事業費補助金は小規模多機能型居宅介護事業所を町内に整備するためのもので、高齢者が住み慣れた地域でいつまでも暮らし続けることができるよう、介護資源を充実させるものであります。今後の取り組みにつきましては、生活支援体制整備事業を推進してまいります。

先ほどのご質問にありましたとおり、本町では一人暮らし高齢者等の増加を背景に生活不安や孤立の問題などを抱える方がますます増えることが予想されます。議員の皆さまにも多数ご参加いただきましたが、6月28日に開催した支え合い町民フォーラムを皮切りに息の長い取り組みになることが予想されますが、高齢者が安心して生き生きと暮らすことができるよう支え合いの地域づくりを進めてまいります。

以上です。

○議長（柿島良行君）

伊藤達美君。

○2番議員（伊藤達美君）

やっぱり地域のお年寄りは地域の人たちがみるという、こういうシステムを構築することがこれからの社会の基盤維持には必要だというふうに考えますが、そういう中でお年寄りの日常生活の支援、見守り、居場所づくりがこれは非常に大切なことだというふうに常々考えておりますけれども、これらの地域においてこういう事業等々を担う運営主体について、共助、あるいは互助等々の観点からどのような組織が最適か、お尋ねを申し上げます。

○議長（柿島良行君）

穂坂福祉保健課長。

○福祉保健課長（穂坂桂吾君）

先ほど申しました生活支援体制整備事業につきましては、共助の観点から地域住民はもとよりボランティア組織、NPO、民間事業者などのさまざまな主体が必要に応じて連携し、高齢

者の生活を支える仕組みを構築しようとするもので、運営主体はこれが最適であると一概に申し上げることはできませんが、ご質問の日常生活の支援、見守り、居場所づくりなどの実践はまさに地域の中で生活している高齢者を支えるための基盤となるものと考えますので、可能な限り集落などの身近な地域住民が主体となって取り組んでいただくことを期待するところであります。

以上です。

○議長（柿島良行君）

伊藤達美君。

○2番議員（伊藤達美君）

ぜひとも町としてもそういう地域の組織に対するサポート、これからも積極的にお願いをいたしたいと思います。

次に今まで述べた中での取り組みにつきましては、私は地域コミュニティの再生、あるいは活性化にも結び付くものと考えるわけでございまして、まちづくりの観点からやっぱりこういう組織づくり、あるいは活動をどのように位置付け、評価をされますのか、お尋ねを申し上げます。

○議長（柿島良行君）

高野企画政策課長。

○企画政策課長（高野博邦君）

お答えします。

過疎化、高齢化などを背景に住民同士の地縁的な結びつきの希薄化は、これまで地域が担ってきた支え合い機能の低下につながってまいります。そのような中、高齢者が安心していきいきと暮らせる地域をどのようにつくるか、この課題を切り口として地域住民が自ら考え行動する取り組みは、住民主体の新しい支え合い、助け合い社会の創出を目指すものと捉えることができます。

このような取り組みは、第2次身延町総合計画基本構想に掲げる基本目標である、やすらぎの暮らしづくりの具現化への取り組みであり、また協働のまちづくりの考え方にまさに通ずるもので町づくりの観点からは、総合計画が目指す身延町の将来像、やすらぎと活力あるひらかれた町の実現に大きく寄与するものと考えます。

以上です。

○議長（柿島良行君）

伊藤達美君。

○2番議員（伊藤達美君）

ぜひとも、これからの社会基盤整備のために施策展開をよろしく願いいたします。

次に自然災害に備えました防災、それから避難訓練およびハザードマップについての質問でございます。

身延町地域防災計画、非常に厚い冊子でございまして、すべて読むのはなかなか難しいわけでございますけれども、そういう中で自主防災組織の位置付けについてお尋ねを申し上げます。

○議長（柿島良行君）

千頭和交通防災課長。

○交通防災課長（千頭和康樹君）

お答えいたします。

ひとたび大規模な災害が発生したときに被害の拡大を防ぐためには、国や都道府県、市町村の対応、公助だけでは限界があり、自分自身の努力によって守る、自助とともに普段から顔を合わせている地域や近隣の人々が集まって、互いに協力し合いながら防災活動に組織的に取り組むこと、共助が必要です。

自主防災組織とは、災害対策基本法第5条に基づき自分たちの地域は自分たちで守るという自覚、連帯感に基づき自主的に結成する組織であり、本町においては町内すべての自治会に組織されております。

災害による被害を予防し、軽減するための活動を行う組織、災害に対して地域近隣で協力し合える組織として、隣保共同の精神に基づく活動が求められます。自主防災組織が日ごろから取り組むべき活動としては、防災知識の普及、防災訓練の実施が挙げられ、災害時には情報の収集・伝達、負傷者の救出・救護、給食・給水、避難所の運営などが挙げられます。

○議長（柿島良行君）

伊藤達美君。

○2番議員（伊藤達美君）

この自主防災組織に関しまして、例えば9月2日でございます。防災訓練、避難訓練等が行われたわけでございますけれども、気候変動等によりまして想定外の自然災害が常態化をしている中で、私は新たな防災訓練、避難訓練が必要だと思うわけでございます。自主防災組織に対しまして、町はどのような、この防災訓練や避難訓練に対しましての指導、アドバイス、研修等を行っているかをお尋ね申し上げます。

○議長（柿島良行君）

千頭和交通防災課長。

○交通防災課長（千頭和康樹君）

お答えいたします。

本町におきましては、8月30日から9月5日の防災週間中の日曜日を基準日として防災訓練を実施しております。本年度は7月24日に身延地区、25日に下部地区、26日に中富地区の自主防災会長を対象に説明会および中部消防署職員による要配慮者の搬送講習も開催いたしました。8月1日には身延町消防団役員を対象に防災訓練の説明をし、地域自主防災組織への協力依頼をいたしました。大規模災害時には、町、消防、警察など防災機関も多方面に分散され、必ずしも求めているサポートを受けられるとは限らないことから、自分の地域は自分たちで守るを基本に組織の強化に努めていただくように避難誘導訓練、安否確認、避難状況報告、初期消火訓練、応急救護訓練、防災マップの検証等を行っていただき、要配慮者などさまざまな地域にお住いの方々が積極的に参加できるような取り組みをお願いいたしました。

本年度においては、南海トラフ地震に関する情報の見直しに伴い、地震発生が予知できないことから、訓練を地震発生からスタートし、シェイクアウト訓練をしていただいたのち、避難をしていただくよう各世帯にもチラシを配布し、お願いしたところであります。

町も身延町危機管理訓練として、職員65名が災害対策本部運営図上訓練、併せて切石地区の住民に参加をいただき、避難所運営訓練もしたところであります。

自主防災組織の役員の方々には、県主催の峡南地域防災強化戦略、防災リーダー養成講座に

平成30年度は40名の方々に参加していただきました。自主防災組織活性化特別推進事業に応募し、平成26年度は横光自主防災組織、平成27年度は手打沢自主防災組織、平成28年度は上之平自主防災組織の方々に防災および減災マップの作成の研修に参加していただきました。

平成29年度は避難所運営支援事業に応募し、豊岡地区の自主防災組織の役員の方々に避難所の運営方法について、図上訓練をしていただきました。

本年6月29日には甲府地方気象台の予報官を招き、局地的大雨と台風による災害について、地震災害についての研修会を開催し、47名の方々に参加していただきました。また平成29年度は災害発生時に中心となって避難所運営をしていただく防災リーダーの養成と避難所でのさまざまな対処方法を習得する避難所運営研修を開催し、48名の方々に参加をしていただきました。

消防団におきまして昨年10月に普通救命講習会を開催し、96名の団員が心肺蘇生法、AEDの使用方法や止血法などを習得したところであります。

これらの研修会につきましては、今後も継続的に開催し、自主防災組織の方々に積極的な参加を呼びかけ、地域の主導者となる人材の確保に努め、地域防災力の向上を図っていききたいと思います。

○議長（柿島良行君）

伊藤達美君。

○2番議員（伊藤達美君）

ぜひとも地域の防災リーダーの育成に積極的に努めていただくようお願いを申し上げます。

次にハザードマップでございますが、ハザードマップにつきましては、町民のハザードマップに対する認知度が必ずしも高くはないようなそんな感じを受けておりまして、その重要性を認識してもらうための啓蒙啓発活動、これが必要であるというふうに私、常々考えております。

また、ハザードマップの内容につきましては、想定外の自然災害が常態化している中で、避難場所等の見直し等の必要なエリアもあるかと思っております。マップの新たなことを計画されているか、お尋ねを申し上げます。

○議長（柿島良行君）

千頭和交通防災課長。

○交通防災課長（千頭和康樹君）

お答えいたします。

平成22年1月21日、内閣府政府広報室において発表されました全国20歳以上の者、3千人を対象とした防災に関する特別世論調査の中のハザードマップの活用状況意向調査によりますとハザードマップで防災情報を確認したことがあると答えた者は、平成19年の24.9%から31.2%と6.3ポイント増加しているものの約3割程度でした。

本町においては、平成19年3月に身延町ハザードマップを、平成22年3月に身延町地震ハザードマップを発行いたしました。さらに平成26年4月に自分の家や、その周辺が一目で分かるように、航空写真を利用した土砂災害ハザードマップを発行し、町内全世帯に配布しており、平成27年9月発行の身延町災害対策ガイド&マップにおいても再確認をお願いしております。また、防災訓練の説明会においても、ハザードマップを利用した防災マップの検証や、減災マップの作製もお願いしております。町、県、国のホームページに掲載し公表をしております。

ます。今後も啓発に努めてまいりたいと思います。

○議長（柿島良行君）

伊藤達美君。

○2番議員（伊藤達美君）

次に今後における、しもべ道の駅管理運営についてでございます。

ご存じのとおり、しもべ道の駅につきましては、平成9年に建設をされまして本年で21年目を迎えるわけですが、農林水産省の中山間地域総合整備事業の補助を受け、総事業費5億4千万円で建設されたものでございます。

施設はふるさと振興館、これは販売所でございます。それからそば処木喰庵、ホタルドーム館、移築古民家、それからバーベキュー施設等で構成をされておりますが、その管理運営につきましては、指定管理者制度を採用いたしまして、農事組合法人でございます下部特産物食品加工組合がその指定を受け行っているわけですが、この経営状況、まず入場者数、売上について、平成29年度の実績について、3年前、平成27年度と比較して、どのように推移してきたか、お尋ねを申し上げます。

○議長（柿島良行君）

望月産業課長。

○産業課長（望月真人君）

お答えします。

下部農村文化公園、道の駅しもべは開設以来、21年目を迎えております。施設の管理は平成18年4月から農事組合法人 下部特産物食品加工組合に指定管理を行っており、現在4期目で平成29年4月1日から平成32年3月31日までとなっております。

平成29年度の入場者数は3万236人で、平成27年度に比べ1,368人の減。売り上げにつきましては、平成29年度が2,006万4,662円で、同じく363万807円の減となっており、年々集客者数の減少とともに売り上げも減少している状況です。

以上でございます。

○議長（柿島良行君）

伊藤達美君。

○2番議員（伊藤達美君）

今、産業課長が述べられたとおり売上、それから入場者数、共に減少しておりまして、特に売上については非常にその減額数字が大きいわけですが、そういう中で当然、これは集客を増やして、そして売上を伸ばすという努力が行われて然るべきでございますが、年間を通してどのようなイベントを行うことで集客を高めているか。そしてその成果はどのようなものであるのか、お尋ねを申し上げます。

○議長（柿島良行君）

望月産業課長。

○産業課長（望月真人君）

お答えします。

集客を目的として、内部イベントといたしまして山菜まつり、味噌蔵出しまつり等、年8回、延べ19日。外部イベントといたしまして山梨県農業まつりへの参加等、年9回、延べ15日実施しております。味噌蔵出しまつりなど、町内外から大変好評をいただいているイベントも

ありますが、売上減少にみられるように全体的な見直しが必要と考えております。

以上でございます。

○議長（柿島良行君）

伊藤達美君。

○2番議員（伊藤達美君）

今、課長が述べたとおりでございまして、このままでは将来どうなるか、なんとも見定めがつかない、そんな感じを受けるわけございまして、そうであれば、やっぱり集客を高め、そして売上の向上を図るための、やっぱり外部の専門家を招致いたしまして、定期的な経営診断等々が必要だと思っておりますけれども、実際行っているかどうか、お尋ねを申し上げます。

○議長（柿島良行君）

望月産業課長。

○産業課長（望月真人君）

お答えします。

指定管理者である農事組合法人 下部特産物食品加工組合から定期的な収支報告は受けておりますが、その中で定期的に外部専門家による経営診断を行っているという報告は受けておりません。利用状況の低迷を踏まえ、今後は第三者機関による経営診断も必要と考えております。

以上でございます。

○議長（柿島良行君）

伊藤達美君。

○2番議員（伊藤達美君）

中部横断自動車道の清水までの開通でありますとか、ちょっと将来的に観光時期、未定ではありますけれども、国道300号、中之倉バイパス、ループトンネル、高架橋等々の完了を見越して、やっぱり県外、とりわけ首都圏でありますとか、静岡からの観光客の誘客を考えておく必要があるかと思えます。

ただ現状ではなかなか、そこまでは手が回らないとは思いますが、これはぜひともこれからの将来のことを考えて、観光客の誘客策、積極的に専門家等を招致する中で考えていただくようお願いをいたしますと思っておりますけれども、そういう施策展開をおやりになる意思があるかどうか、お尋ねを申し上げます。

○議長（柿島良行君）

望月産業課長。

○産業課長（望月真人君）

お答えします。

国道300号の改良工事区間は、ヘアピンカーブが連続し観光バスなどの大型車両のすれ違いに困難をきたす箇所が多く、ドライバーが敬遠する道路であります。改良工事完成後は富士五湖方面から国道300号経由で中部横断道を利用する、あるいはその逆のルートを通る観光客の増加が期待できます。そのような状況を鑑みて、町では開通後の観光客の増加に伴った道の駅しもべの集客増加対策は喫緊の課題であると捉えております。

現在、同施設は指定管理者制度による管理運営となっており、町は指定管理者の民間的な発想による新たな取り組みに期待しており、その状況に応じた対応を一緒に検討してまいります。

今後は施設の目的であります本町の農業振興と都市との交流、さらに年々増加する外国人観

光客に対応した町の活性化の拠点施設として内容の充実を図ることが重要課題であると考え、同施設のみならず町全体として身延町観光振興ビジョンに基づき、観光客の誘客対策に取り組んでいく必要があると考えております。

以上でございます。

○議長（柿島良行君）

伊藤達美君。

○2番議員（伊藤達美君）

今、述べたような内容でもって前に進めていただければ本当にありがたいことでございますけれども、現状を見る限り集客力の向上でございますとか、売り上げの増加はなかなか見込めないというような感じを私は持っております。私は定期的によくこの道の駅にも行きますし、それから長い間、いろんな形で物産の仕事をしてきた関係で、あそこで販売している商品のアイテム等を見ます限り、地域的な条件等もありますけれども、売れる商品がなかなか集まっていないというような現状を考える中で、このままの状態では将来は非常に不安であるというふうに常々考えております。

そういう中で、やっぱり集客力を高めるためには新たなコンセプトのもとに、このリニューアル等を行うことが、これはぜひとも必要であるというふうに考えております。今のままでは集客力の向上は見込めないということは、先ほど申し上げましたけれども、例えて言うならばあけぼの大豆のレシピでありますとか、あけぼの大豆の豆腐料理、また食べられる和食レストランの開設等々、根本的に考え方、コンセプトを改めた中で新たなリニューアル等をしない限りは、私はこの再生、復活はないような、そういう思いがいたします。そういう中で、町としては新たなコンセプトのもとに、この施設のリニューアル等をお考えになっているかどうか、お聞きをいたします。

○議長（柿島良行君）

望月産業課長。

○産業課長（望月真人君）

お答えします。

開設以来21年目を迎え全体的に経年劣化が進み、ホテルドーム等、老朽化により使用していない施設もございます。経年劣化に伴う修繕費の増加や利用状況も低迷しておりますが、中部横断自動車道の全線開通、また低迷の大きな要因でありました国道300号の改良等、明るい話題もございます。今後のあり方につきましては、木喰の里微笑館との連携も含め外部有識者を含めた検討委員会の設置による協議が必要であると考えております。

以上でございます。

○議長（柿島良行君）

伊藤達美君。

○2番議員（伊藤達美君）

ぜひともチャレンジ精神を持って、この打開策を講じていただきますようお願いを申し上げます。私の質問をこれで終わらせていただきます。ありがとうございました。

○議長（柿島良行君）

伊藤達美君の一般質問を終わります。

ここで暫時休憩とします。

再開は10時15分とします。

休憩 午前 9時59分

再開 午前10時15分

○議長（柿島良行君）

一般質問を再開します。

次は通告の2番、望月悟良君の一般質問を行います。

望月悟良君の質問を許します。

登壇してください。

望月悟良君。

○3番議員（望月悟良君）

私は通告しておきました大きく3項目について質問をいたします。

まず1項目めの学校運営に対する地域の教育資源の活用策についてでございます。

ご承知のように合併後、児童生徒の減少に伴いまして、小中学校の適正規模や運営の効率化等を図るために今年4月に小学校3校、中学校1校という体制が誕生したわけでございます。学びの殿堂としてスタートしたわけでありまして、身延教育がスタートしておるわけでございますけれども、教育の資源といたしましては、いわゆるハード面、あるいはソフト面等もあると思っております。私は主にソフト面ということで、今回、質問させていただくわけでございます。

まず1点目でございますけれども、学校運営に対する地域の教育資源の活用策の中で、まず学校統合後の地域、教育資源の具体的な活用策ということで質問いたします。

まちづくりは人づくりにあると、よく言われておるわけでございますけれども、学校が地域によって育まれて、豊かな人間性の確立に果たしていることは否定できないところでございます。そこで小中学校教育において、どのように地域と関わって特色ある教育に取り組んでいるのか、まずご質問いたしたいと思っております。

○議長（柿島良行君）

鈴木教育長。

○教育長（鈴木高吉君）

お答えをさせていただきます。

本町の教育、学術および文化の振興に関する総合的な施策について、身延町総合教育会議におきまして町長と教育委員会が協議を行った上で決めました身延町教育大綱では、教育理念に「明日のふるさと身延を担う人づくり」を掲げ、郷土を学び郷土を愛し地域文化を育む人づくりを基本目標の1つとしております。

統合後の各小中学校においては、地域のご協力を得ながら農作業体験学習や職場体験学習、大学連携講座などを行い、地域資源を活用したキャリア教育などに取り組んでおり、昨年度に完成をしました社会科副読本「私たちの身延町」では、さまざまな地域資源を学習材料として網羅しております。各小学校でこれを広く活用しております。

また、本年度はなかとみ現代工芸美術館開館20周年事業の1つとして開催をしております生誕300年木喰展に合わせ、全小中学校で木喰上人に関する学習を行い、本町の固有の貴重な歴史文化や地域資源を学校教育に活用しております。

平成32年度、それから平成33年度に学習指導要領が改定をされると、なお一層、授業時数の確保については厳しくなるわけですがけれども、できる限りの工夫を行い地域資源の有効活用を図るように努めてまいります。

以上です。

○議長（柿島良行君）

望月悟良君。

○3番議員（望月悟良君）

ありがとうございました。地域資源といたしまして、社会科副読本、これは「私たちの身延町」ですか、そういった資源を学習材料として活用しているということは良いことだと思っております。

先になかとみ現代工芸美術館におきまして、生誕300年の木喰展とか、そういった地域の歴史的な資源を活用しておるということですが、具体的にその内容等についてどうして取り組んでいるかということをお聞きしたいんですけども。

○議長（柿島良行君）

鈴木教育長。

○教育長（鈴木高吉君）

お答えをさせていただきます。

まず木喰展でございますけれども、木喰上人を知るという学習会におきまして、授業や全校集会の一コマをお借りし、生涯学習課文化財担当が講師となりまして木喰上人の生涯や仏像について学びました。それから5月25日に身延中学校、それから6月8日に身延清稜小学校と下山小学校、それから6月12日に身延小学校でこれを実施しております。

次に学んだことを表現をするという学習におきまして、児童生徒たちに木喰仏や笑顔ですね、ほほえみの顔に関する作品作りを行ったところでございます。中学校の作品は8月7日からすでに木喰展の会場に展示をしております。小学生の作品につきましても9月中に同じく会場に展示をする予定でございます。

以上です。

○議長（柿島良行君）

望月悟良君。

○3番議員（望月悟良君）

具体的な活用策についてお伺いをしたわけですが、児童生徒にとりまして、私も個人的にはそうかもしれないですけども、やっぱり素晴らしいものを見たりということは、その人の感性を磨くというか、そういうことについて、本当に良いことだと、このように思います。

そこで地域の人材の活用ということについて、例えば具体的な事例、人的資源と申しますか、事例等がございましたら、併せてお伺いしたいと思います。

○議長（柿島良行君）

伊藤学校教育課長。

○学校教育課長（伊藤克志君）

お答えをさせていただきます。

本町で最も特徴的な取り組みは、身延町教育研修センターの学びの向学館事業で行っております学習支援がでございます。これは地域の教員OB等に講師となっただき、小中学生を対

象とした学習支援の活動です。平成29年度の実績は、小学生は3年生から6年生までを対象として月2回の土曜日の実施を基本とし、下部分館、西嶋分館、下山分館、身延分館の4会場で計24回それぞれ実施し、51名の児童がこれに参加をいたしました。

中学生は3年生を対象とし、夏季および冬季休業期間と土曜日を基本とし、身延分館で24回実施をし、44名の生徒がこれに参加をしました。

本年度の講師といたしまして、ご協力をいただいている方の人数は小学生の部が16名、中学生の部が12名です。また本年度、いきいき教育地域人材活用推進事業では地域の方に書写の指導、篆刻の指導、合唱の指導、箏曲の指導、水泳の指導、米作り指導等にご協力をいただき学習活動を実施しております。

さらに中学校では職業ワイド相談事業といたしまして、地域の警察官、消防士、看護師、薬剤師等にご協力していただき、その職務内容について学習し、キャリア教育を行っておるところです。

以上です。

○議長（柿島良行君）

望月悟良君。

○3番議員（望月悟良君）

ありがとうございました。身延町には、やっぱり教育研修センターを活用したり、いきいき教育地域人材活用推進事業等も活用しておるようでございます。私、個人的に感じているわけですが、身延町には教職にあった方がおおぜいおると感じております。そういった、それは利用するといったらちょっとおかしいですが、そういった教職の経験者を活用しての、もっと積極的に教育資源と言ったらおかしいですけども、活用して身延の特色ある教育を進めていただきたいと、このように思っているわけでございます。

続きまして2点目の教育資源の活用の中で、道徳教育への資源活用ということでお伺いしたいと思っておりますけども、道徳教育につきましては、新聞紙上にもございましたように、来年度から正式に教科化されるというようなことを伺っております。道徳教育の難しさも、私もそういった面を感じておるわけでございますけども、家庭や地域で連携しての対策が必要かと思うわけでございますけれども、例えば地域の歴史的な、輩出している偉人等を活用しての方針があれば、道徳教育の面へも生かせればと思うわけでございますけれども、こんな方針が合せてありましたらお伺いしたいと思います。

○議長（柿島良行君）

鈴木教育長。

○教育長（鈴木高吉君）

お答えをさせていただきます。

各学校における具体的な指導内容につきましては、教育基本法および学校教育法に定められております教育の目的、あるいは目標、義務教育の目的や学校教育の基本的役割を踏まえて学校教育法施行規則および学習指導要領に各教科等の種類や、それぞれの目標、また指導内容等についての基準が示されておるわけでございます。

各学校におきましては、これらの基準を基本とし、地域や学校の実態および児童生徒の心身の発達段階等、特性を考慮して指導内容を編成する必要がございます。

本町では、身延町教育振興プランに道徳に限らず各教科や特別活動において地域環境や地域

資源を教材に地域の人材を活用した郷土学習、産業などの体験学習の充実に努め、体験的地域学習の展開を図る方針となっております。

以上です。

○議長（柿島良行君）

望月悟良君。

○3番議員（望月悟良君）

道徳教育につきましては、私も常々難しいところだなと感じておるわけですが、身延町の教育振興プランによりまして、道徳に限らず各教科、ほか特別活動、あるいは地域環境では地域資源とか、そういったものに地域の人材等を活用した学習をしているということのようですが、具体的に道徳教育の中にはいろいろ郷土を愛することを学ぶとか、そういうことが言われているようですが、それでは具体的にどういう学習内容かということについて、ありましたらお伺いします。

○議長（柿島良行君）

伊藤学校教育課長。

○学校教育課長（伊藤克志君）

お答えさせていただきます。

地域における伝統文化の尊重や郷土を愛する態度を学ぶことを目的といたしまして、投げたいまつやどんと焼きなど、自分たちの住んでいる地域行事を題材とした学習が各学校において本年度の教育課程に計画をされております。

以上です。

○議長（柿島良行君）

望月悟良君。

○3番議員（望月悟良君）

ありがとうございました。できるだけ地域と関わりがあるような教育的な指導をお願いしたいと、このように思うわけですが、1項目につきましては、以上で終わります。

次に大きく2項目めでございます。

2項目めにつきましては、拠点集落の再編についてということについて質問いたします。

少子化によりまして、特に山間地の集落では地域コミュニティと申しますか、自治活動の機能が低下してしまっていて、待たなしのような状況で、いろいろな面で大雨とか大規模地震とか予想される、こういった災害が想定される今日で、区長さんですか、そういった組織的なものはしっかりしないと集落の維持、特に高齢化しているのも、そういったものが難しいなと、私も感じておるところでございます。

もちろん行政とのスムーズな連絡網ということで、先ほども、冒頭、本会議の前に交通防災課長からも昨夜からの大雨、台風の状況等が報告されたわけですが、幸い小規模的なこの集落が何もなくてよかったなと安心しているところでもございます。

そこで行政がこういった小規模集落について、再編する具体的な考えがありましたらお答えいただきたいと思います。

○議長（柿島良行君）

高野企画政策課長。

○企画政策課長（高野博邦君）

お答えします。

第2次身延町総合計画前期基本計画では、中山間地に点在し集落機能の維持が困難な小規模集落については、集落間協力体制の構築を基本として集落の動向に対応した再編を進め、安心して生活できる環境を整えていくとしています。これは点在する集落同士が連携し、協力体制を構築すること、また集落の維持が困難だと、その地に居住している皆さまが判断し、近隣の集落との間において、合併が可能との合意形成がされる場合には、町として集落の再編を進めていくものと考えております。

現在、有事が発生した場合の防災機能として身延町消防団各部にデジタル簡易式無線機120台を配備して、災害対策本部とダイレクトに結ぶ連絡体制が構築されています。また今回のように台風等により避難が必要な場合には、集落の拠点である各地区公民館分館および公共施設に状況により避難所を開設しております。生活に必要な基盤整備としては、点在する小規模集落を包括する簡易水道の整備事業も鋭意進めております。

ご質問の集落再編につきましては、住んでいる皆さまが地域についての課題について考え、地域づくりによりよい答えを出していただくことが重要だと考えます。

以上です。

○議長（柿島良行君）

望月悟良君。

○3番議員（望月悟良君）

今、身延町の第2次総合計画の基本計画の中で集落の再編を進めるということを伺ったんですけども、集落の自主性に任せているような、ちょっとお話を聞いたんですけども、行政が積極的にこういった集落に話しかけるような形でもっていければ、できればそういうように、行政側が積極的に働きかけるような方向で進めてほしいと、私は思うわけでございます。

ちなみに本町内の区と申しますか、集落の数ですね、町内に、今、集落がどのくらいの、区長と申しますか、組長単位ですか、これは町の条例等を引っ張り出せば分かるかもしれないですけども、そういった区の数がありましたら、ここで教えていただければ。

○議長（柿島良行君）

高野企画政策課長。

○企画政策課長（高野博邦君）

お答えいたします。

身延町区長及び組長設置等に関する規則の中で、区長の担当する区域を定めております。その総数は136地区となっております。

以上です。

○議長（柿島良行君）

望月悟良君。

○3番議員（望月悟良君）

町内の区の数が136というように理解しているわけですけども、この中に例えば10戸以下の小集落がどのくらいあるか分かりますか。

○議長（柿島良行君）

高野企画政策課長。

○企画政策課長（高野博邦君）

先ほどの136地区のうち世帯数が10戸以下の地区につきましては、25地区となります。以上です。

○議長（柿島良行君）

望月悟良君。

○3番議員（望月悟良君）

ありがとうございました。10戸以下で区を運営ということで、これは大変だなと思います。特に道路愛護ですか、年に何回かそういった活動があると思いますけども、そういったことのほかにいろいろな行政的な連絡事項等もあると思いますけども、そこへ高齢化している中でこういった小集落、25地区あるということをお伺いしたわけですけども、そういった集落につきましては、積極的に町のほうに関わって、主導的に関わって集落の再編、あるいは拠点集落等の整備を進めていったらいいのではないかと、このように私は思います。この点につきましては、ぜひ要望といたしまして、2項目めの質問につきましては終わりといたします。

続きまして、3項目めの町道の維持管理についてでございます。

前項目とほぼ同じような面もあるかもしれませんが、山間地域の集落では特に町道維持管理、年間を通じて年2回ほど。道路の盆正月といいますか、秋ですか、道路維持作業等を実施しておりまして、高齢化によって維持管理が厳しいと。入っていくと、そういった声を多く聞きます。子どもさんはみんな甲府とか町外に出ていて、そういった作業に出る人も少ないということで、これは大変だなと私も思ったわけでございます。

年間除雪、大雪とか降雪時には町が建設課で建設業者に委託とか、そういったことをしておるように伺っておりますけれども、特に幹線的な町道を有する、延長の長い小集落では特にこれは大変だなと思うわけでございます。そこで町が業者委託等によって維持管理をしていただけないかということで、質問いたしたいと思います。

○議長（柿島良行君）

水上建設課長。

○建設課長（水上武正君）

お答えいたします。

本町の町道につきましては、現在1級町道が21路線、51.53キロメートル、2級町道が36路線、64.29キロメートル、その他の町道が675路線で273.65キロメートルを管理しております。

町の町道の維持管理につきましては、日常的に職員2名によるパトロール等を実施しています。路面整備等につきましては、パトロールで気づいた箇所や町民から連絡を受けた箇所など、その都度、対応をしているところでもあります。また毎年11路線を町内建設業者で、29路線をシルバー人材センターで、他路線につきましては先ほど議員さんがおっしゃられましたとおり地元の皆さまや町職員2名により除草作業等を行っているところでもあります。さらには平成29年度に購入しましたミニホイールローダにより小規模な崩落土除去や路面整備等も行っているところでもあります。

したがって、ご質問にあります町道の全面的な維持管理を業者に委託することは考えておりませんが、これまで同様、随時必要に応じた対応を取ってまいりたいと考えております。以上であります。

○議長（柿島良行君）

望月悟良君。

○3番議員（望月悟良君）

ありがとうございました。なかなか、今のお答えにあったように道路延長もかなりありまして大変だというようでございます。

そこで、今、お答えいただきました29年度に購入したと言われますミニホイールローダによる、これは機械だと思いますけれども、これにつきましては、所管が建設課というもので何台か分かりますか。

○議長（柿島良行君）

水上建設課長。

○建設課長（水上武正君）

ミニホイールローダの台数ですか。台数は1台であります。

○議長（柿島良行君）

望月悟良君。

○3番議員（望月悟良君）

これ1台で、こういった機械ができれば山間の集落、拠点的な集落ですね、分館単位ぐらいですか、そういったところへ、拠点的な集落へ配備するような計画はございますでしょうか。

○議長（柿島良行君）

水上建設課長。

○建設課長（水上武正君）

お答えします。

このミニホイールローダにつきましては、3トン未満の小型車両系建設機械の免許の取得が必要となります。したがって、各施設、公民館等への設置は現在考えておりません。

以上であります。

○議長（柿島良行君）

望月悟良君。

○3番議員（望月悟良君）

どうもありがとうございました。こういった機械等も、こういった地区へあれば、できれば配備していただければ、労務的なものもかなり解決できるかなと思うわけでございます。

資格がこれはいらそうですので、また高齢化していけば取得の面でいろいろ難しい問題があるかもしれませんけれども、そういった点につきましてもできれば、これは要望です。配慮していただければと思います。

また、今お答えになった中で、専門的な職員2名で除草、あるいは除伐等を積極的にやっておられるということで、私も先のお盆の過ぎごろでしたか、この飯富直売所の上の伊沼という部落がありまして、そこへ有害獣の関係でちょっと見に行ったんですけども、ちょうど町道に、カーブミラーに倒木がございまして、区長さんから言われて、幸い建設課のほうへ報告して除伐等で取り除いていただいたわけですけども、そういったこともいくつかのこういったことも起きるわけでございます。そういったものにもできるだけ配慮していただくことをお願いしたいと思います。

町内の高齢化には、もう少しそういった積極策、行政における積極策を取ればお願いした

いと、このように感じておるわけでございます。

私の質問は以上3項目でございますけども、以上をもちまして終結させていただきます。ありがとうございました。

○議長（柿島良行君）

望月悟良君の一般質問を終わります。

ここで暫時休憩とします。

再開は11時5分とします。

休憩 午前10時48分

再開 午前11時05分

○議長（柿島良行君）

一般質問を再開します。

次は通告の3番、芦澤健拓君の一般質問を行います。

芦澤健拓君の質問を許します。

登壇してください。

芦澤健拓君。

○9番議員（芦澤健拓君）

質問の通告に従いまして、ただいまから一般質問を行います。

はじめにあけぼの大豆の六次産業化について伺います。

六次産業化というのは、一次産業で要するに農業で生産したあけぼの大豆を二次産業で製品化、商品化して、三次産業で販売するという、1、2、3で6という、これ1と2と3を掛けても足しても6になるわけですけども、六次産業化というのがこの現在、本町で進められているあけぼの大豆の六次産業化でございます。

地方創生の総合戦略の中で、あけぼの大豆の六次産業化につきましては、このように記されております。協議会の設立により、あけぼの大豆の種子の確保と生産技術の向上のための講習会を開催するとともに、ブランド化と六次産業化を推進する。これに従いまして現在、六次産業化の作業がいろいろと進められているわけです。

一次産業で生産して二次産業で製品化、商品化するということで、私たち議員は7月18日、19日の両日に、昨日の総務産業建設常任委員長からの報告もありましたように、神奈川県厚木市と、それから箱根町に県外研修ということで行ってまいりました。

厚木市にあります味噌工房なすなというのは、この六次産業をそのなすなの中だけで完結しているというそういう、自分たちが作ったお米で麴を作り、津久井在来大豆という大豆を発酵させた米麴味噌、麦麴味噌、あるいは麴そのものを使ったゆず麴とか、ねぎ麴などの麴製品、それから酒まんじゅうとか漬物などを加工し、その場所の1階にあります売店で販売していると、そういうところでございます。

ここで使っております津久井在来大豆というのは、なぜそういう名前かと言いますと、現在の相模原市、以前は神奈川県津久井郡と呼ばれていた地域を中心に栽培をされていたということから津久井在来大豆と呼ばれているもので、本町のあけぼの大豆と同じように昔は限られた地域のみで栽培されていたようですけども、県が優良品種に選定したということから栽培する場所が神奈川県全域に広がったというふうなことでございます。

味噌工房なずなというのは、神奈川県農政部、厚木市から六次産業化法に基づく総合化事業計画というものを認定されまして、農業委員会やJA厚木などと共に連携して津久井在来大豆などの六次産業化に取り組んでいるところでございます。

津久井在来大豆というのは、地産地消の取り組みなどから、先ほど申し上げましたように神奈川県の各地で少しずつ栽培が広がっていたわけですが、地域によって開花期や成熟期、茎の長さ、実の形などに違いが出てきたために津久井在来大豆振興連絡会というところからの依頼で平塚、相模原、秦野の3地域の津久井在来大豆の栽培特性について、DNAマーカーの中のSSRマーカーというものを利用して比較し、その結果、形質のバラツキやほかの品種との差別化を図るため、津久井在来と他の大豆品質が選別できる、そういう技術を開発したそうです。

このなずな工房が一次、二次、三次、すべてを合わせた六次産業として成功しているという事例を見学してまいりました。

本町のあけぼの大豆の六次産業化も同じ方向で進んでいくべきであるというふうに思いますけれども、まち・ひと・しごと創生総合戦略で述べられているように、あけぼの大豆の種子の確保、生産技術と技術の向上ということが目的でありますし、しかもこれを用いて人口の増加を進めていく、そういうことも考えていかなければならないというふうに思います。

9月4日の山日新聞で「あけぼの大豆 豊富な糖類」ということで、県産業技術センターが通常の大豆に比べて多くの糖類を含んでいるということの研究して、その研究結果を発表しています。ほかの大豆の平均値の約1.4倍ということで、大粒で甘みが強いというふうにされてきた特徴が科学的に証明されたということでございます。

あけぼの大豆のそういう糖類を多く含んでいるという部分を利用して、やはり商品化を目指していくべきであるというふうに考えておりますけれども、これについて町の見解を聞きたいと思っております。

○議長（柿島良行君）

望月産業課長。

○産業課長（望月真人君）

お答えします。

あけぼの大豆の六次産業化に取り組む中、昨年、あけぼの大豆拠点施設において惣菜類を中心に枝豆・大豆の加工品9品目を開発しました。現在、地元スーパー、各種イベントで試験的に販売をしておりますが、大変好評をいただいております。

これまで進めてきたパッケージの開発も9月中には完成となり、いよいよ本格的に販売開始となります。まずは鋭意地産地消を進め、販売するターゲットを明確にした上でインターネット等を利用しながら商品ごとの販路を開発していきます。大豆の生産量は限られ、加工品の販路を模索する中、ほかの大豆にはない大粒で甘いという大きな特徴を生かし、さらなる六次産業化を進め、現在は町の直営ですが、いずれは農業法人等の引き続き、生産者の所得向上、雇用の創出を目指していきたいと考えております。

以上でございます。

○議長（柿島良行君）

芦澤健拓君。

○9番議員（芦澤健拓君）

9品目というのは何なのかということと、これをどこで製造しているのかをお願いします。

○議長（柿島良行君）

望月産業課長。

○産業課長（望月真人君）

お答えします。

製造につきましては、あけぼの大豆拠点施設でございます。

品目につきましては、大豆が4品目、枝豆が5品目。大豆の1番目といたしまして、あけぼの大豆極上ビーンズベジタリアンカレー、以下、あけぼの大豆は省略させていただきます。極上ポークビーンズ、大豆の七宝煮、淡々煮。あと今度は枝豆になりますが、極上枝豆ポタージュの素、枝豆塩麹漬け、枝豆ディップスイーティ、枝豆ディップソルティ、あと枝豆の焼売でございます。

○議長（柿島良行君）

芦澤健拓君。

○9番議員（芦澤健拓君）

今のところ直営でということと拠点施設で製造しているだけのようですけれども、今後この方式で進んでいくのか、あるいはもっと違った生産拠点を考えているのか、その点についていかがでしょうか。

○議長（柿島良行君）

望月産業課長。

○産業課長（望月真人君）

お答えします。

現在の施設での販売を集中して取り組みたいと思います。

以上でございます。

○議長（柿島良行君）

芦澤健拓君。

○9番議員（芦澤健拓君）

次に、これはこんなことを言うのはおかしいのかなと思いますけども、あけぼの大豆のブランド化ということが必要なかどうか。はじめに言ったように地方創生の中でもブランド化ということをはっきり言っているわけで、なぜ、こんなブランド化が必要なのかということを知ると言いますと、津久井在来大豆についても申し上げましたけども、いろんな場所で作ってくれば当然、収量は増えるわけです。今の産業課長の答弁の中にもありましたように、生産量の問題が当然、出てくると思います。これを現在、種を矢細工の圃場で作って、それを100グラム200円でしたか、販売して生産しているということでございますけれども、これはもっと増産をしないと駄目ではないかなというのが私の中にありまして、あえてブランド化にこだわる必要があるのかなと。そういう意味で質問を考えたわけです。実際、ブランド化が、もともと曙地区で栽培した、いわゆる漢字で書かれた曙大豆こそが本物で、よそで作られたものは曙大豆ではないというふうな主張をする人たちもいるわけです。

ただ、私がおのあけぼの大豆という名前が、逆にその名前で一人歩きをしてもらって、さっきの津久井在来大豆ではありませんけれども、どこでも作れるあけぼの大豆ということが必要な

んではないか。つまり曙で作った種でなければあけぼの大豆と言わないんだよというのは、ちょっと私としては販路拡大にも増産にも結び付かないのではないかなということでお聞きしているわけですけども、この点についてはいかがでしょうか。

○議長（柿島良行君）

望月産業課長。

○産業課長（望月真人君）

お答えします。

あけぼの大豆は江戸時代末期から明治にかけて関西地方から伝わり、曙地区で盛んに栽培されるようになったことが始まりとされております。大粒で甘みが強いのが特徴ですが、一般的に曙地区以外で栽培を続けると粒が小さくなる傾向があるため、現在では曙地区で採取した種子を用いて、身延町全域で栽培された枝豆・大豆を平仮名のあけぼの大豆と定義づけしております。

一方、津久井在来は聞くところによると古くから神奈川県津久井地域で栽培されており、近年は神奈川県のおさまな地域に広がり栽培されておりますが、生産されている地域によって形質等にばらつきがあることが指摘されております。

ブランド力を高めると地域特性を前面に出すことで消費者に受け入れやすくなる。他地域では真似のできないオリジナリティの高い価値を創出できる。明確な差別化ができれば付加価値が高まり、比較的高値で販売できるなど大きなメリットがあると言われております。

単純に地理的、歴史的背景が違う津久井在来大豆と比較はできませんが、代々受け継がれてきたあけぼの大豆の知名度が上がっているものと実感する中で、身延町の特産品として守り甘みや大きさといった点で多品種よりも優れた特徴を明確にすることで、消費者の関心と購買意欲を促進させ、そしてあけぼの大豆のさらなる価値を高めるためにブランド化は必須であると考えております。

以上でございます。

○議長（柿島良行君）

芦澤健拓君。

○9番議員（芦澤健拓君）

あけぼの大豆のブランド化について、大変確固した信念を持って進められているということはおよく分かりましたけれども、さっきもちょっと申し上げましたように、収量の増加のためには今の現在の身延町内だけの生産で足りるというふうにお考えでしょうか。

○議長（柿島良行君）

望月産業課長。

○産業課長（望月真人君）

生産が足りるかということですけども、あけぼの大豆については、私どもは身延町の特産品として位置付けております。ということで、生産拡大につきましては、さまざまなる施策を展開しております。

以上でございます。

○議長（柿島良行君）

芦澤健拓君。

○9番議員（芦澤健拓君）

ということは、身延町内でもっとあけぼの大豆の生産に携わる人、あるいは場所を増やしていく、広げていくということが必要であると思います。

次にDNAマーカーによる、あけぼの大豆の識別はということで、これは先ほどの、要するにブランド化によって、曙地区で採れた種を使ったものしかあけぼの大豆と言わないんだよというふうな考え方でやっていく以上は、DNAマーカーにより識別なんかは必要ないのかも分かりませんが、たぶん身延町内でもあけぼの大豆の種を買って作る、あるいはあけぼの大豆の種をもらって作るという人も最近ではかなり増えているのではないかなと思いますので、津久井在来大豆と同じようになり生産する人たちが増えているのではないかと、生産する場所が増えているのではないかと思いますので、そういうことになった場合にこのDNAマーカー、SSRマーカーについて、これはあけぼの大豆に近いぐらいの形で判別、識別してあけぼの大豆として利用する、そういうことは考えていないということによろしいでしょうか。

○議長（柿島良行君）

望月産業課長。

○産業課長（望月真人君）

お答えします。

津久井在来大豆は神奈川県全域に広がり、地域によって形質にばらつきが生じたため、品質や系統が異なるものか分別するためにDNAマーカーを実施したものと聞いております。

一方、あけぼの大豆においては、曙地区で栽培採取した種子を用いて身延町内で栽培を行っており、生育特性や形質にばらつきがあるとの指摘はないため、現時点では遺伝子解析を実施する必要はないと考えます。

今後も種子生産を担う在来種あけぼの大豆保存会と連携し、安定した品質を保つため他品種との交雑や混入に注意し、優良種子の確保に取り組んでまいります。

以上でございます。

○議長（柿島良行君）

芦澤健拓君。

○9番議員（芦澤健拓君）

よく分かりました。ただ、このあけぼの大豆を商品化して町を活性化していくということに関しましては、先ほど申し上げましたように商品化をもっと具体的に進めていく必要があるのではないかとということと、それから当然、進めていけば販売も増える、販売品目も増える、それから販売量も増えるということで、原材料のあけぼの大豆の増産が必ず必要になってくるというふうに私は考えています。そこで町とか農業委員会、JA、アグリ甲斐などとの連携でもっとあけぼの大豆を増産するということも考えていったほうがいいのではないかと、これを提案したいと思うんですが、これについてはいかがでしょうか。

○議長（柿島良行君）

望月産業課長。

○産業課長（望月真人君）

お答えします。

本町では特産であるあけぼの大豆による町の活性化を目指して、平成28年3月にあけぼの大豆振興協議会を設立し、生産者、JA、商工会、町が一体となり優良種子の確保や品質向上

および六次産業化の推進など、各種事業に取り組み講習会等の開催による担い手の確保や農機具等の貸し出しによる作業の省力化を図っているところです。

今後は昨年、新たな体制となった農業委員会と連携し、耕作放棄地の解消や新たな担い手の確保に努め、現在進めている中山間事業を活用しながら栽培面積の拡大を図り、増産に努めていきたいと考えております。

以上でございます。

○議長（柿島良行君）

芦澤健拓君。

○9番議員（芦澤健拓君）

本当にこれを進めて、増産ができる体制を築いていくということは非常に大事なことであり、というふうに考えておりますので、できるだけ多くの人たちがこれに携わり、あるいは多くの地域でこれが増産できるような形、これを考えていっていただきたいというふうに考えます。

最後に、低農薬完全無添加化学調味料の不使用で安全な食品の製造販売を目指すことはということはお聞きしますけれども、現在、あけぼの大豆の栽培には年3回の消毒が必要であるとかというふうに言われております。これは本当は、こんなものを使わなくてもよければもっといいんでしょうけども、この3回というのかなり限定して3回というふうにされているような話も聞いております。

この低農薬、できるだけ消毒もしないし農薬も使わない。それから商品をつくる場合に完全無添加、添加物を使わない。それから化学調味料等も使わないという、そういうふうなものを売り物にして先ほどのなすの場合には、これを徹底して行っているということで、非常にそういう意味では安全・安心な食品を提供しているということになると思いますけれども、この点について、町はどのようにお考えでしょうか。

○議長（柿島良行君）

望月産業課長。

○産業課長（望月真人君）

お答えします。

このところ高齢化の進展や食の欧米化による健康志向の高まりにより、食物の有する栄養価や機能性が注目されるようになり、ビタミン、アミノ酸や植物性たんぱく質を豊富に含み低カロリーな枝豆・大豆および加工品の必要な国内外で高まっております。このため、あけぼの大豆においても食の安全確保や環境等に配慮した栽培を推進していく必要があります。

また県内で栽培されている他品種の大豆に比べ農薬の散布や化学肥料の使用は少なく、落ち葉や枯草等、地域の有機物を利用し機械等を用いた除草、病気の発生を未然に防止するため種子消毒を励行する等の技術が定着しております。

今後も町試験圃場を活用し、あけぼの大豆に適した栽培方法や環境保全型農業の実証・普及に取り組んでまいります。

また、現在進めておりますあけぼの大豆拠点施設への枝豆・大豆の加工品につきましては、完全ではありませんが無添加天然調味料を使用した商品となっております。また真空パックを用いた真空調理や瞬間冷凍による冷凍加工を採用することで商品の鮮度が維持できており、保存料、着色料も使用していません。

今後も消費者のニーズに応えるため、より安全・安心な食品の製造・販売を目指していき

いと考えております。

以上でございます。

○議長（柿島良行君）

芦澤健拓君。

○9番議員（芦澤健拓君）

大変、結構なことであると思いますし、安心・安全に商品を提供できるということが現在の特に子どもを持つ親とか、一般の消費者でもそうですけれども、できるだけ安全・安心なものを食べたいという需要は多いと思いますので、ぜひとも今後も同じような考え方で進めていただきたいと思います。

2番目に障がい者雇用に対する対応ということでお聞きします。

今年4月に改正されました障害者雇用促進法に定める法定雇用率というのは、国とか地方公共団体で2.5%、教育委員会は2.4%、民間企業は2.2%ということでそれぞれ引き上げられたわけですけれども、本町における障害者雇用促進法に定められる法定雇用率と、その雇用状況、これについてまずお聞きしたいと思います。

○議長（柿島良行君）

笠井総務課長。

○総務課長（笠井祥一君）

お答えをさせていただきます。

障害者雇用促進法に基づきまして、民間企業、国、地方公共団体等はその常時雇用している労働者数の一定の割合であります法定雇用率に相当する人数以上の障がい者の方を雇用することが義務付けられております。

芦澤議員がおっしゃいますように、この法定雇用率につきましては5年ごとに見直すことになっておりまして、本年4月1日に国、地方公共団体等は2.3%から2.5%へ引き上げが行われたところでございます。

身延町が雇用しなければならない障がい者の人数は、この法定雇用率によりますと4.5人以上となります。

以上でございます。

○議長（柿島良行君）

芦澤健拓君。

○9番議員（芦澤健拓君）

4.5人以上ですが、実際本町の状況としてはどうでしょうか。

○議長（柿島良行君）

笠井総務課長。

○総務課長（笠井祥一君）

本町の現在の実雇用率につきましては、障がい者の方は5名、雇用をしているということで2.61%になっております。

以上でございます。

○議長（柿島良行君）

芦澤健拓君。

○9番議員（芦澤健拓君）

ということは、法定雇用率を満たしているということでございますね。私たち、教育厚生常任委員会では、野島委員長以下6名が今年の7月8日に甲府市の山梨県福祉プラザというところで行われました山梨県身体障害者連合福祉会というところが主催しております市町村議員懇談会というものに出席して、この障がい者の雇用状況、それから各市町村にある障害者就労施設等からの物品調達実績等について聞かれたわけです。

その後、8月17日の新聞各紙で障害者雇用促進法を積極的に進めていかなければならないという旗振り役の厚労省をはじめ、多くの中央省庁が対象外の職員をこの雇用労働者に水増ししていた。しかもそれは1976年に、この法律が施行されてから42年間、ずっとそういうごまかしを続けてきたのではないかというふうな疑いが出ているわけです。

障がい者の雇用に関しましては、当然本人の申し出もありますし、手帳の提出とか、あるいは医療機関による証明とか、そういうふうなもので確認するというのも必要になってくるのではないかなと思いますけども、現在の本町での障がい者の採用試験の受験実績、あるいは採用実績はどんなふうになっているのでしょうか。

○議長（柿島良行君）

笠井総務課長。

○総務課長（笠井祥一君）

お答えをさせていただきます。

本町の職員の採用試験につきましては、毎年、町村会で実施をいたします山梨県町村職員統一採用試験によりまして実施をしておりますが、平成29年度までの実績では障がい者として受験した方はおりません。

以上でございます。

○議長（柿島良行君）

芦澤健拓君。

○9番議員（芦澤健拓君）

障がい者の雇用に関しましては、当然、受入態勢の整備というふうなことが必要になると思います。以前、旧下部町では車イスの議員が1人おりました、しかも2階に議場があったために昇降機を利用して議会に出るというふうなことで、ずっとそういう形が続いてまいりました。当然、障がい者の雇用に関しましても、庁内のバリアフリー化とか、あるいはユニバーサルデザインの採用等で受け入れの形をつくるということがまず必要になるのではないかなと思いますけれども、もしそういうことになりましたら、これに対する対策としては、町でも検討しているのかどうか。あるいは、そのための費用とか予算をどのように考えているのか、この点について伺います。

○議長（柿島良行君）

笠井総務課長。

○総務課長（笠井祥一君）

お答えをさせていただきます。

現時点で雇用をしております障がい者の方々からは、施設改修等についての要望など特にありませんので、現時点では特別な整備等の予定はございません。

本町の公共施設で本課が入っております本庁舎、中富総合会館など7施設につきましては、

障がい者トイレなども設置をされておりますし、施設によりましては先ほど議員さんもおっしゃいました昇降機、またエレベーターも設置をされているところがございます。

今後、障がい者雇用のために新たに昇降機、エレベーター等を設置することとなりますと、仮にイス式階段昇降機を設置するとした場合、約200万円以上の費用がかかるのではないかと予想をしております。また、エレベーターを設置するとした場合につきましては、さらに多額の費用がかかることになると思っております。

以上でございます。

○議長（柿島良行君）

芦澤健拓君。

○9番議員（芦澤健拓君）

ということは、例えば特に身体障がい者で足腰が不自由というふうな人が採用された場合にそういう対策を考えるということなのか、あるいは本当はその前にそういうことを考えて態勢を整備しておく必要があるのではないかなというふうに思います。というのは、2020年には東京パラリンピックという大きい行事が実施されることになっておりますし、障がい者に対する考え方をこのへんでちょっと改めていく必要があるのではないかなということを私たち議員もひしひしと感じております。

そんなことから今後、障がい者の雇用に対して受入態勢を準備していただく、あるいは障がい者を雇用できる、そういう体制を整えておくということをぜひ検討しておいていただきたいというふうに思います。

4番目に私が質問の要旨の中で厚労省、ほかの中央省庁うんぬんというふうに書いてありますけども、この場でお聞きすることも不適切であるかと思しますので、最後の障害者就労施設等からの物品等調達の現状と計画はということでお聞きしたいと思っておりますけども、私たちも先ほど申し上げましたように、障害者団体の協議会のようなところでそういう話を聞きました。町内の障害者就労施設というのがどういうところに当たるのかということも確認したいと思っておりますし、物品を年間どのくらい購入しているのかということもお聞きしたいので、この点についてお伺いします。

○議長（柿島良行君）

穂坂福祉保健課長。

○福祉保健課長（穂坂桂吾君）

それでは、お答えをいたします。

まず町内の該当施設ということで、町内にはかじか寮さんのところでBread & Butterという事業所がございます。就労移行支援の事業を行っている施設です。それから大島地内にアグリーブみのぶという事業所がございます。これは就労継続支援というサービスの1つなんですが、それを行っている施設がございます。あと、この調達の関係で該当するとすれば地域活動支援センター、ひまわりの家、あるいはそよかぜワークハウス、これらもその対象の施設にはなります。4施設があるということであります。

それでご質問の購入実績につきまして申し上げます。過去3年の購入実績なんですが、平成27年度は4万9,360円、平成28年度は3万7,476円、平成29年度は3万4,452円であります。内容はトイレトーパー、あるいは図面袋用の背枕といった消耗品を購入しております。

以上です。

○議長（柿島良行君）

芦澤健拓君。

○9番議員（芦澤健拓君）

このトイレットペーパーの、ほかの市町村でもやはりトイレットペーパーというふうな話がありましたけども、これ、私ちょっとなんか話を協議会で聞いたときにも、なぜトイレットペーパーなんだろうと思ったんですけども、これトイレットペーパーをここで作っているわけではないんですよ。この施設で。

○議長（柿島良行君）

穂坂福祉保健課長。

○福祉保健課長（穂坂桂吾君）

この施設というのは、町内の施設ということでしょうか。残念ながら、町内の施設で扱っている商品、例えばかじか寮のBread & Butterはまさにパンとかですね。ですので、ちょっと町が購入の対象とできないものであります。それからアグリーブみのぶにつきましては、液体肥料とかを扱っているというふうに聞いておりますが、やはりなかなか身延町として購入対象にはならない。それから地域活動支援センターのひまわりの家、あるいはそよかぜワークハウスにつきましても、直接、品物を販売しているところではありませんので、町が購入することができないということで、これらトイレットペーパーとかは、実は町内の施設での購入ではなく、町外の障害者就労支援施設等からの購入実績であります。

○議長（柿島良行君）

芦澤健拓君。

○9番議員（芦澤健拓君）

Bread & Butterのパンを購入するというのもいいんじゃないかと思えますけども、それは置きまして、どうしてトイレットペーパーなのかなというふうな疑問がずっとあったんですけども、そういうことで町外の障害者就労施設等からの購入ということが分かって、ちょっと1つ疑問が解けたわけですけども、今後、この障害者就労施設の当然、今後のことを考えても、やはりわれわれ自身もですけども、町ももうちょっと障がい者に対して考え方を変わらなければならぬというふうなことで、今年になっっているいろんなことを考えるようになりましたので、お伝えしておきます。

最後に議会へのタブレット導入による経費削減等ということでお伺いします。

議会へのタブレット導入ということで、7月10日と11日の両日に私と議長が県内の議長と議会運営委員長の県外視察ということで訪れた茨城県美浦村議会というところで、2014年6月定例会からタブレットを導入し、完全ペーパーレス化を実施しているということを知りました。この美浦村というのは、ご存じの方もありませんけれども、日本中央競馬会というところの競走馬約3千頭以上を飼育管理し、トレーニングを行うというトレーニングセンターというものがありまして、馬の世話をする厩舎関係者だけでも5千人を超えるという村で人口1万5千人、人口の多い村全国ランキングで6位に入っているという、そういう村でございます。競馬のトレーニングセンターの敷地そのものも東京ドーム約48個分という広さで、ここからの固定資産税収入というのも大変多く、大変豊かな財政を誇っている村でございます。

本町の町税15%に対して、地方交付税46%というのと比較すると、美浦村の場合は村税が38.1%、地方交付税は14.6%ということで、これだけ比較してもこの村の豊かさが分かっていただけだと思います。

この美浦村がタブレットを導入した2014年時点での全国調査では、約800議会あるうちでタブレット端末の導入が行われているのが約10%ということでございます。現在は隣の富士川町などを含む、もっと多くの地方議会で導入されていることとと思われます。

このタブレット導入によりまして、こういうふうないろんな文書が必要でなくなる。特に予算書、決算書なんていう厚い文書が必要なくなるということで、非常にペーパーレス化には貢献するということが言われております。

このメリット、デメリットについては、われわれ自身も今から考えていかなければいけないんですけども、行政側でもこのタブレット導入によって、どのようなメリット・デメリットが考えられるのかということで、この点についてお伺いしたいと思います。

○議長（柿島良行君）

遠藤財政課長。

○財政課長（遠藤基君）

お答えいたします。

タブレット導入によるメリットは、まず1つ目にペーパーレス会議で膨大な紙資料等が削減できるだろうと。2つ目としまして、印刷コスト、配布コスト、手間の削減ができるだろうと。3つ目といたしまして、各種資料を即座に共有配信できる。4つ目といたしまして、事前閲覧が簡単になりまして、会議進行がスピードアップできるだろうと。5つ目としまして、カラー資料で閲覧ができ、画像や動画の閲覧が容易となり、効果的な資料作成が実現できるなど、さまざまな観点から行政運営の効率が図れることだと考えております。

また、デメリットといたしましては、タブレットを導入して行政運営の質の向上を目指したいという考えもありますが、紙資料がなくなることや費用対効果、環境づくりのための研修や調整、セキュリティ対策などに相当の準備期間が必要だと考えております。

○議長（柿島良行君）

芦澤健拓君。

○9番議員（芦澤健拓君）

私が主張したいことをほとんど言っていただいたので、非常にありがたいと思えました。

タブレットを導入する効果として、先ほど課長がおっしゃったようなペーパーレス化による経費削減とかいろんなメリットがあることは確かでありまして、このタブレットを導入するということを突然この議会で申し上げているのは、先ほど申し上げましたように他の議会の勉強をしてきた中で私たちが感じたことで、今後こういう方向に進んでいくのではないかなということを感じたので、タブレット導入についてどのように考えていったらいいのかという疑問を投げかけたわけでございます。

身延町議会というのは非常に昔から先進的な議会でありまして、こういう一般質問における一問一答方式ですとか、議会だよりの導入ですとか、そういうことに関して非常に先進的な先輩がいらっしゃったことで、今でもそういうことを見ていただいて、先進地視察に来ていただけるというふうな議会もかなりあるようです。そんなことで、ちょっと私どもも遅れましたけども、今後、このタブレット導入についていろんな話し合いをし、勉強をし、今後のタブレッ

ト導入に生かしていきたいなということを考えましたので、今回、行政側に突然こんな質問をするのもどうかと思いましたけども、そういうことを共有して今後の導入に向けて考えていきたいという思いで今回、質問させていただきました。

先ほどの課長のご答弁の中に、すでにこの2番目の質問に対しても十分な答弁になっていらっしゃると思いますので、2番目の質問は省略したいと思います。

最後にタブレットの選定とか議員の勉強会、あるいは行政側でも勉強会をするとか、導入までにはまだ相当の期間が必要になると思います。議会においても、行政においても検討と議論を尽くすことが必要な事案であると思いますけども、行政側でもこの導入を前提に検討していただけるかどうか、そういうことを約束していただけるかどうか、お伺いします。

○議長（柿島良行君）

遠藤財政課長。

○財政課長（遠藤基君）

お答えいたします。

タブレット導入によりまして議会運営等を実施している先進市町村の事例を踏まえまして、議会執行部が双方の立場から本町への導入効果を検証していくことが必要であると考えております。したがって、行政手法の改革や行政の効率化が図られることであれば、前向きに取り組んでいきたいと考えております。

以上でございます。

○議長（柿島良行君）

芦澤健拓君。

○9番議員（芦澤健拓君）

今後、議会でも行政でもこの点について積極的に進めていただくことを祈念いたしまして私の質問を終わります。ありがとうございました。

○議長（柿島良行君）

これで芦澤健拓君の一般質問を終わります。

ここで暫時休憩とします。

再開は午後1時ちょうどとします。

休憩 午前11時54分

再開 午後1時00分

○議長（柿島良行君）

引き続き、ご苦労さまでございます。

野島俊博議員から早退の届け出が出されましたので報告をいたします。

それでは一般質問を再開します。

次は通告4番、赤池朗君の一般質問を行います。

赤池朗君の一般質問を許します。

登壇してください。

赤池朗君。

○4番議員（赤池朗君）

通告に従いまして一般質問を行います。

皆さんは「ゆるキャン」ってご存じでしょうか。これはアウトドアを趣味とする女子高校生たちのゆるやかな日常を描いた漫画の作品であります。山梨県周辺を舞台にキャンプ場でのリクリエーションや野外調理などが描かれており、現在まで単行本として6巻まで発売されております。また、テレビでアニメ化もされ放送されております。

私自身もこの「ゆるキャン」というのを6月ごろまで知りませんでした。ファンの間ではかなり盛り上がっているそうです。

過日、常葉の常幸院に行って方丈さんにお話を伺うことができました。その中で「ゆるキャン」目当てでの来訪者が最近増えているということでした。今もそうなのですが、状況を知らない近隣の住民がなぜこんなところにこんなにたくさん知らない人が集まるんだと、そんなふうにも思っていたそうです。

このアニメの再放送が平成30年7月21日、土曜日朝の9時半からですが、全6回にわたって放映されているということで、皆さまもご覧になった方、いるのではないかなと思っています。

そういう状況で、今、「ゆるキャン」がブームとなっているというふうに感じているわけですが、ここに登場するのが本町の何力所かであります。それで本町で関連している場所はどこか、答弁を願います。

○議長（柿島良行君）

佐藤観光課長。

○観光課長（佐藤成人君）

それではお答えいたします。

テレビアニメーション「ゆるキャン」は本年1月4日、木曜日からBSで深夜に放送されておりましたが、議員さんが申されましたように山梨放送により本年7月21日、土曜日、午前9時半から再放送が行われております。

第1話で主人公のなでしこが寝ていた本栖湖畔の公衆トイレがいきなり登場してまいります。このほか旧下部中学校は女子高校生が通っている本栖高校の設定となっています。また、女子高校生がアルバイトをしている設定となっている店ゼブラは、飯富にあるスーパーのフレッシュみのぶセルバでございます。

なお、主人公の女子高校生5人のうち1人が南部町、4人は身延町内に住んでいるという設定になっております。

議員さんのお手元に広報と商工会で発行しました「ようこそ身延町へ ゆるくない身延町巡礼マップ」がございますので、それをちょっとお開きいただきたいと思います。

このほか本栖湖キャンプ場、浩庵荘、身延駅、駅前しょうにん通り、富山橋、甲斐常葉駅、国道300号線と紅葉、本栖湖駐車場から柵越しの富士山など圧倒的な背景描写で人気爆発しております。

アニメではまだ放映されておませんが、単行本では身延山境内、身延山奥之院思親閣、身延山ロープウェイなど、身延町の風景やまち並みが登場してまいります。

以上でございます。

○議長（柿島良行君）

赤池朗君。

○4番議員（赤池朗君）

この質問のタイミングに合わせたようにこういうパンフレットが出て、また町民の皆さんもだいたい理解してくれるのではないかなと考えています。

それで2012年秋に放送されました人気アニメ「ガールズ&パンツァー」僕も知らなかったんですが、こういうアニメがありました。その舞台になった茨城県の小さな港町、大洗町という所がございます。ここはサーフィンとかいろんな面で観光客が多いところなんです、そこがいわゆる「ガールズ&パンツァー」略しましてガルパンと言うそうなんです、そこを聖地として多くのファンが訪れているということで、7月に観光課の主催でこの先進地である大洗町に視察研修に行ってきましたが、目的が本町のこれからについて参考にするという目的で行ったんですが、どんな点が参考になったか、そのへんを答弁ください。

○議長（柿島良行君）

佐藤観光課長。

○観光課長（佐藤成人君）

お答えいたします。

先々月の7月23日、月曜日に下部常葉地区の五条ヶ丘活性化推進協議会、身延山観光協会、門内活性化委員会、身延町商工会長をはじめとする商工会職員など関係者総勢21名で茨城県大洗町に先進地視察に行っていました。

大洗町は議員さんが申されましたようにアニメ「ガールズ&パンツァー」ということですが、私も知らなかったんですけども、パンツァーというのは戦車という意味だそうでございます。そのアニメで有名になったところです。

町の商工会の会議室で説明を受け、終了後、商店街のご案内をいただきました。商店街は普通の商店街でありましたけれども、至るところにアニメのキャラクターや関連グッズが所狭しと並べられており、商店街全体で取り組んでいる様子がうかがえました。

また商工会がオリジナル缶バッジを作成しまして、イベントでノベルティとして配布するため各商店に缶バッジを購入していただき、その資金を缶バッジ作製の人件費や次のイベントの経費に充てるなど、商工会と商店街が一体となった取り組みが行われておりました。

このアニメをきっかけに移住したファンの方、これは大洗町に移住したファンの方でございます。またイベントごとに大洗町を訪れる方、また定期的に大洗町に来られるファンの方々の協力をいただきながら、各事業が進められていくなどファンの受入態勢も整っているように感じられました。この研修を受け、身延町内の各団体でイベントの開催や各商品開発などが進められております。

いずれにしても商工会と商店街が中心になり、各種事業に取り組む姿は今後、身延町としても参考になったところでございます。

以上です。

○議長（柿島良行君）

赤池朗君。

○4番議員（赤池朗君）

その研修にも実は私、商工会の役員という立場で参加させていただきました。それで地域の住民の方々が地域ぐるみで盛り上がっている様子を肌にした次第です。その地域ではたくさんのグッズや商品があり、各商店には立て看板やポスターが掲示されていました。そういう看

板やグッズの製作販売等に関して、当然、著作権者の承諾が必要です。大洗町ではグッズ関連の商品の開発展開は商工会がひとつの窓口となっているとのことでした。本町でこの「ゆるキャン」を活用することによって多くの観光客の誘致が進み、また身延町の観光や商工業のために大いに貢献できる事業と考えています。

そこでこの「ゆるキャン」を活用するために、グッズや関連商品の開発展開の窓口を明確にしておく必要があると考えますが、また使用許諾の申請等はどこで行うのがよいと考えていますか、答弁をお願いします。

○議長（柿島良行君）

佐藤観光課長。

○観光課長（佐藤成人君）

お答えいたします。

現在、本町では「ゆるキャン」と西嶋手すき和紙コラボ商品、メモ帳が販売されております。このほか、まだ公式に発表されていないので詳細は控えさせていただきますが、各団体で商品企画が進行しております。さらに食においてもアニメの中で食べられているものの再現なども商店の方々と商工会で打ち合わせを行っておりますが、仕入れ単価や通常のメニューと比べて手間がかかるなど、詰めなければならない点も多く、なかなか実現に至っておりません。

いずれにいたしましても、「ゆるキャン」の商品を取り扱う場合は製作会社の了解を取り付けなければなりません。その窓口は身延町観光課で行っており、製作会社と交渉を行います。県の観光機構においても後押しをいただいているところでございます。

以上です。

○議長（柿島良行君）

赤池朗君。

○4番議員（赤池朗君）

こういうことはスピードとタイミングが重要だと考えます。この視察に県の担当者も参加していただきまして、お話もさせていただきましたが、このせっかくのチャンスを逃がさないように官民が協力して町の活性化に活用できるよう願います。

すでに常葉駅から本栖高校、旧下部中学校のことですが、そこまでには案内看板や地図が五条ヶ丘活性化推進協議会の人たちの手作りによって、いっぱいあります。実際、僕も確認してきましたが、なかなかいい出来で、またはファンの方々には非常に見やすく分かりやすかったというような言葉もホームページ等に載っております。それで、これはあくまでも地元の人たちが自前で作っているものですが、このようなものは町で率先して行政が行ってもよいと考えますけども、施設整備、案内看板やパンフレットですね、このようなものを今後作成する予定はあるのか、答弁をお願いします。

○議長（柿島良行君）

佐藤観光課長。

○観光課長（佐藤成人君）

お答えいたします。

すでにこの春、「ゆるキャン」のファンが身延町に訪れ始めたころ、常葉地区の五条ヶ丘の有志の方々が、議員さんが申されましたように自前で看板やマップを作成し、常葉駅から本栖高校、旧下部中学校までの間や町道の主要箇所案内看板等を設置していただきました。また、

オリジナル五条ヶ丘周辺マップも作成し、随時更新しており最新版が先月8月1日に発行されております。この手作りマップはファンの方々に大好評でツイッターやフェイスブックでも紹介され、見やすい、ありがたい、助かりますなどのお礼の言葉も投稿されております。

また先般、身延町商工会から「ようこそ身延町へ ゆるくない身延町巡礼マップ」が発行されました。この中ではモデルコースが紹介されていたり、写実的に描かれた施設や風景が本物と対比されていたり、町内の商工会加盟店が紹介されています。

今後も観光集客用パネル展として下部中学校校舎のガラスに内側からアニメーション、約1,300枚を展示してまいりたいと思っております。商工会や地元、五条ヶ丘活性化推進協議会の方々の活動に対し、町としても支援してまいりたいと思っております。

以上です。

○議長（柿島良行君）

赤池朗君。

○4番議員（赤池朗君）

現在、この部分により多くの方に本町を訪問していただいています。これは町とか地元の人たちが企画したことではなく、勝手にと言っては申し訳ないんですが、このアニメの影響でそのファンの方々が来ていただいていると。こういうせっかくのチャンスを、このブームを一過性で終わらせないための方策はということで、お盆過ぎにこの聖地の1つである本栖高校で接客をしていただいている常幸院の方丈さんにお話を伺うために訪問しました。

その中で、一番印象に残ったのは聖地巡礼に来ていただく方は、ただその場を訪れて、ここかといって帰っていくのではなくて、その聖地巡礼に来た人たちがその地域に住む人たちと話をするのが楽しいんだと言っていました。

実際、私が常幸院を訪問したときにも静岡の沼津の方と修善寺から来たという方がいまして、一緒に交えてもらいましてお話をさせていただきました。

現在、来客の対応は本栖高校、実際の舞台になった学校では現在のところ、常駐の方は誰もおりません。そういうことで、来た方々の対応は常幸院の方丈さんが時間が許す限り対応している状況です。方丈さんが言うには、できれば土曜日と日曜日くらいは本栖高校の中に対応、接客する施設等、スペースがあればいいなとおっしゃっていました。そういうことについて、どんなように考えているか答弁をください。

○議長（柿島良行君）

佐藤観光課長。

○観光課長（佐藤成人君）

お答えいたします。

一過性で終わらせないためには、先ほど先進地である茨城県大洗町のご紹介をさせていただきましたが、やはり商工会が中心となり地元や町内の商店街を巻き込み、事業展開をしていくことがよいのではないかと思います。

すでにフェイスブック等でも発表されておりますが、五条ヶ丘活性化推進協議会が主催するゆるキャン 本栖高校野クル、野クルというのは野外活動サークルの略でございます。野クルの大垣千明と斉藤恵那の誕生会が8月31日から9月1日にかけて行われました。

当日は本栖高校の校庭にテントを張り、キャンプをしながら2人の誕生日をお祝いするとともに火を囲んでファン同士の交流が深められました。この催しは制作会社でも非常に関心を

持っていただき、いろいろとバックアップしていただき、アニメーション公式イベントの1つとして開催されました。1週間と周知期間が短い期間でしたけれども、山日新聞の発表では80人の方がお集まりいただきました。

このように地元が盛り上がるのが一番大切なことであると思っております。町としまして「ゆるキャン」で訪れる皆さんを観光客として、おもてなしの気持ちでお迎えしたいと考えております。

以上でございます。

○議長（柿島良行君）

赤池朗君。

○4番議員（赤池朗君）

せっかく訪れたチャンスだと思いますので、交流人口を増やす意味も含めてさらなる努力をお願いします。

次に和紙の里の現状と今後について質問します。

開所以来20年が経過した和紙の里ですが、その施設の中の紙屋なかとみ、漉屋なかとみの来館者数、仕入れ額と売上がどうなっているのか。開所当時の比較と商品等の仕入れのほうはどのようにしているのか、答弁ください。

○議長（柿島良行君）

深沢生涯学習課長。

○生涯学習課長（深沢教博君）

お答えいたします。

身延町なかとみ和紙の里には、全国の和紙の産地から2,500種類以上の和紙を取りそろえ展示販売をしております紙屋なかとみと手漉き技法をアレンジした各種紙漉き体験を行える漉屋なかとみがございます。

平成29年度の商品購入者数、体験者数ですが紙屋なかとみが1万75人、漉屋なかとみが4,037人でございます。

平成29年度の仕入れ額と売上額についてでございますが、仕入れ額が1,329万336円。裁断を含めない売上額でございますが2,825万5,694円になります。

また商品の仕入れにつきましては、カタログやインターネットからの情報のほかに展示会や物産展、観光PRなどに参加いたしまして、他の和紙産地の商品を直接見たり、触れたり、情報交換をするなどして消費者のニーズ、価格などから選定を行っております。

以上でございます。

○議長（柿島良行君）

赤池朗君。

○4番議員（赤池朗君）

ただいま、昨年の売上と仕入れの金額を示していただきました。これを見ますと、なんかやたら儲かっているような気がしますけども、実は人件費等が入っていないから、これよりもっと儲けというか、そういうものは少ないのかなと感じますが、さらなる努力をお願いします。

身延町なかとみ和紙の里条例では、和紙の新しい方向性の開拓および後継者の育成等として和紙産業の活性化を図るとともに地域住民の憩いの場および都市との交流の場を提供すること、ならびに地域資源の保全と活用を図り、地域振興に資することを目的になかとみ和紙の里を設

置するとあります。そういうことを、この条例を勘案しまして、今の現状と、これから改善点があるなら、それは何かということをお答えください。

○議長（柿島良行君）

深沢生涯学習課長。

○生涯学習課長（深沢教博君）

お答えいたします。

まず和紙の持つ魅力や西嶋和紙ならではの特徴、新たな商品の情報発信に傾注していくことはもとより他の産地、他の業種との連携により身延町に足を運びたくなる、そしてまた来たくなるような商品販売や体験メニューをそろえ、常に購買者のニーズを意識していくことが重要と考えております。

また商品を取り扱う上で欠かせない品質管理、在庫管理では季節ごとの商品入れ替えやたな卸しでの個数管理をさらに徹底していき、注文個数や取引先の検討など売り上げ増に向けての取り組みとともに一層の経費削減に努めてまいります。

以上でございます。

○議長（柿島良行君）

赤池朗君。

○4番議員（赤池朗君）

地元の和紙産業の業者もだんだん減ってきてまして、非常に衰退しているところでございますが、今現在の業者の皆さんは一生懸命頑張っています。ぜひまたこの伝統産業である和紙の里が発展してくれるか分かりませんが、その後押しをぜひよろしくお願い申し上げます。

次に木喰展の状況を伺います。

7月14日から木喰展が開催していますが、入場者の状況や感想等はいかがでしょうか。また関連商品も販売されていますが、この中で特に図録が好評のようで私も町外の友人に見せたところ、いいな、ぜひほしいということで買いに行き届けました。販売価格が2千円ということで、僕はあまり買ったことがないんですけども、この友人はこの手の本がこんなに安いのは非常にうれしいと、そんなようなことを言って、中身についても喜んでいただきました。

そういうことで、この木喰展に関連商品が販売されていますが、その状況はどのようになっているかお答えをください。

○議長（柿島良行君）

深沢生涯学習課長。

○生涯学習課長（深沢教博君）

お答えいたします。

7月14日から始まりました生誕300年木喰展は8月31日現在、43日が経過しました。入館者数は4,820人となっております。このうち有料入館者数は4,168人で、歴代展覧会の記録を更新している状況です。当初目標の5千人を上回るのは確実な状況となっております。

ふるさと身延の宝である木喰さん、そして生誕の地身延を全国に発信する絶好の機会でもあります。9月、10月にも関連イベントを予定しておりますので、二度、三度とご覧いただければと思っております。

次に図録の販売状況でございますが、8月31日現在、図録が389冊、売り上げといたし

まして77万8千円の売り上げがございます。ほかに展覧会グッズにつきまして、同じく8月31日現在で42万9,600円の売り上げとなっております。

最後に来場者からいただきました感想をいくつかご紹介させていただきます。

全国各地から仏像が集まっており、見ごたえがあった。近くでゆっくりと微笑仏を見ることができて、とても癒された。学校で子どもが木喰を学び親に教えてくれた。地域の歴史や文化に触れる機会となった。郷土にこんな素晴らしい方がいることをこういった展覧会を通じて広めてもらえたらと思うなど、高い評価のご意見をたくさんいただいております。

以上でございます。

○議長（柿島良行君）

赤池朗君。

○4番議員（赤池朗君）

この木喰展に関しましては、皆さんの評判が非常にいいように感じます。私自身も今まで企画展を20年やってきたわけですが、その中で一番いいなと思っている次第です。

美術館の今後の運営はということで、今年が木喰上人誕生300年の記念すべき年にあり、美術館が開館20周年の記念事業として開催しているものですが、今まで美術館は年数回の企画展を中心に運営してきました。身延町なかとみ現代工芸美術館条例では美術に関する町民の知識および教養の向上を図り、町民文化の発展に寄与するため美術館を置くとあります。ただ、前にもたしか発言したと思いますが、私的にはこの目的を十分達しているとは到底思えません。そういうわけで開館20周年を迎え、これからの運営を変えたほうがいいではないかと思えます。このことについて、答弁をください。

○議長（柿島良行君）

深沢生涯学習課長。

○生涯学習課長（深沢教博君）

お答えいたします。

これまでの議会答弁といたしまして、今後調査・研究を進め議論を深めるとお答えさせていただいております。また昨年度の議会では設置の目的を勘案しつつ、美術館を今後の町の活性化にどのようにつなげていくのかを慎重に検討してまいりたいと考え、場合によっては思い切った判断をしなければならない場面もあろうかと思っておりますが、いずれにしましても町民の皆さまに親しみを持っていただける施設となるようにこれからも心がけてまいりますとお答えさせていただいております。

本年度、第1回目の和紙の里運営委員会が行われ、また過日、8月31日には2回目が開催されました。美術館のあり方について、より多面的な用途での利用の検討が必要というご意見をいただいております。

今後、委員会におきまして意見の集約を進めながら目的や事業、名称の変更、条例規則の改正など検討していきたいと考えております。

以上でございます。

○議長（柿島良行君）

赤池朗君。

○4番議員（赤池朗君）

和紙の里運営委員会の中で、これからの美術館のあり方というのを検討していただいている

ようですが、やはり町民の皆さんに親しみを持っていただける、そういう施設になれば私もうれしいなと思っています。

次に中部横断道の開通について質問します。

平成30年度に六郷インターチェンジと下部温泉早川インターチェンジが開通する予定ですが、これは予定どおりに進むのでしょうか。答弁をください。

○議長（柿島良行君）

水上建設課長。

○建設課長（水上武正君）

お答えいたします。

現在、国土交通省および中日本高速道路株式会社、山梨県では中部横断自動車道新清水ジャンクションから六郷インターチェンジ間は平成31年度末、全線開通に向けて整備を進めているところであります。

本年7月5日に第3回中部横断自動車道新清水ジャンクションから増穂インターチェンジ間連絡調整会議が開催され、平成30年度に新清水ジャンクションから富沢インターチェンジ間、下部温泉早川インターチェンジから六郷インターチェンジ間が開通予定となっております。

富沢インターチェンジから南部インターチェンジ間につきましては、トンネル工事等が難航しているため平成31年度夏ごろ開通予定であり、南部インターチェンジから下部温泉早川インターチェンジにつきましては、トンネル工事等の進捗が順調な場合は平成31年度中に開通予定と公表されました。

また8月21日に行われました平成30年度中部横断自動車道富沢増穂建設促進連絡協議会総会において、国土交通省、中日本高速道路株式会社、山梨県からそれぞれ工事の進捗が報告されたところであります。

町におきましても新清水ジャンクションから六郷インターチェンジ間が一日でも早く開通していただけるよう関係機関に要望しているところでございます。

以上であります。

○議長（柿島良行君）

赤池朗君。

○4番議員（赤池朗君）

この中部横断自動車道の計画は当初の予定ですと、すでに開通しているはずでしたが、もろもろの事情があり遅れているところですが、これではっきりと開通予定が示されたということで、町民の皆さんも大いに期待しているところだと思います。そして開通を控え、イベント等を計画しているかということで、開通してしまえば当然のように人が歩いて通るとか、自転車で通るとかということはできません。

そこで私の考えるのには、その開通前に今度、人として車以外で通れなくなる道路を使ってウォーキングや自転車で走れるようなイベントを実施したらどうかと思いますが、いかがでしょうか。

○議長（柿島良行君）

高野企画政策課長。

○企画政策課長（高野博邦君）

お答えします。

先ほど建設課長の答弁と重なるところがありますが、現在、下部温泉早川インターチェンジから六郷インターチェンジ間が平成30年度の開通予定と示されており、新清水ジャンクションから富沢インターチェンジ間も平成30年度開通予定となっていることから、本町と同じく部分開通を迎える南部町と協議をする中で、部分開通に伴うイベントの開催を検討しているところであります。

また、南部インターチェンジから下部温泉早川インターチェンジ間は平成31年度中に開通予定となっており、この開通により新清水ジャンクションから双葉ジャンクション間が全線開通となることから、今後、本町を含む峡南地区沿線自治体による中部横断自動車道富沢増穂建設促進連絡協議会において、開通に伴うイベント等について検討をしていかなければならないと考えております。

以上です。

○議長（柿島良行君）

赤池朗君。

○4番議員（赤池朗君）

こういう機会は本当に一度しかありません。ぜひ楽しくなるようなイベントを計画していただきたいと思います。

それと開通後にいかにこのインターを利用して、この中部横断道を通る人たちを本町に招き入れることをどうするかということについて、そういう計画等はありますか。

○議長（柿島良行君）

高野企画政策課長。

○企画政策課長（高野博邦君）

お答えします。

中部横断自動車道は現在、平成31年度の開通を目指して工事が進められております。町内には3カ所のインターチェンジが設置され、住民の利便性の向上はもとより身延山、本栖湖、下部温泉等の観光資源を核とした観光振興、またあけぼの大豆、ゆば等の特産品による農業振興、竹炭、西嶋和紙等の資源による産業振興などその特色を生かし、より魅力的に磨き上げ、その情報を発信することにより町の活性化が図られるものと考えております。

これまでに本町への誘客を進めるための事業として、しだれ桜の里づくりの第1段階として平成28年度から29年度の2年間でクラフトパーク内へ5千本のしだれ桜の苗木の植栽が完了しました。また町内観光施設への案内サインの設置や下部温泉郷大型看板の修繕等を実施いたしました。

今後の計画として、ネクスコ中日本と連携して県内高速道路定額乗り放題と観光施設等を利用するパケットツアーによる誘客対策、さらに近年普及が進んでいる電気自動車を利用した来訪者の誘客促進のため、EVスタンドを町内2カ所へ設置できるよう検討をしています。

以上です。

○議長（柿島良行君）

赤池朗君。

○4番議員（赤池朗君）

いろいろな企画を考えているようですが、ぜひよろしくお願いします。次にみのぶ自然の里の運営状況について伺います。

本年4月に本格オープンしましたが、これまでの集客状況はどうなっているのか。特に曜日別の集客状況が気になるところですが、答弁をください。

○議長（柿島良行君）

佐藤観光課長。

○観光課長（佐藤成人君）

それではお答えさせていただきます。

身延町みのぶ自然の里の運営状況につきまして、4月1日から8月31日までの実績を報告させていただきます。

宿泊者1,494人、日帰り利用者366人、合計1,860人でございます。

月別の内訳を申し上げます。

4月、宿泊者121人、日帰り利用者42人、計163人ございました。5月を申し上げます。宿泊者196人、日帰り利用者48人、計244人。6月を申し上げます。宿泊者151人、日帰り利用者80人、計231人。7月、宿泊者292人、日帰り利用者58人、計350人。8月、宿泊者734人、日帰り利用者138人、計872人でございます。

利用者の曜日別の利用状況でございますが月曜日12.2%、火曜日9.5%、水曜日8.6%、木曜日8.3%、金曜日11%、土曜日33.6%、日曜日16.9%。やはり圧倒的に土日の利用者が多く、平日の利用者を伸ばすことが必要であると思っております。

以上でございます。

○議長（柿島良行君）

赤池朗君。

○4番議員（赤池朗君）

ただいま詳細な利用者数を答弁いただきましたが、それでこれに従事するほとんどの方々が慣れない中、5カ月間、営業してきました。いろんな苦勞もあったと思いますが、その中で働く従業員、職員の数はちゃんと足りているのかどうかということをお答えください。

○議長（柿島良行君）

佐藤観光課長。

○観光課長（佐藤成人君）

それではお答えさせていただきます。

現状の職員数でございます。常勤が4名、事務局長、それから地域おこし協力隊1名、この方は受付経理を主担当となっております。観光センター職員2名でございます。1名が体験指導を主に当たっております。もう1名の観光センターの職員は調理担当でございます。パートの職員は7名でございます。施設管理、調理の補助、清掃、ベッドメイキングでございます。パート職員につきましては、受入人数により勤務人数は増減いたします。今年の夏の繁忙期にはさらに短期アルバイトとしまして8人増員し、運営したところでございます。

以上です。

○議長（柿島良行君）

赤池朗君。

○4番議員（赤池朗君）

5カ月間、営業してきたわけですが、その中で何か問題点があったとか、これからこういうことを改善したほうがいいんじゃないかということがあったら答弁ください。

○議長（柿島良行君）

佐藤観光課長。

○観光課長（佐藤成人君）

お答えさせていただきます。

利用者のアンケートなどからご利用いただいた皆さまからは施設、食事、スタッフ対応など総合的に高い満足をいただいております、またぜひ来たいというご意見を数多くいただいております。今後もこれに甘んずることなく、ご利用者にさらにご満足いただける料理やサービスの提供をまいります。そのための職員の資質の向上にも努め、おもてなしの気持ちでお客さまをお迎えしてまいりたいと思っております。

課題としては、平日の集客やこれから迎える閑散期において、いかにお客さまに来ていただくかということであろうかと思っております。問題点というわけではございませんが、施設は木の温かさを感じ、清掃も行き届き、特に囲炉裏の部屋は子どもも大人も古民家を意識させてくれ非常によいというふうなご意見を伺いますが、すでに建築から30年以上を経過しておりますので今後の修繕等の懸念がございます。また施設周辺の立木がだいぶ大きくなり、周囲の見通しに影響を及ぼしておりますので、地主に確認しながらできるだけ対応してまいりたいと思っております。町としましても関係する課と協力し、サポートしてまいりたいと思っております。

以上です。

○議長（柿島良行君）

赤池朗君。

○4番議員（赤池朗君）

しっかりしたサポートをお願いしたいと思います。

先ほど、どのくらいお客さんが来ているのかというデータの中で、やはり想像するように平日の利用者が非常に少ないというのは、データとしてはっきり出てきたことです。その少ない中でも、これは4月、5月、6月、7月、8月という割と季節的にはよい季節だと考えますが、これから寒くなって、寒い季節はさらに平日の利用者というのは少なくなることは明白だと思います。今の条例ですと、この自然の里は年中無休ということが謳っております。年中無休ですと、お客さんがいっぱい来るといいんですが、そういう、少なくなるのを目の前にし、年中無休では職員のやりくりも大変だと思いますし、経費節減のためにも閑散期の平日を休所日にしたらいいのではないかと考えますが、そのへんはどうでしょうか。

○議長（柿島良行君）

佐藤観光課長。

○観光課長（佐藤成人君）

それでは、お答えさせていただきます。

運営につきましては、経営指導に当たっていただいている株式会社ビズユナイテッド等と相談しながら、いろいろな角度から検討してまいりたいと思っております。

職員の資質の向上のための研修会へも積極的に参加できる体制づくりや、そのための時間の確保のため定休日等を検討してまいりたいと思っております。

以上でございます。

○議長（柿島良行君）

赤池朗君。

○4番議員（赤池朗君）

ちょっと質問の時間もだいぶ迫ってきましたので、答弁のほうも簡潔に短くお願いしたいと思います。

次に中小企業活性化条例についてお伺いします。

本町では平成29年3月23日、身延町中小企業小規模企業振興基本条例が条例として施行されました。本町では、この中小企業等の振興について、どのような事業を実施したのか答弁ください。

○議長（柿島良行君）

佐藤観光課長。

○観光課長（佐藤成人君）

それではお答えさせていただきます。

身延町中小企業小規模企業振興基本条例、この条例につきましては町の責務、中小企業等の努力、地域経済団体、大企業、金融機関の役割を明確にすることにより中小企業等に関する施策を総合的かつ計画的に推進し、もって本町の経済の持続的な発展および町民生活の向上に寄与することを目的としております。

これによりまして、町が発注する工事、物品購入、請負等における中小企業等の受注機会の増大に町としても努めております。

以上でございます。

○議長（柿島良行君）

赤池朗君。

○4番議員（赤池朗君）

本町では中小、特に零細企業がほとんど占めておるのが本町の現状です。そういう中で商工会の会員自体も年々減少しているというのが現状です。その1つの理由として、事業はそこそこ好調なんだけども、後継者がいないから、あとを継いでくれる人がいないから、もうたたむしかないかなという感じで事業をやめてしまう方もおられるようですが、この後継者問題についてどう考えていますか、答弁ください。

○議長（柿島良行君）

佐藤観光課長。

○観光課長（佐藤成人君）

お答えさせていただきます。

身延町の産業の中核をなしてきたのは、町内事業者の大多数を占める中小企業等であり、中小企業等が地域経済や地域生活を支える基盤として大きな役割を担っていることは承知しております。しかしながら昨今の町の経済的、社会的環境は経済のグローバル化、少子高齢化、人口減少や社会構造の変化に直面しており、中小企業を取り巻く環境は厳しい状況にあります。

このような状況の中、次代に引き継ぐべき経済の持続的な展開、町民生活の向上のためには中小企業等の自主的な努力はもちろん、中小企業等が地域に果たす役割について地域社会を構成する町民や行政等のさまざまな主体が共通の認識を持ち、協働して中小企業等の振興に向けた取り組みを展開していかなければならないと思っております。

国においては中小企業経営者の高齢化の進展を踏まえ、円滑な事業承継の促進を通じた中小企業の事業活性化を図るため、事業承継支援体制の強化の方向性等について取りまとめた事業

承継のガイドラインを策定しました。中小企業に蓄積されたノウハウや技術といった価値を次代に受け継ぎ、世代交代によるさらなる活性化を実現していくため、本町としても県や商工会などと連携し対応してまいりたいと思っております。

以上でございます。

○議長（柿島良行君）

赤池朗君。

○4番議員（赤池朗君）

ぜひともよろしくバックアップをお願いしたいと思います。

次に不用品を活用したリユースバンク等の設置について伺います。

かつて経済が好調だったときは、使い捨ての時代だったと言っても過言ではありません。今は大量廃棄社会から循環型社会への転換が求められる中で、再使用 リユースという言葉を使います。使えるものは繰り返し使うということですが、求められています。そこで浮かんできたのが中高生の制服等であります。この制服は卒業すると、もう使わなくなってしまうものなので、そこでその不要となった制服等をほしい人に譲ってあげるようなシステムをつくったらどうかということで、本町では小中学生には入学支度金というのが支給されますが、特に小中高校生もこのころの年頃というのは非常に体の成長が大きくて、1年生のときはちょうどよかった制服も、2年生、3年生になるともう小さくてなかなか着づらいというようなこともあります。そういうときに保護者の方が、こんなに小さくなったんではかわいそうだからと、また再度購入するというのもまた負担になりますし、ぜひこういうリユースバンク等があればいいかなと考えるんですが、いかがでしょうか。

○議長（柿島良行君）

羽賀環境上下水道課長。

○環境上下水道課長（羽賀勝之君）

お答えをいたします。

制服のリユースについては、物を大切に作る心を育て、保護者の負担を軽減するという観点において大変意義ある取り組みだと考えております。身延中学校が統合して新たな制服となって3年目にあたり、今年度が最初の卒業を迎えます。保護者から卒業後に不要となる制服、体操着の提供がどの程度あるか、関係課と情報共有していきたいと考えております。

また高校の制服については、民間団体により低価格の譲渡を目的に運営しているNPO法人も県内にあり、保護者が情報収集をする中で検討していただきたいと思っております。

行政サービスとして町が仲介をするよりは、日常的に情報が入りやすい学校やPTA活動時の情報交換により保護者間での信頼関係により融通し合う自然発生的なやりとりに任せることが最適ではないかと考えます。

町といたしましては、中学生の制服、高校の制服も含めて学校保護者、PTA活動への協力に努めてまいりたいと考えております。

以上でございます。

○議長（柿島良行君）

赤池朗君。

○4番議員（赤池朗君）

今、課長の答弁のように町がそういうところを設置するのではなくて、自分たちのことだか

ら学校の関係者がやってくれるのが一番いいかなと思いますけども、早くそうなって、ほしい人にほしいものがわたるといシステムがあったほうがいいかと思います。

最後に以前、議会だよりの「おじゃまします」というコーナーでぬくもりの会を取り上げたときがあります。そのとき代表者といいろいろお話ししましたが、実際に不用品を片付けてくれとかという、そういう依頼もあるそうです。そのときに実際にまだ使えるのにもったいないなというものもありまして、だけど自分もそれが必要でないから捨てるしかないかなといって廃棄処分するような形があるそうなんですけども、そういうときに明らかに、まだ使えてもったいないというのがあったら一時保管するなりして、そういう不用品市みたいのが開ければいいかなと考えているんですが、そのへんはどうでしょうか、答弁をください。

○議長（柿島良行君）

羽賀環境上下水道課長。

○環境上下水道課長（羽賀勝之君）

お答えをいたします。

不用品を活用したリユースバンク等の設置についてのご質問でございますが、いらなくなった日用品や遊休品を必要な人が再利用するというリユース事業は、ゴミ処理の削減に直接つながることや売却収入を得ることができる有意義ある取り組みだと考えております。

またリユース事業を生業とした民間事業所もあり、連携することにより一時的な保管などの対応は可能と考えられますが、一方で町が事業化するということになると、仲介することとなると課題や問題点もあります。回収したリユース品の一時的な保管場所の確保と管理、防犯対策、リユース品の需給バランスの調整、製品の品質保証などできないこと、事業のノウハウ、人的配置などのコスト面が挙げられます。今後も町としては、リユースバンクを実践している先進地事例など調査・研究を進める中で考えていきたいと思っております。

以上でございます。

○議長（柿島良行君）

赤池朗君。

○4番議員（赤池朗君）

日本のもったいないという文化が世界でも非常に賞賛されているところでございます。せっかく使えるものを、また有効に使うというシステム、これから検討してくれるようですが、ぜひ、そういうシステムを構築していただきたいと思っております。

以上で私の質問を終わります。

○議長（柿島良行君）

赤池朗君の一般質問を終わります。

ここで暫時休憩とします。

再開は2時15分とします。

休憩 午後 2時00分

再開 午後 2時15分

○議長（柿島良行君）

一般質問を再開します。

次は通告5番、渡辺文子君の一般質問を行います。

渡辺文子君の質問を許します。

登壇してください。

渡辺文子君。

○11番議員（渡辺文子君）

私は今回、3点について質問をしたいと思います。

まず1点目、安全な学校生活についてということで、いくつか質問をいたします。

ブロック塀を含めた通学路の点検について1点目、質問をいたします。

大阪北部地震で学校プールのブロック塀が倒壊をし、登校中の女子児童が亡くなってしまいました。学校プールのブロック塀は高さ3.5メートルで、控え壁もなく基礎部分の鉄筋も3センチと最上部まで通っていませんでした。74年にプールが建設をされ、77年にはブロック塀となっていて、設置施工時点で違法建築でした。

安全でなければならぬ学校で、このような事故が起きたことを受け、山梨県でも県教委が学校や通学路の塀の調査を各教育委員会に要請したと新聞報道がありました。

その後の記事には新聞記者が同行をし、子どもたちが日ごろ歩いている道にはどのような危険が潜んでいるのか、教員と点検したことがありました。子どもたちが安心して学校生活を送るためには、交通事故防止や防犯、そして防災という視点で点検が必要だと思います。もちろん、この点検、されているとは思いますが、問題がなかったのか、その結果をお知らせいただきたいと思います。

○議長（柿島良行君）

伊藤学校教育課長。

○学校教育課長（伊藤克志君）

お答えいたします。

本年6月18日に発生しました大阪北部地震によるブロック塀の倒壊事故を受け、その翌日の6月19日に各小中学校へ校内と校地周辺でのブロック塀の有無の確認について緊急確認を各学校へ依頼をし、全小中学校で校内および校地周辺には国基準の高さ2.2メートル以上のブロック塀のないことを確認し、また基準以下ではありますが、通学に心配となるブロック塀が確認をできた場所につきましては、児童生徒への通学指導を行いました。

次に6月21日に県教委から通学路の確認と児童生徒に対し、防災指導の徹底についての依頼がありました。これを受け、中学生につきましては自分自身の通学路についてセルフチェックと保護者にもご協力をいただきながら、これは例年行っていますが、身延町通学路交通安全プログラムに基づく通学路の危険箇所点検をこの夏季休業中に実施をしていただき、現在、学校と担当者がその結果の取りまとめを行っております。

以上です。

○議長（柿島良行君）

渡辺文子君。

○11番議員（渡辺文子君）

取りまとめがちょっと遅いのではないかなというふうに思うんですけれども、やっぱり危険箇所ということは早急に対処しなければ危険なわけで、それは早急に何よりも早くまとめて、ではどういうところを直したらいいのかということで、予算を組んだり、そういうこともしなくてはいけないので、ぜひそれは早急に取りまとめ、それから予算を組むとか、そういうよう

な対応をしていただきたいと思うんですね。そうしないと、子どもの安全というのは守れないと思うんですけども、今まで各地区で地区懇談会があって、通学路の交通事故の問題とか、それから防犯という、街灯が暗いとかそういう問題は今までずっとやってきたんですね。ただ、防災に関しては今までなかったもので、新しい項目ということで、それが今回出てきたと思うので、今度はそういう面も気を付けながら、それから女の子が犠牲になる、なんかいろんな凶悪なこともあるので、なんかそういう面ではもう本当に交通事故、防災、防犯、いろんな面でやっぱり子どもたちを安全に守るにはどうしたらいいのかということで、これは機敏な対応がとっても必要なのではないかなと。今までの感覚とちょっと違うのではないかなというふうに、早急な対策を要望しておきたいと思います。

それは取りまとめて早急に対応していただけるということで、理解してよろしいでしょうか、確認です。

○議長（柿島良行君）

伊藤学校教育課長。

○学校教育課長（伊藤克志君）

お答えいたします。

ただいま、渡辺議員からご指摘をいただきましたことも参考にいたしましてスピードアップを図り、改善に努めたいと思います。

以上です。

○議長（柿島良行君）

渡辺文子君。

○11番議員（渡辺文子君）

では、よろしく願いいたします。

2つ目の生徒児童の通学の問題点についてということで2点目なんですけども、統合にかかるとスクールバスはひと段落ということだったんですけども、登校するときにも今現在いる子どもたちのことも考えてスクールバスの行程を考えてもらいたいという質問も以前、私していたんですね。現在でもやっぱり困っている子どもたちがいるということで、それをしていただきたいということを質問したら、とりあえず統合の、スクールバスを優先的に考えて、そこが落ち着いたらというような返事だったと思うんです。でも忘れてはならないのは、今でもそういう、ほかの子どもたちが登下校に困っているという問題がいまだにあるということは、やっぱり頭に置いていただいて、それも早急にしていかなければいけないのではないかなと思うんですね。

中学生の場合には、大河内地区の子どもたちですよ、これは遠距離通学ということで、お金は出ているけど、お金では解決できない問題がいっぱいあって、やっぱり保護者が送り迎えしなければいけないとか、目の前をスクールバスが通るのにそれに乗れないとか、やっぱり子どもにとったら、ちょっとそれは乗せてもらいたいと思うのは当然で、それはやっぱり早急に変えていかなければいけない問題。それから豊岡の子どもたち、52号線、交通量があるところを自転車で危ない思いをしているのではないかなと思うんですね。そういうことを考えると、この問題だって前に危ないから早くしてほしいというようなことを言ったんですけども、本当に危険と隣り合わせで通学をしているというような状況があるので、これも早急に考えて解決しなければいけない問題だと思うんですね。中学生については、私の耳に入っているのは、

この大河内地区と豊岡の地区のことなんですけども、ほかにもあるのかも分かりません。

それから小学生の場合なんですけども、波木井とか、それから大野ですね、その子どもたちは今、ほかの子どもたちはスクールバスでほとんど行っていると思うので、その学校の近くの子どもたち、私が聞いたのは波木井とか大野の子どもたちが、大野の向こうの奥からというところと30分以上かかるわけですよ。昔はみんな歩いたんですけども、今はランドセルがすごく高価になって重くなっている。それで教科書が大きくなって写真もふんだんに入っていると、そういうことで本当に1年生なんかは自分の体重の半分ぐらいのランドセル、中身も入れたランドセルを背負って通学しなければいけないということで、これは新聞にも特集されていて、テレビでも特集されていて見たんですけども、そういう子どもたちが腰痛になってしまっているというような問題もあって、文科省でその宿題以外の教科書は置いておくようにというような指示があったというような記事も読んだことがあるんですね。これはやっぱり大きな問題で小さな子どもたちがそのランドセルを背負って30分も40分も歩かなければいけないという問題が今あるということで、ただ、今、なんでもかんでもスクールバスに乗らせればいいのかという問題もかたや出ていて、足が弱くなってしまったり、体全体がひ弱になってしまったりという面もあるので、やっぱりそういう面では保護者とか、それから先生とか、それから子どもたちとか、そういう人たちと十分話をして希望があったら、なるべくスクールバスに乗せてあげたいなというふうに思っているんですね。

大野の通学路、ちょっと私、見てきたんですけども、トンネルがあって明るくていいんですけども、トンネルの先なんです。人家も全然なくて、そして台風、今日なんかきつと倒木があったり、子どもたちきつと歩きにくい思いをして行ったのではないかな、危険な思いをしたのではないかなというふうに思うんですけども、人家もない狭い道路で、ローソンか何かがあるから不特定多数の人が出入りするようなところで、保護者はやっぱりちょっと心配をしているんですね。大野から来てトンネルを超えて通学路を渡るということで、そういうような防犯上の心配もあるし、特に1年生ですよ、教科書が重くてランドセルが重くてという、そういうような新たな問題も出てきていますので、ぜひさっき私、お願いをしたように保護者、先生たち、そして子どもたちの話を聞きながら早急にスクールバスに乗れる子は乗れるような体制を取っていただきたいな。そうしないと、やっぱりスクールバスが目の前を通る子と、なんか子ども心に傷つけるのではないかなというふうに思っていますので、それはぜひお願いをしたいと思いますが、この件に関して教育委員会としてどういうふうに考えていらっしゃるのか、お聞かせいただきたいと思います。

○議長（柿島良行君）

伊藤学校教育課長。

○学校教育課長（伊藤克志君）

お答えいたします。

まず身延中学校のスクールバスの運行に関しましては、ただいまご心配いただきました豊岡地区や大河内地区において学校統合の条件とは別に、新たな基準を設けてスクールバスの運行をしていただけないかというご要望があります。これは大きな課題として捉え、検討を行っております。

現実的に運行範囲を拡大するということは、これは予算とも密接に関係をいたします。これを一気に解決するというようなことは現実的に困難ですので、今できる対応方法を考え、ご指

摘のありました防犯面、防災面も含め学校や保護者と相談をしながら一步步前に進めていくよう取り組みます。

以上です。

○議長（柿島良行君）

渡辺文子君。

○11番議員（渡辺文子君）

一步步とおっしゃっていただいたんですけども、でも実際、今困っているわけですから、なるべく早く解決するための方策を考えていただきたいというふうに重ねて要望をしておきます。

3点目なんですけれども、スクールバス通学で欠席の場合の連絡方法って、これは私、何人にも聞いたんですけども、みんな言っていることがまちまちで、学校にお休みしますと学校に一報入れれば良いと理解している人がほとんどいなかったというのが現状で、一体どうなっているんだろうと思ったんですけども、最初、保護者の方たちは営業所に連絡をするようにと言われたというふうにおっしゃっている方が何人かいて、いまだにそう思っているのかなと思って、そして教育委員会に聞いたら学校に一報すれば、それでもいいんですよ。保護者の中には、子どもが熱があつて学校を休むのに寝かしておいて、運転手さんのところへ飛んで行って休みますと言っていた人がいたということで、びっくりしてしまつたんですよ。そういうことがないようにということで、いろいろ考えていただいたと思うんですけども、そういうところが徹底していなかったから、近くに同じところに行く子どもがいればいいけど、今はなかなかそうではないので、そこがなかなか徹底できていなかったのではないかなというふうに皆さんのお話を聞いてそう思ったので、ぜひこれは学校に一報を入れれば良いように、着いてから運転手さんがそういうふうに確認をしてくれるという話はお聞きしているので、それはそれでいい対応だなというふうに思ったんですけども、ただ保護者が運転手さんのところに行くとかそういうことはないようなことで、それはちゃんとその意思が伝わるようなことをしていかないと、いくら教育委員会でそんなはずはないといつても多くの方たちがそういうふうに思っているという現実がありますので、それは徹底をしていただきたいと思うんですけども、いかがでしょうか。

○議長（柿島良行君）

伊藤学校教育課長。

○学校教育課長（伊藤克志君）

お答えいたします。

ただいま、ご質問にありましたスクールバス利用者が欠席する場合の連絡方法についてです。まず中学校のスクールバスの運行に関するルールとして、欠席時の利用しない場合の連絡については、渡辺議員がおっしゃるとおり学校へ保護者が連絡すれば、それでよしということになっておりまして、これまでも、統合前の説明会などの機会に説明をしてきてはいたんですが、そこが徹底が図られていなかったというようなことがあれば、そこは現実的に受け止め、反省したいと思います。

また、このことにつきましては、改めて各校で周知を図ってもらうように各学校へ課のほうから要請をいたすようにいたします。

以上です。

○議長（柿島良行君）

渡辺文子君。

○11番議員（渡辺文子君）

それは徹底するようによろしくお願いいたします。

4点目なんですけども、一斉下校でなく低学年は早い帰宅をとということで、これはもう何回も何回もここで言っているの、またかと思われたと思うんですけども、やっぱり保護者のほうがこれは要望で、ぜひ、しつこいけれども要望してほしいという思いを受けましたので、またかと思われるかなと思いつつ、やっぱり言わざるを得ないかなと思いました。

もう今ごろになると大体、1年生も大体帰りも遅くなるんですけども、問題は小学校入学のとき、最初のころなんですよ。特に小学校1年生が保育園卒園をして小学校に入る。そのときにやっぱりギャップということで悩んでいるにもかかわらず、6年生の授業が終わるまで待っているということ自体、精神的にも肉体的にもやっぱり限度があると思うんですね。その保護者もせめて最初のころだけでも、そういうような対処をしていただければ助かるということで、ぜひ、それは1人や2人ではないんですよ。多くのお母さんたちから、そういう声を聞いているので私も質問をしているんですけども、身延小の方に聞いたら高学年の委員会とか、そういうものがある場合、4年生、5年生、6年生の学年でありますよね。そうしたら、それは2便で1年生、2年生、3年生は早く帰らせるというようなことをやっているということなんですよ。そのお母さんも身延小でできるのに、なぜほかでできないんでしょうかということなので、やっぱり低学年と高学年というのはカリキュラムが違ふし、まず体も精神面も違ふので、それはぜひ、これもお金がかかるといえばかかるんですけども、でも子どもたちの安全とか安心とかということをお考えた場合には、ぜひ必要な措置ではないかなというふうに思いますので、このことについてもぜひ低学年、高学年のスクールバスをお願いしたいということで、しつこくて申し訳ないんですけども、ぜひ保護者の思い、そして子どもたちの願いをぜひ考えていただきたいと思って質問しましたけども、いかがでしょうか。

○議長（柿島良行君）

伊藤学校教育課長。

○学校教育課長（伊藤克志君）

お答えいたします。

ただいま渡辺議員からご質問の中にもありましたように、何度かこの件につきましては、ご質問をいただき、お答えをさせていただきました。

この件につきましては、平成29年第1回の定例会におきまして、町長から学校は集団生活の場でもあり、学校として児童にとって一番安全な下校方法として、この一斉下校としたことを理解できる。個人的な理由で早く帰るような場合は、これは保護者にも個別対応をしてもらうということも仕方ないのかなというようなお答えをさせていただいたところなんですけども、基本的には教育委員会としてもこの考えであります。

ただいまの質問で入学したころの、いわゆる学年のはじめの時期というような、新たなご提案だと思います。これにつきましては、実は教育委員会の中でも小学校の統合準備の際に、そういう措置もどうなのかというようなことは一度検討しました。改めて、必要性につきまして、また学校を通じて保護者にもご意見を聞きながら今年度中には具体的に検討してみたいと思います。

以上です。

○議長（柿島良行君）

渡辺文子君。

○11番議員（渡辺文子君）

ぜひ保護者の意見を聞いていただいて、その保護者の願いに沿ったような対策を取っていただきたい。先ほどおっしゃった安全なと言ったけども、本当に一斉下校が安全とは私は思っていないんですね。子どもたちの精神的なもの、肉体的なもの、そういうことを考えるときには、やっぱり親は早く帰してほしい、子どもももう疲れたから早く帰りたいと思っているのに学校で6年生が終わるまで待ってはいけません。それは本当に私は安全なのかな、安心なのかなと思ったときに、私はそうではないというふうに思っていますので、それは見解が違うから仕方がないのかなというふうに思いますけども、ただ私が思うのはやっぱり保護者がそういうふうに望んでいる。子どもたちも早く帰りたい。学童の子は学童へ行って早く遊びたい。そういうふうな思いがあるということは、やっぱり言っていかなければいけないのかなと。ぜひ保護者の意見を聞いて、また対処をしていただきたいと思います。

2点目なんですけどもプールの利用状況ということで、2点目、質問をさせていただきます。

身延中学校は体育のプールの授業はあるけれども、中学生の夏休みのプールは開放していないということを聞いて、保護者がどうしてなんだろう、これは統合してからなのか、する前からなのか分からないですけども、下部小中は一緒にプールで小学生と中学生と一緒に、久那土もそうだったんですね。だから中学生も当然泳いでいたということがあって、身延中はなぜプールが夏休み泳げないのかと。部活が終わったあと、やっぱり子どもたち、暑いからプールに行きたいんじゃないかというような声もたしかにあって、ちょっと近隣を調べてみたんですけども、近くの中学校はやっぱり小学校と一緒にやっているところのほうが開設があって、最近やっぱり中学校だけの、甲府とかそういうところはだんだん開設をしなくなっている傾向があるということは、お聞きをしているんですね。

けども、やっぱりこういう自然が豊かなところに子どもたちがいるわけですから、伸び伸びとやっぱり、夏は暑かったらプールに入れるような環境はしていきたいなと私は思っていますので、中学校だけだとなかなか難しいようなこともありますので、近くの中学校は小学校と一緒に教員と保護者と、それから民間の方、学校に養護の先生が待機している。午前、午後、どっちでも行けるというようなことをやっているというようなことで、中学生もだんだん、特に女子なんかはプールに行かなくなるという傾向はありますけども、そうはいっても男子生徒とかは行きたいということで、下山小学校でプール開放のときには中学生も何人かいたというようなこともありますので、ぜひ先生たち忙しくてなかなか大変だと思うんですけども、小学校の先生たちと協力しながら、なんとか開設できればいいかなと。それもそういう保護者の声があったので、そういう声があるということで、どこかで話し合いができればいいかなというふうに思いますけども、これに関してはいかがでしょうか。

○議長（柿島良行君）

伊藤学校教育課長。

○学校教育課長（伊藤克志君）

お答えいたします。

この件につきまして、学校のほうにも確認をしてみました。それ以前に近隣の市町村でどう

なのかなということも調べてみました。渡辺議員がおっしゃるように小中学校で日常的に共用しているプールについては、夏休み中も中学生の使用も可となっているところがいくつかありました。

この件について後期統合を行うときに、やはり統合準備委員会の中に学校の先生方だけでつくる教育課程検討部会という部会があります。この部会の中で小学校の先生と中学校の先生で、このプール利用について話をもったことがあったらしいんです。その際に出された意見と申しますか、過去においてやはり小学校のプール開放に合わせて中学生にも使ってもらったことがあったらしいんですが、まずその利用が少ないということと、あとは体格の大きい小さいということもあるのかもしれないんですが、小学生のしかも比較的 low 学年の保護者のほうからちょっとやっぱり一緒だと怖いと申しますか、心配な面があるからというようなことも小学校のPTAの中で話があったというようなことがあって、現状は小学校の夏季休業中のプール開放に合わせて中学生の利用ができるようなことにはなっていないということ聞いております。

以上です。

○議長（柿島良行君）

渡辺文子君。

○11番議員（渡辺文子君）

そうすると中学生は行きたかったら下山小で開放している、そこしが行けないということですよ。子どもたちが行きたくないということであればあれだけでも、でも行きたいという子どもも中にはいるという話も聞いているし、保護者も部活のあとは入らせたいという思いがあるので、でも下山は土日、普通の日はやっていないものですね。開放は、そうですね。そうすると暑くても中学生はプールに入れないということなんですね。そういう、仕方がないと言えば仕方がないんですけども、やっぱりこの田舎にいて、甲府ではないし、豊かな自然の中で子どもたちには伸び伸びと色々なことを経験させてあげたいという気持ちもありますので、そういう話があったと、保護者がそういうことを言っているということだけはぜひお伝えいただいて、もしなんとかなるのであったらしていただきたいなと思いますので、ぜひよろしくお願いいいたします。

それと子どもたちが利用しやすいプールにするためにということで、プールの利用の2点目なんですけども、下部小学校、久那土小学校は中学校と共用のプールがあって、比較的新しいプールで、このプールが今、学校統廃合で学校がなくなってしまったので、プールだけがあるというようなことで、例えば下部小学校のプール、学童のすぐ上に学校があって、学童の子どもたちはスクールバスで下山のプールに行くんですけども、やっぱり近くにプールがあるのに使えないということで、地域の方たち、保護者の方たちからせっかくあるプール、使わないと駄目になってしまうので、せめてスクールバスで通わなくて、すぐ近くのプールで泳げないものなんでしょうかという要望があったんですけども、私も当然、近くにあるんだったら、それが利用できるんだったら、それは当然の話だなというふうに思ったんですけども、教育委員会は経費とかいろいろおっしゃるとは思うんですけども、何が子どもたちのために本当にいいのかというふうに考えたときには、やっぱり比較的新しいプール、そのまま駄目にしてしまうことがどうなのかなと思ったり、すぐ近くにあれば、そんなバスに乗っていかなくてもすぐに行けるのになという、そういう率直な思いにやっぱり応えたいなというふうに思うんですけども、これについてはいかがでしょうか。

○議長（柿島良行君）

伊藤学校教育課長。

○学校教育課長（伊藤克志君）

お答えいたします。

現在、各小学校におきましては、先ほどもお答えさせていただきましたとおり、それぞれの学校のプールを使いまして夏季休業中のプール開放をしております。

ただいま、渡辺議員からのご質問にありました旧下部小学校、旧久那土小学校のプール、この両施設につきましては、今後の活用方針等が決定するまでは便宜的に今も学校教育課が管理を行っておりますが、これを新たにプール開放というようなことを実施する場合には、すでに学校施設ではありませんので、改めてその事業の目的ですとか施設の管理者、これをきちんと決めなければならないと思います。下山小学校のプールを活用して行っております、一般人も含めてのプール開放のように、これを実施するような場合はやはり施設を社会体育施設とするような場合ですとか、目的をスポーツの振興というようなことで行う場合ということになるかと思えます。

こういうような事業でやるというようなことになれば、同じ教育委員会の中ではありますが、これは生涯学習課のほうで検討していくというようなことになるかと思えます。

以上です。

○議長（柿島良行君）

渡辺文子君。

○11番議員（渡辺文子君）

分かりました。今は学校教育課の管轄ではないということで、今後どうするかということは今後の話ですね。分かりました。

では大きな3点目ということで、夏休み中の学童保育に給食をということで質問をさせていただきます。

以前、私、子どもの貧困の質問の中で夏休み中に給食がなくなって9月になったら子どもが痩せてしまっている子がいるということを先生からお聞きをしたということで、かなり田舎でも子どもの貧困の問題が切実だというような質問をした記憶があるんですけども、都市部では多くの子ども食堂というのを開設している現状がありますけれども、本町でも子ども食堂を開設したいという声もありましたけれども、田舎ではなかなか対象者の選定というか、田舎ではちょっと難しいということもあり、開設には至りませんでしたけれども、そういう子どもの貧困という現状は田舎でもあるということは認識をしています。

学童保育、もちろん働いている親が子どもたちを預けて仕事に行くわけですけども、夏休みはお弁当を作って子どもたちを送り出さなければいけないと。働いている上にお弁当も作らなければいけない。そして夏で食中毒のことが心配だということで、なかなかお弁当作りが大変という声をお母さんたちから聞いていました。調べて見ると全国的にはだんだん、学童保育で給食を出しているところが増えてきているという現状があります。やっぱりそういうお母さんたちの声が行政を動かしたのではないかなというふうに思います。

山梨県の中でもこういうことをやっているところはないとは思んですけど、やっぱり子育てに力を入れている町として、学童保育の子どもたちをやるときにはお弁当を作らなくてもいいような子育て支援をできたらとてもいいなと私は思っているんですけども、これに対して

課長、答弁をすみません、お願いします。

○議長（柿島良行君）

大村子育て支援課長。

○子育て支援課長（大村隆君）

お答えいたします。

学童保育を利用できる児童は町内の小学校に在学する児童で、その保護者が労働等により昼間、家庭にいない者が利用できることとなっております。したがって、この条件に合わないご家庭の場合はご利用できない場合もございます。

ご質問にあります食事の提供につきましては、学童保育を利用している児童だけのサービスとなります。条件に合致しないため学童保育を利用できず、なおかつ食事のサービスも受けられないこととなってしまいますので、平等性の観点から現時点で学童保育における給食の提供は考えておりません。

以上でございます。

○議長（柿島良行君）

渡辺文子君。

○11番議員（渡辺文子君）

合致できないって、働いていなくて学童保育に入りたいという人たちがいるということですか。その合致できないというところがよく分からないんですけども。

○議長（柿島良行君）

大村子育て支援課長。

○子育て支援課長（大村隆君）

お答えいたします。

私の承知している限りですが、保護者の方が働いていない場合に学童保育の利用を申し込んだというような例はございませんが、もし申し込みがあれば、その方々は学童保育へ通うことはできなくなるという意味でございます。

○議長（柿島良行君）

渡辺文子君。

○11番議員（渡辺文子君）

ちょっと意味が分からないんですけども、親が働いているから、その子どもたちが昼間困るから学童保育へ行っているんですよね。それが不公平ってどういうことなのか、ちょっと私、よく分かりません。

○議長（柿島良行君）

大村子育て支援課長。

○子育て支援課長（大村隆君）

学童保育を利用できる方だけが受けられるサービス、学童保育で給食を提供するということになりますと、学童保育を利用できる方だけが受けられることとなってしまいます。自宅に保護者がいらっしゃるようなご家庭の場合は、学童保育を利用することもできず、なおかつ給食のサービスも当然受けられないことになってしまいますので、先ほど申し上げましたように平等性の観点から申し上げまして、今時点で学童保育における給食の提供は考えていないということでございます。

○議長（柿島良行君）

渡辺文子君。

○11番議員（渡辺文子君）

答弁がおかしくないですか。学童保育ってそもそも働いている親が大変だから、日中誰もいなくなるからでしょう。家にいる親は家で子どもたちをみられるし、ご飯だって作れるではないですか。なんのための学童保育か、ちゃんと認識していますか。言っていることが私、よく分からないんですけども。何が平等って、言っている意味が、ごめんなさい、私、分からない。

○議長（柿島良行君）

望月町長。

○町長（望月幹也君）

私のほうからお答えさせていただきます。

基本的には、いつも申し上げているとおり課長が答えようが私が答えようが、これはあくまで執行部でしっかりと通告に基づいて議論した答えでございます。ですから課長が言ったのは基本的に執行部の答えでありますけども、学童保育というのはもちろん働いている方、子どもの面倒がみられないからお預かりする、そのサービスでございます。今年、学校給食を無料にした、これも画期的な施策だと思っておりますけれども、これにつきましては、働いている方、働いていない方すべての家庭の児童・生徒に対して、学校においては町としてできるだけの面倒をみさせていただく。家庭については、家庭でできることは保護者の方にやっていただく。学童保育というのは、課長が言ったようにサービスとして受けられる方と受けられない方、これまでどおり、町が学童保育としてはお預かりしますけども、そこでの食事までは、今回についてはそれぞれの役割として、どこの家庭も同じように、それぞれの家庭で保護者が面倒をみていただいて、責任を持っていただきたい。町では、こういう考えのもと、学童保育を運営しておりますので、食事については、現時点では考えていないと今言ったんですが、今後、教育委員会、また給食センター、子育て支援課、あと周辺の市町村の調査なんかもしまして、前向きと言えるかどうか分かりませんが、絶対にしませんということではなくて検討はさせていただきますということをお願いしたいと思います。

○議長（柿島良行君）

渡辺文子君。

○11番議員（渡辺文子君）

ちょっとよく分からないんですけども、奈良市の市長さんが子育てを巡り小さな負担が積み重なり、仕事と育児の両立が難しくなっている現状がある。子育て世代を少しでも応援できればということで、奈良市ではこの夏休み中の学童保育に給食をとということでやっているんですね。やっぱり子育て支援、この子育て世帯を少しでも応援したいという、この市長の考えって私は素晴らしいというふうに思ったので、こういう市長もいるということで心に留めておいていただきたい。それで私の質問を終わります。

以上です。

○議長（柿島良行君）

渡辺文子君の一般質問を終わります。

ここで暫時休憩とします。

休憩時間を8分間といたしまして、再開を3時10分にいたします。

休憩 午後 3時02分

再開 午後 3時10分

○議長（柿島良行君）

一般質問を再開します。

次に通告の6番、田中一泰君の一般質問を行います。

田中一泰君の質問を許します。

登壇してください。

田中一泰君。

○6番議員（田中一泰君）

通告に従って質問いたします。

身延町のこれからのあり方について。

行政改革大綱第4次の中で小さくて効率的な役場経営を目指すとありますが、何を基準に小さいと判断するのか。

○議長（柿島良行君）

笠井総務課長。

○総務課長（笠井祥一君）

お答えをさせていただきます。

小さくて効率的な役場経営とは限られた財源と人材を有効に使うことによって、より効果的な施策を展開し、新たな行政課題へ柔軟に対応し得る役場経営を目指していこうとするものでございます。

市町村の分類では、身延町は人口1万人から1万5千人の範囲で第2次、第3次産業が80%以上、かつ第3次産業が60%以上の比較的サービス業が多い3-2というグループに分類されておりますが、グループ内の全国55の町村の中で面積は4番目に広く、人口1万人当たりの職員数は5番目に多いという分類結果となっております。

町村の広さや公共施設の数、人口の分布状況等、各町村の状況にはそれぞれの特質があるため、一概に類似団体との比較だけで判断することは非常に難しいところでございます。

今後とも地方分権の時代に対応し、時代に即して類似団体の数値も参考としながら小さくて効率的な役場経営を目指すとともに、町民の皆さまの満足度をさらに高める行政サービスの提供に努めてまいりたいと思っております。

以上でございます。

○議長（柿島良行君）

田中一泰君。

○6番議員（田中一泰君）

この中で効率的な役場経営だけで十分なような感じがしますね。小さくてと言いながら、小さい基準が示されていないということは非常に分かりにくい。行政改革の進捗状況が町民に分かりにくい状況になっていると思います。

基準数値目標を立てて、こういうことが小さい行政なんだよというような形を町民に理解できるようにするべきだと私は思います。

今、流行りのPDCAの考え方で役場運営をするということをよく聞きますけども、プラン

を立てて行動し、チェックして、また次のアクションをしながら改革を進めていくという手法だそうですが、ある程度、やはり数値目標がなければ、実際の成果も分かりにくい、そしてモチベーションも上がりにくいと思いますので、ぜひその数値目標を挙げる中で行政を運営していただきたいと思います。

もう1点ですが、たしか給与、定員管理の中で平成31年度には204名体制を予定しているとありますが、これでいいのでしょうか。

○議長（柿島良行君）

笠井総務課長。

○総務課長（笠井祥一君）

お答えをさせていただきます。

職員数につきましては、定員適正化計画によりまして平成16年9月13日の合併時には269名だった職員数が平成29年度には205名と64名、約24%の減少となっております。またこの定員適正化計画の中で、議員さんおっしゃいますように31年度までに204名を目指すという計画となっております。

以上です。

○議長（柿島良行君）

田中一泰君。

○6番議員（田中一泰君）

例えば、この204名というのは行政で考えて小さい役場というように捉えていいのでしょうか。

○議長（柿島良行君）

笠井総務課長。

○総務課長（笠井祥一君）

お答えをさせていただきます。

現在、国、また県から移譲されます事務など職員が対応しなければならない事務につきましては、年々増えているのが実情でございます。現在の組織、また体制を維持していく上では200人前後の職員数ということが適切ではないかというふうに考えております。

○議長（柿島良行君）

田中一泰君。

○6番議員（田中一泰君）

今、総務課長が説明してくれたこともよく分かるんですけども、やはり行政改革、その効率化を求めるというためには、やはりこの人数のレベルで行政はやっていくんだと。そこに向けて改革をしていくんだという目標が必要だと思いますので、それはこれからよく検討していただきたいと思います。

次です。行政改革大綱に役場庁舎、支所などの行政施設についての言及がありません。庁舎、支所、今言われた職員数などについてどう考えているのか、考え方を聞きます。

○議長（柿島良行君）

笠井総務課長。

○総務課長（笠井祥一君）

お答えをさせていただきます。

第4次行政改革大綱は、基本理念を知恵と工夫による地域の発展、基本目標を小さくて効率的な役場経営、基本方針を一人ひとりが行革実行の担い手として人事評価制度と連動する形をとって人材育成の面に重点を置いて取り組んでいるところでございます。

役場庁舎や支所などの行政施設につきましては、新町建設計画におきまして庁舎等については住民の利便性を考慮する中で、住民参加による審議会の設置など協議方法も含め速やかに検討していくとし、第2次身延町総合計画の中でも庁舎と支所の役割分担や支所機能のあり方、それに伴う組織体制などについて検討を進めるとしておりますので、今後検討していかなければならない問題だと考えております。

職員数につきましては、先ほどお答えをいたしましたとおりでございます。

以上です。

○議長（柿島良行君）

田中一泰君。

○6番議員（田中一泰君）

そして今、新中の新築計画が進められていますが、町としては町民全体の問題である庁舎問題がより重要と考えますが、町長の考え方をお聞きます。

○議長（柿島良行君）

望月町長。

○町長（望月幹也君）

その件にお答えしたいと思います。

新たな庁舎建設につきましては、新町建設計画の第7章、公共的施設の統合整備において新町の本庁舎については、当分の間、暫定的に現在の中富町役場に置くものとし、新たな庁舎建設等については、交通事情や他の官公署との関係などにより町民の利便性を考慮する中で検討していくと記されております。

現本庁舎につきましては、昭和56年12月に竣工以来36年が経過しておりまして、老朽化が進んでおりますので、新町建設計画に向けた検討も必要な状況になってきていると私も感じております。

しかし、現時点では子どもたちが安心・安全で継続的に学校施設を利用できるようにすることを優先させるべきだと考えておりますので、町議会からの町の中央へ早期建設を強く求める意見書や建設検討委員会からの提言を受けました身延町立学校施設整備計画に基づき、併せて合併特例事業債の有利な財源が活用できる期間内に、身延中学校の整備を優先的に進めてまいりたいと私は考えております。

以上です。

○議長（柿島良行君）

田中一泰君。

○6番議員（田中一泰君）

これからの庁舎は行政の場、身延町民の憩いと集いの場として計画するのがいいと私は考えています。人口減少が進む中では、町民の一体感、協力しやすい場、そして一体感を感じられるコミュニケーションの場として役場を考えたいいいのではないかと考えています。将来に不安の大きい今こそ、これからの身延町の分かりやすい将来ビジョンを示し、みんなで共有し町民全員で頑張っていくということが必要だと思っておりますが、そういう意味ではできるだけ早

い時期の庁舎を中央に置いて支所を集約する、そのことによって行政運営の合理化も図れるということで考えますけども、小さくて効率的な役場経営にとっては、この庁舎の問題こそ必要なことだと考えますが、町長の考えはいかがでしょうか。

○議長（柿島良行君）

望月町長。

○町長（望月幹也君）

先ほども答弁させていただきましたけども、庁舎を考えないというわけではなくて、順番からいって、一般的には今まで私も県庁職員として長く市町村課にいまして、各市町村の事業を見させていただきました。学校と庁舎のどちらを優先するかというと、ほとんどの地方公共団体、市町村は学校をまず優先いたします。次に庁舎です。今、議員さんが町の中央へもっていった一体感の醸成と言いましたけども、私どもはさっきも言いました町議会からの意見書、検討委員会からの提言、そういうものを受けの中でやはり中学校、学校も中央にあってこそ私は一体感の醸成が出るものだと思っていますので、いずれこれは国交省も進めていますコンパクトシティという形で、身延町、本当は私もここで人口が増やせませうと言えればいいんですけども、これはもう人口構造からいって人口を増やすというのは、誰がやっても私はすぐには不可能かと。ただ、今、減少率を減らすべく企業の誘致とか新しい観光の目玉をつくっています。

そういう中で、人口が減ってくるということは、おそらく周辺集落から減ってきます。ですから中央へ。病院もあります。商業施設もあります。下山小学校もあります。そういうところへ中学校、いずれ言いましたとおり町の中央へ役場、議員さんがおっしゃるとおり中央へ集約することが身延町全体の町民の方々への利便につながるということは同じ考えでございます。

○議長（柿島良行君）

田中一泰君。

○6番議員（田中一泰君）

町長の考え方もよく分かりました。ただ、基本的に私が言っている学校が先か、庁舎が先かという面では、ちょっと意見が違うということなんですけども、実際問題で考えるにしても、例えば役場が中央にいった支所がなくなる、それはもう行政の組織の変更が当然ありまして、結局集約されることで人員も当然、減らせるというか、縮小させることも当然できることだと思うんです。それを毎年毎年の中で人件費が減ってくれば、役場の今、交付税なんか当然減っている中で、少しでもそういう人件費の削減、そして行政の運営費の削減ということは当然しなければならぬことだから、やっぱり役場庁舎が先だろうというように私は考えております。

議長にお願いしたいんですけども、ちょっと時間の関係で質問の順番を変えさせていただきたいんですけども、よろしいでしょうか。

○議長（柿島良行君）

どこをどういうふうに変えますか。

○6番議員（田中一泰君）

行政改革大綱の第4次についてという質問ですけども、これをあとにまわしていただきたいんですけども。

○議長（柿島良行君）

ただいま、田中君からの通告の質問順位を時間の関係で2番の行政改革大綱（第4次）の成果はという質問をあとにまわして、先に3番の身延中学校新築計画について聞くと、これをや

るということですね。

○6番議員（田中一泰君）

はい。

○議長（柿島良行君）

認めます。

○6番議員（田中一泰君）

ありがとうございます。それでは順番を変えますけども、お願いいたします。

次に身延中学校新築計画について、現在の校舎の長寿命化を求める立場から質問をします。

まず身延中学校の新築の一番の目的はなんでしょうか。

○議長（柿島良行君）

鈴木教育長。

○教育長（鈴木高吉君）

お答えをさせていただきます。

ただいま、町長のほうから図らずも町長のお考えもお聞きすることができたわけですが、議員さんもお聞きになったと思います。これからの答弁につきましては、教育委員会として、また町として今、取り組んでいる大きな課題として責任を持って答弁をさせていただきたいと思っております。

まず1点目の質問ですけれども、先ほど町長も申されましたように議会から現在の校舎を全面改修、または長寿命化改修せずに町の中央へ早期に建設することを強く求めるといった内容の二度の意見書、また建設検討委員会からの中期的な展望に立ち町の中央への建設が望ましいという提言書および今回の検証結果などを総合的に判断をし、通学環境の格差を減らし通学環境の平準化をするために中学校は町の中央部へ移転改築、新築する方針といたしました。

その上で今以上の学校教育環境の資質的な向上、また将来を見越して校舎の安全性の維持、また向上を実現することがこの施設整備の目的ということになるかと思います。

以上です。

○議長（柿島良行君）

田中一泰君。

○6番議員（田中一泰君）

それはなぜ今、新築計画を進めるのでしょうか。

○議長（柿島良行君）

鈴木教育長。

○教育長（鈴木高吉君）

なぜ今、新築の計画を進めるのかという問いでございます。お答えをさせていただきます。

本年の第196回通常国会におきまして、合併特例事業債の発行期限を5年延長することが特例法により成立をしたことを踏まえ、長期的な財政負担の軽減を図りながら大型事業を実施するタイミングは平成36年度までだと判断しまして、本計画を決定したところでございます。

○議長（柿島良行君）

田中一泰君。

○6番議員（田中一泰君）

現在の身延中学校は、統合してまだ3年しか経っていないんですね。そういう生徒の環境

の変化という大きな変化をさせて、またこれから先、数年後にまたその環境の大きな変化をさせるということは、子どもたちの勉強というか、学業の環境にとって決していいことではないと私は思います。

そして合併特例債という有利な起債を使うといっても、これからまた質問しますけども、特に必然性がないと、重要性がないし、新築計画を進めるとするのは町の負担も大きいし、長寿命化で対応が十分であると思います。そしてこの計画の中で2024年には身延町学校を1億8千万円で解体撤去の計画になっていますが、他の廃校の校舎活用は検討しているのに新中だけいきなり解体する計画というのはどうしてでしょうか。

○議長（柿島良行君）

伊藤学校教育課長。

○学校教育課長（伊藤克志君）

お答えいたします。

本計画では、身延中学校新校舎建設に国庫補助事業の導入を予定しております。予定しております補助事業では現在、使用しています既存校舎は解体撤去が採択の要件となり、この費用も補助金の対象となることから解体撤去の方針となっております。

以上です。

○議長（柿島良行君）

田中一泰君。

○6番議員（田中一泰君）

身延中学校統合のために、すでに1億3,500万円ぐらいかけて改修が行われているわけですよね。数年でそれを解体する。改修と解体を合わせますと現時点で考えても3億1,500万円は無駄になるという計画を今、しようとしています。

昨日の決算審査報告書でも、問題意識を持ち、その事業の目的や必要性、多角的に分析し、是正改善を行う等、事務事業のさらなる見直しに積極的な努力を求めるものであると。要するに費用を、そういう効率化を上げてもらって、無駄なことに費用をかけないということを言われているんだと思いますけども、そういう意味で私は非常にもったいないことをしようとしていると思います。

次に学校設備整備基本方針では校地環境の安全性、校舎の構造躯体の健全性、学校の適正配置の3点で検討されているので、それについて質問します。

校地環境の安全性では地震、洪水、地滑り、崖崩れ、陥没、泥流等の自然災害に対し安全であることが重要であるとされています。今の地では安全性に問題があるのでしょうか。

地盤についての報告、この計画書の中で出ていましたけども、液状化の指標の1つである地下水の状態ですけども、現在の身延中学は8.65メートルに地下水、建設予定地、隣りの下山小学校の建設のときに調べたものがあるんですけども、それは1.4メートルから6.5メートルに地下水があると。これは当然、深いほうが安全であります。数値で判断しても現在の場所のほうが液状化と地盤については安全度が高いと思いますが、どう考えているのでしょうか。

○議長（柿島良行君）

伊藤学校教育課長。

○学校教育課長（伊藤克志君）

お答えいたします。

液状化は地盤の特性や地下水の状況などによりまして、液状化の発生は異なります。現身延中学校の敷地と移転候補地、それぞれの場所は地質から地下水位など、まったく同じ状況ではありませんので、地下水位だけを見てどちらのほうが安全度が高い、低いということは言えませんが、土の締まり具合や強度を求める基準値のN値は高く地下水位も低いため、どちらも液状化発生の可能性は少ないという結果を得ております。

以上です。

○議長（柿島良行君）

田中一泰君。

○6番議員（田中一泰君）

ということは、今の現状にあっても新しい、今、計画している下山にあっても安全性では変わらないと。計画の書面の中でもそのように書いてありましたけども、それでいいということですね。

○議長（柿島良行君）

伊藤学校教育課長。

○学校教育課長（伊藤克志君）

お答えいたします。

現在の身延中学校がある敷地につきましても安全性の確認はされております。

以上です。

○議長（柿島良行君）

田中一泰君。

○6番議員（田中一泰君）

工事費試算には地盤強化対策がないようですが、大丈夫でしょうか。予算の計画に考えていないのでしょうか。

○議長（柿島良行君）

伊藤学校教育課長。

○学校教育課長（伊藤克志君）

お答えいたします。

概算事業費の試算につきましては、学校施設整備計画書の92ページにもありますように用地取得補償費として3億円、測量試験設計費として9,100万円、工事費として21億6,360万円、備品購入費として4千万円、さらに解体撤去工事費として1億8千万円、合計で27億7,460万円と試算をしました。この試算の根拠といたしましては、各自治体が公共施設等総合管理計画策定時に各公共施設の更新費用試算に用いられています一般財団法人 地域総合整備財団の更新費用試算ソフトの設定単価を用いております。

ご質問の地盤強化対応策につきましては、新たに校舎を建設する候補地が下山地区としましたが、具体的な建設場所につきましては、まだ確定をしておりません。

今後、具体的な建設場所が確定をしましたら地質の調査を詳細に行います。また、その調査結果を判断し、地盤強化対応の必要があれば不足のない対応をしていきたいと考えております。

以上です。

○議長（柿島良行君）

田中一泰君。

○6番議員（田中一泰君）

たしか下山小学校の隣地というような予定になっているように承知しているんですけども、そうではないということでしょうかね。

それと最近の豪雨災害を見ても、富士川の増水による氾濫の可能性を十分考えておかなければならないと思います。そして以前あった旧下山中学校では大雨のあと、数日、グラウンドが使用できないような状況があったということですが、それは承知していますか。それと身延町の防災ハザードマップによると、あの地域は大体50センチは浸水する危険があるというようなところに指定されていると思いますが、それについては検討したのでしょうか。

○議長（柿島良行君）

伊藤学校教育課長。

○学校教育課長（伊藤克志君）

お答えいたします。

ただいま、同時にいくつかご質問をいただきましたが、まず1点目のご質問につきましてお答えをさせていただきます。

本年6月定例議会前の議員全員協議会におきまして、学校施設整備計画の内容につきまして議員各位にご説明をさせていただきました。そのときにご説明をさせていただきましたとおり、現時点での候補地は下山地区の国道52号の東側、国道300号の南側というエリアをご説明させていただきました。特に下山小学校の隣地というような具体的なご説明はしていなかったと思います。

2点目のご質問について、お答えをさせていただきます。

候補地区の選定につきましては、当然のことながら各種防災情報を参考に用いることは行いました。富士川の氾濫による水害の危険性につきましては、国土交通省の富士川浸水情報閲覧システム、これを活用し下山地区の候補地のうち下山小学校、下山分館周辺については破堤地点によって浸水の深さが0.5メートル未満が浸水区域外になっているという最新の情報を確認しております。

以上です。

○議長（柿島良行君）

田中一泰君。

○6番議員（田中一泰君）

次に校舎の構造躯体の健全性ということで、健全性調査に加えて経済性や教育機能上などから総合的に判断するとありますが、判断の根拠はなんでしょうか。

○議長（柿島良行君）

伊藤学校教育課長。

○学校教育課長（伊藤克志君）

お答えいたします。

ただいま、田中議員からご質問にありました部分は施設整備計画の本編22ページにあります文部科学省が公表している長寿命化の判定フローの内容を指されていることと思います。この判定フローは整備計画の策定段階と策定した、この整備計画を進める実施段階という2つの流れになっております。例えば実施段階は長寿命化の方針の建物も長寿命化の改修を行う段階で躯体の詳細な調査を行い、躯体の健全性調査に加え経済性や教育機能上などから総合的に判

断し、長寿命化か改築かの判断を再度しなさいというフローになっております。今回の施設整備計画の策定には、これにつきましては関係のない部分です。

以上です。

○議長（柿島良行君）

田中一泰君。

○6番議員（田中一泰君）

この新築するのか、長寿命化するというためには今の調査が必要ということではないですか。そしてその計画書の中では、新中の健全度という調査の内容が載っていますが、躯体構造の健全性のまとめの部分では、学校校舎のすべては長寿命化判定が可というようになっていますよね。小学校3校については長寿命化対応をするのであるのに、中学校だけが新築となっているが、それはどうしてでしょうか。

○議長（柿島良行君）

伊藤学校教育課長。

○学校教育課長（伊藤克志君）

お答えいたします。

小学校3校、中学校1校、学校給食センター2施設、これらの今後の管理方針を策定いたしましたのが本計画に当たります。この中で中学校の整備方針を移転改築とした理由につきましては、先ほどから町長、教育長が答弁をしたとおりの理由でございます。

以上です。

○議長（柿島良行君）

田中一泰君。

○6番議員（田中一泰君）

今回の中学校の新築計画の検討のもととして最初に言いましたように、まず移築新築ありきで進んでいるということなんでしょうかね。そうでなくて地盤、構造躯体、そしてあとは通学の、その3点で検討するというように書いてありますよね。ということは、その3点の検討の結果で今回の新築が決まったというように考えるんですけども、今の最初の2点については特別移転しなければならないという理由には、私はならないというように思います。それについて、また次の質問の内容で答えていただきたいと思いますが、この建設計画の中でもありますように、構造躯体においては長寿命化が可能だということがもう出ているということで、それでいいとは思いますが、実際問題、ここに表れている数値を見ると身延中学校のRC造りの場合は基準値が13.5ニュートン/平方ミリメートル、13.5以下は調査が必要だという状況が書いてあります。そして身延中学校の圧縮強度を調べた中では設計強度が21.0、そして3階の圧縮強度は24.25、2階が19.9、1階が24.0ということで、一番強度が下がっているところで考えて、2階の部分を見ても19.9なんですよね。設計強度が21で19.9ということは95%の状態を維持しているという状況ですので、これは完全に長寿命化が可能だということに言われているのは、当たり前なことだと思います。それをあえて壊していくことは、非常に無駄なことであると思います。

そして身延中の改築、新築についての予算額が27億7千万円ありますけども、この中で長寿命化をしたときの費用対効果の検討を行っていますか。町の財政のことで考えると、そのところの検討というのは重要なことだと思いますけども、新築するのと長寿命化するのとの費

用対効果についての検討内容がありましたら教えてください。

○議長（柿島良行君）

田中議員、1つ申し上げますけれども、質問について通告の1項1項で質問をしていただきたい。2つ、3つ重ねてやると答弁が困りますので、1項ずつの質問にしていきたいと思います。

田中一泰君。

○6番議員（田中一泰君）

では簡単に、身延中の改築についての予算額について、改築と長寿命化との費用対効果の検討の比較を行ったのか。

○議長（柿島良行君）

伊藤学校教育課長。

○学校教育課長（伊藤克志君）

田中議員さん、5の でよろしいでしょうか。

○議長（柿島良行君）

今、5項目の（5）の質問ということで回答をお願いします。

○学校教育課長（伊藤克志君）

お答えをさせていただきます。

現在の身延中学校の校舎を長寿命化改修する場合の試算につきましては、他の施設同様に本計画で設定した単価に基づき、これは内部資料として積算はしております。仮にこの校舎の長寿命化改修を行っても、次の段階では新しい校舎の建設が必要になってまいります。

将来的に同等の財政負担が見込まれますので、合併特例事業債が使える平成36年度までに新築建設をすることが財政的にも裏付けのある計画だと考えて、このような計画になっております。

以上です。

○議長（柿島良行君）

田中一泰君。

○6番議員（田中一泰君）

長寿命化、学校施設整備基本計画書の中にあります更新費用試算ソフトの設計単価によると長寿命化改修は改築費用33万円の6割、19万8千円。新中は長寿命化改修を例えばすれば4,678平方メートルありまして、19万8千円、9億2,624万円かかると。新築をしたときにいくらかかるんですか。新築は27億7,460万円。大体3倍かかるんですね。そして新中は大規模改修もして、1億3千万円かけてしていますので9億2千万円までは私がかからないと思いますし、3倍をかけていく費用は大変な町民の負担になると思います。

内部資料で、その検討はしているということですが、その検討の結果、新しく造ったほうがいいということが決まったというように解釈してよろしいんですね。

では次です。学校の適正配置についてお伺いします。

身延町立身延中学校新築検討委員会の提言に町の中央付近へ建設することが望ましいが、現在、校舎周辺に生徒の居住分布が多いことを考慮し判断されたいとあります。これは町はどう考慮したのでしょうか。

○議長（柿島良行君）

伊藤学校教育課長。

○学校教育課長（伊藤克志君）

お答えいたします。

平成28年10月に受け取りました身延町立中学校新築検討委員会からの提言では、新校舎を町の中央付近へ建設することが望ましい。理由として現在の校舎は建設から45年が経過していること、現在の校舎は町の南に位置していることが明記されており、現在の校舎周辺に生徒の居住分布が多いことを考慮し判断されたい。その理由として統合まもない現状を考慮する必要があるためと明記をされておりました。

学校統合に際して早期建設の推進を強く求める意見のある中で、統合後3年目の移転改築の決断と統合後6年目の移転計画が短いか長いかがご意見は分かれるところだと思っておりますが、計画立案の過程におきましては、地区別で集計しました年少人口分布につきましても検討を行った上で決定をしたものです。

以上です。

○議長（柿島良行君）

田中一泰君。

○6番議員（田中一泰君）

それで決定したということで分かりました。

そして学校整備計画の中で通学負担の平準化を図るとありますが、平準化とはどういう意味でしょうか。

○議長（柿島良行君）

伊藤学校教育課長。

○学校教育課長（伊藤克志君）

お答えいたします。

学校整備計画の中では中学校への通学距離、通学時間はスクールバスによる通学支援がなされているものの町域全体を1校でカバーしているため、北部地域と南部地域で通学環境の格差があることは否めません。町唯一の中学校となり、南に位置している現在の校舎を長寿命化改修や現在地での建て替えを行った場合、少なくとも今後も30年以上、今のままの通学環境となるので、通学環境の格差をなくし通学環境の平準化をするために中学校は町の中央部に移転改築とすることを施設整備方針とするとあります。つまり人口分布や通学環境から現在の中学校が建つ南の位置は偏りが見られますので、位置的に町の中央部に移転改築とする意味です。

以上です。

○議長（柿島良行君）

田中一泰君。

○6番議員（田中一泰君）

偏りがあると言うんですけども、実際、例えば29年度のバス通学の人数、182人中の84名がバス通学、30年度は174人のうちの87名がバス通学です。この傾向はこれから10年20年、今の人口の状況から見て変わらないんですね。半分の子どもたちが今、通学の時間としてバスへ乗っている。それを中央にもってくることによって、中学生ほとんど全員の人たちを運ばなければならない状況をつくるんです。それは平準化と言えば聞こえはいいけ

ども、そこのお金のことも考えると非常に平準化ではないというように私は考えています。

それで問いですけれども、費用負担、今、言いましたように今の半分の子どもたちだけで通うだけに7千万円、今、毎年かかっています。そしてそれをもとの半分を通わせたら、普通に考えたら同じ、倍の人数になるので1億4千万円ぐらいかかるのではないかと私は思いますけれども、その費用負担はどう考えていますか。

○議長（柿島良行君）

伊藤学校教育課長。

○学校教育課長（伊藤克志君）

お答えをさせていただきます。

通学支援につきましては、現時点でバス輸送の具体的な方法などは決定しておらず、生徒や保護者の意見をお聞きしながら、できるだけ効率的な方法を検討したいと考えております。

費用につきましては、単純に上積みすることなく可能な限り抑制できるように努めますが、生徒たちが安全な通学、これを確保する上において、これは必要な負担だと考えております。

以上です。

○議長（柿島良行君）

田中一泰君。

○6番議員（田中一泰君）

町では今、言ったように、要するに普通で単純に考えれば倍の1億4千万円、7千万円ずつ、10年経てば7億円、20年経てば14億円というお金が通学の利便性のためだけに使われていくということは当然いいことだというように考えていると。その金額というのをみたら、合併特例債が有利かどうかというのは、全然、考え方は変わってくると思いますけれども。

○議長（柿島良行君）

望月町長。

○町長（望月幹也君）

現時点で7千万円、それを単純に倍にして1億4千万円という数字を出されましたけれども、現時点で例えば身延中学校まで行っているバスが20分かかったのが10分になれば、10分短縮になれば7千万円かかりません。やっぱり距離とかそういうものに換算されます。ただ、半分になるかというバス台数とかそういうものもありますので、この1億4千万円という数字をあまり示されると、これが一人歩きする。この数字はおそらく変わってくると思います。バスごとに距離が全部変わってきますので。今の状態で身延まで行っているバスが倍になったら、1億4千万円になるかもしれない。距離が短くなるバスもあるということで、違うと思います。

○議長（柿島良行君）

田中一泰君。

○6番議員（田中一泰君）

町長の言われるとおりです。だけれども、今の生徒はたしかに下山で止まりなんだから、今乗っているバスへ乗っている人は10分短くなるんです。けれど、今、バス通学をしていない半分の人たちは10分余分に時間をかけるんです。それはプラスマイナスゼロなんだから。あとバスにしても今の人数を運ぶのに7千万円かかっているんですよ。その倍の人をやったら、普通に考えたら7千万円はかかるのではないかというふうに思うのが普通だと思うんです。だ

からそのところを、その費用のことをしっかり計算をしないで、いきなり何しろ中央へもってくるということ自体が、町の、今、これからの財政は大変なんだと言いながら、そういうことを単純に発想してやろうとすることは、僕は町のためにならないと思うんです。

そしてこの費用は学校を建てるのもそうなんだけども、通学費用もそうだけど、これは町民全員の負担なんですよね。町民全員がそれは何分の1か、今言えば1万2千分の1ずつ、そこを負担しているという感覚がなければ、行政改革とか身延のこれからのことを考えたときに、非常に危ういと私は思います。

そして今言った荒っぽい7千万円というのが、町長はそんなにかからないよと言うけども、そのかからないという実態も分かりませんけれども、例えば7千万円がかかるとしたら、今の状況を保って、その分だけ学力を上げる、子どもたちを育てる教育にお金を使ったほうが私はいいと思いますけども、それについてはどうでしょうか。

○議長（柿島良行君）

伊藤学校教育課長。

○学校教育課長（伊藤克志君）

お答えさせていただきます。

通学支援にかかる費用につきましては、先ほどもご答弁をさせていただきましたとおり生徒の通学、安全を確保するためには、これは必要な費用だと考えております。たしかに田中議員がおっしゃるように通学費用以外に、これを他に振り向けられるような状況であれば別な面での充実が図れるという可能性はあるかと思えます。答弁が重なりますがこの通学支援費用につきましても、安全な通学を確保するという重要な目的がございます。安心して学校生活を送るためには必要な負担だと私どもは考えております。

以上です。

○議長（柿島良行君）

田中一泰君。

○6番議員（田中一泰君）

今の中央にもってくることによって、通学の負担は当然多くなるのは分かっていますよね。そのところがどのくらいかかるのか、どういう体制でできるのかということをしっかり検討をしない中で移転を先に決めるということは、私はおかしいなと思います。

では次に新中建設の予算計画、返済計画について聞きます。

基金、合併特例債、補助金、一般会計、町債の内訳をお願いします。

○議長（柿島良行君）

遠藤財政課長。

○財政課長（遠藤基君）

お答えいたします。

身延中学校等にかかる建設に対する予算計画におきましては、全体事業費としましては、町では約35億円としております。想定している事業内容といたしましては、先ほど説明のあった校舎、体育館、プール、テニスコートのほかに給食センターや駐車場、緑化施設等の付帯施設でございます。この事業にかかる財源計画につきましては、1つ目として文科省等による補助金でございます。約5億円を予定しております。2つ目として、身延町教育施設整備基金として10億円を用意しております。3つ目として、町債として合併特例事業債の起債を約20億

円としておりまして、合計で35億円でございます。

また、ご質問の返済計画の内容につきましては、事業財源である合併特例事業債の返済計画について、お答えいたします。

身延中建設の事業期間につきましては、事業に伴う諸手続き、用地取得、基本ならびに詳細設計、施設の建設となりますと4年から5年の事業期間が必要だと考えております。

合併特例事業債は用地取得から建設までの事業全体に充当できる町債でありまして、全体で約20億円の起債を予定しているところでございます。

合併特例事業債は銀行等の縁故資金を活用しまして、償還期間は12年で、そのうち3年の元金据置償還とする予定でございます。

ご存じのとおり、合併特例事業債は対象事業費の95%に財源として充てることができまして、後年度の元利償還金の70%を国が地方交付税で措置する大変有利な地方債でありまして、単純な計算でございますが、借入元金が20億円であれば14億円が地方交付税により措置されることとなります。

したがって、この事業に合併特例事業債を活用することは本町にとって財政負担の軽減が図れるものと考えております。

以上でございます。

○議長（柿島良行君）

田中一泰君。

○6番議員（田中一泰君）

分かりました。ただ、私たちも合併特例債って、95%の70%が国から戻ってくるよというから、それはすごくいいなと思いますけども、今回の計画を見ても35億円の計画の中で実際に国から補助されるのは14億円です。そうすると残りの21億円は町の負担でやるんだというように私は考えました。この補助金が5億円あるから5億円引いても16億円ですよ。16億円は町の負担が増えるというように思いますので、慎重にやらなければいけないなというように思います。

そしてもう1点、聞きたいんですけども、例えば長寿命化をしたときに合併特例債は使えるのでしょうか。

○議長（柿島良行君）

遠藤財政課長。

○財政課長（遠藤基君）

長寿命化の事業につきましても、事業採択を受けて使うことは可能だと考えております。

○議長（柿島良行君）

田中一泰君。

○6番議員（田中一泰君）

最後に8月10日に行われた町民説明会ですが、町ではそれで町民への説明と理解が得られたと考えているのでしょうか。もう、これから説明会を特別やるという予定は今のところないのでしょうか、ありますか。

○議長（柿島良行君）

鈴木教育長。

○教育長（鈴木高吉君）

同じ質問が、その説明会の会場で聴衆の方からございましてお答えをさせていただきました。この新中の建設につきましては、以前から小中学校の統合の是非を巡ってのいろいろな論議から始まっております。その時点時点でいろいろな説明もいたしましたし、また議会でもいろいろな論議をいただきました。その都度、新聞等の報道にも何回も出まして、おそらく町民の皆さまはいろいろな時点で情報がある程度、把握をしておったのかなという判断と今回は議員さんがおっしゃいました町全体を対象とした説明会ということで開催をさせていただきましたが、残念ながら聴衆の方は少なかったわけですが、先ほど言いましたような考えでございまして、おそらく町民の皆さまは、広報へもたまたま出ておりましたし、同じような話が聞けるのかなということだったのかなと理解をしました。この説明は、今日もさせていただきますが、これをまた町民の皆さまに同じような説明をするというようなことは考えておりません。この議会で議員さんから一般質問を受けましたのでお答えをさせていただきました。これをさらに進めていきたいと思っています。

以上です。

○議長（柿島良行君）

田中一泰君。

○6番議員（田中一泰君）

教育委員会にお願いしたいんですけども、先ほどの平準化するためにかかる費用、そういうことのシミュレーション、どのくらいかかって、どういう形でやろうとしているのかをしっかりと検討したものをいずれ出していただきたいなと思っています。

そしていろいろ質問しましたが、結論から言いますと新中は長寿命化で対応する。10年から20年の長寿命化が可能だと思いますけども、それを行い、新築については慎重に検討するほうがいいと思います。

時代は急激に変化しています。世の中の変化をしっかりと見据えた学校のあり方、身延町のあり方をみんなで考えていくべきだと考えます。よって、新中改築については再考をすることを求めます。

最後にもう1問あるので、時間があるので答えていただきたいんですけど、デマンドタクシーの現状についてですけども、現在、デマンドタクシーが運行できないところもあります。そして、その利用できない理由と今後の対応についてお伺いします。

○議長（柿島良行君）

千頭和交通防災課長。

○交通防災課長（千頭和康樹君）

お答えさせていただきます。

現在、下部地区の大山、八坂、中富地区の松山、後山、大子山、身延地区の大袋、椿草里、大崩、門内の9地区において乗り入れを行っておりません。

みのぶ乗合タクシーの運営は町も一員であり、本年度から交通防災課が事務を執っている身延町公共交通活性化協議会が行い、運行を町内3つのタクシー会社に委託しております。

同協議会には国土交通省、関東運輸局や峡南国道出張所、県の交通政策課や峡南建設事務所、南部警察署、民間では富士急山梨バス株式会社、山交タウンコーチ株式会社、それに町内各タクシー会社、身延町商工会長、すこやかクラブ会長、身延町校長会会長、さらには町内3地区

から利用者の代表などが参加しており、いろいろな立場からみのび乗合タクシーの運営に関わっていただいております。

門内地区を除く8地区についてですが、乗合タクシーは10人乗りの車両により運行をしています。実際に運行する事業者と現地確認を行い、狭い道路や方向転換、すれ違い等の道路事情により乗り入れが困難であると判断されたためでございます。

門内地区においては、昨年度身延地区の上町地区から乗り入れの要望があり、身延町地域公共活性化協議会から山交タウンコーチ株式会社に協議をいたしましたけれども、同意が得られず上町地区に対してもそのような回答をさせていただきました。

身延町身延清住地区においては本年5月の身延町地域交通活性化協議会において乗り入れの決定がなされたので、10月1日から乗り入れを開始し、先日、町内各戸にチラシを配布し周知させていただきました。

今後も、住民からの要望については、身延町地域交通活性化協議会や各事業者とも協議をしてまいりたいと思います。

町民の皆さまには町営バスおよび民間の電車、バス、タクシー等と乗合タクシーを上手に組み合わせながらご利用いただければ幸いです。

以上です。

○議長（柿島良行君）

田中一泰君。

○6番議員（田中一泰君）

分かりました。今でも利用できないところがあるということで、そこをできるだけ利便性を高めるよう、これからも努力していただきたいと思います。

以上で質問を終わります。

○議長（柿島良行君）

田中一泰君の一般質問を終わります。

ここで暫時休憩といたします。

7分間の休憩として、再開を4時20分とします。

休憩 午後 4時12分

再開 午後 4時20分

○議長（柿島良行君）

一般質問を再開します。

次に通告の7番、上田孝二君の一般質問を行います。

上田孝二君の質問を許します。

登壇してください。

上田孝二君。

○5番議員（上田孝二君）

これから通告書に従って質問をいたします。

それでは早速、質問に入ります。

西日本豪雨災害を見て本町の安全を再確認したかということで、1-(1)西日本豪雨災害を本町に置き換えてみたかという質問ですが、西日本豪雨を含む7月の大雨で全国では土石流

418件、地滑り49件、崖崩れが883件と土砂災害を発生し、警察庁のまとめでは7月31日現在15府県で死者が225人、4府県で依然12人が行方不明となっているそうです。国や自治体は危険箇所を明らかにし早期避難を住民に呼びかけましたが、未曾有の被害を防げなかった。これで本町でも多くの住民の居住区が山間部に点在しています。崖崩れ、地滑り、土石流等の土砂災害が想定されます。各地区の安全確認を再確認しているか、お聞きします。

○議長（柿島良行君）

千頭和交通防災課長。

○交通防災課長（千頭和康樹君）

お答えいたします。

前線や台風7号の影響により日本付近に温かく非常に湿った空気が供給され続け、西日本を中心に広い範囲で記録的な大雨となりました。6月28日から7月8日にかけての総雨量は四国地方で1,800ミリ、東海地方で1,200ミリを超えるなど、7月の月降水量が平年の2倍から4倍となったところもあり、48時間雨量、72時間雨量などが中国地方、近畿地方など多くの時点で観測史上1位となり、1府10県に大雨の特別警報が発表されました。

8月21日現在、死者・行方不明者230名、全半壊住家1万5,970棟、床上浸水9,006棟、120の避難所に2,167人の避難者がいる状況で、激甚災害に対するための特別の財政支援等に関する法律に基づき、激甚災害の指定もなされました。

この災害を本町に置き換えてみますと1級河川富士川沿いでは、築堤護岸の破堤等による浸水害の発生が、多くの山地を抱える本町としては土砂災害の発生の恐れがあります。

平成30年7月豪雨が発生したことによる点検ではありませんが、平成30年5月28日には富士川の水防上、最も重要な区間を国、県、町と地元区長の立ち会いのもと、富士川重要水防箇所合同巡視を行いました。

6月21日には、山地災害の危険度の高い箇所を県と町でパトロールを行いました。また、7月30日には土砂災害警戒区域に建設してある要配慮者利用施設を災害時要配慮者関連施設カルテに基づき、県、町と施設管理者において現地調査を行い、緊急時の情報伝達方法や避難の方法について再確認をいたしました。

国土交通省甲府河川工事事務所、山梨県砂防課、甲府地方気象台とも町長への直接情報提供のホットラインも設けられており、早期の情報収集をし、より早い情報伝達に努めております。

平成26年度から自主避難者が避難しやすいように町内12カ所に臨時の避難所を開設し、本年7月の台風12号の接近の際には、早期に災害警戒本部を設置し、災害から町民の命を守るには空振り覚悟で避難準備情報の発令もいたしました。ハード面の整備には限界があるため、町民への早めの避難情報の提供に心がけてまいりたいと思います。

○議長（柿島良行君）

上田孝二君。

○5番議員（上田孝二君）

本町作成のハザードマップですね。東海トラフ巨大地震、台風、風水害、土砂災害等、本町で作成したハザードマップの見直しは考えていますか、お願いします。

○議長（柿島良行君）

千頭和交通防災課長。

○交通防災課長（千頭和康樹君）

お答えいたします。

現在のハザードマップは水防法に基づき堤防が決壊した等の際の浸水想定区域および、その浸水の高さを示した浸水想定区域図や土砂災害防止法に基づき、知事が指定した土砂災害警戒区域を示した土砂災害警戒区域図等に避難場所等を記載したものであります。

度重なる異常気象が発生したことから、国は富士川水系直轄管理区間にかかる想定される最大規模の降雨を前提とした洪水浸水想定区域図を平成29年3月21日に公表いたしました。現在、県と国の洪水浸水想定区域図を踏まえて、新たなハザードマップ作成に向けて協議を進めております。協議が整い次第、作成し全戸配布をしていきたいと思っております。

○議長（柿島良行君）

上田孝二君。

○5番議員（上田孝二君）

それでは1 - (3)に移ります。県と国作成の県内河川の氾濫の恐れがある富士川流域（西嶋地区）の中で清稜小学校は大丈夫かということで、8月6日の山日に県内17河川の氾濫の恐れ、洪水浸水想定区域図を県と国が作成したという記事が掲載されました。富士川水系、富士川中流にある市川三郷、岩間と西嶋地区、富士川の氾濫の恐れがある場所としてランク別で赤が表示され、水深が3から5メートル未満の区域と想定されています。それで富士川清稜小学校の安全対策について伺いたいと思っております。お願いします。

○議長（柿島良行君）

伊藤学校教育課長。

○学校教育課長（伊藤克志君）

お答えいたします。

大雨により富士川が氾濫した場合に浸水が予想される区域、深さをシミュレーションした国土交通省の富士川浸水情報閲覧システムによりますと西嶋地区の身延清稜小学校のある場所につきましては、想定最大規模での浸水の深さが上田議員のおっしゃるように3メートルから5メートル未満の区域になっております。身延清稜小学校では児童が在学中のこの風水害の一時避難場所につきましては、校舎内3階の普通教室および特別教室に避難することとしております。

以上です。

○議長（柿島良行君）

上田孝二君。

○5番議員（上田孝二君）

8月6日の記事は1千年に一度クラスの大雨を想定しているということで、それでも万が一のことを考え、子どもの学校での安全確保を確実にしてください。

それでは次の質問に移ります。1 - (4)で各地区の防災避難所の安全と避難所の見直しの考えはということで、西日本の豪雨では7月6日の夕方から翌朝、7日の朝ですね、夜間に被害が集中したと。豪雨の音で避難情報や防災無線が聞こえない。土砂災害で逃げ遅れたと見られる犠牲者が多数出たと報道されておりました。

台風や集中豪雨などで一人住まいの高齢者、移動も困難の住民にどのようにして情報伝達し避難所へ避難誘導するのか。また、集落より遠く離れた指定避難所が設定されている地域も多

数見受けられますので、避難ルートや避難所の安全確保や避難所の見直しの考えがあるかどうかお聞きしたい。

○議長（柿島良行君）

千頭和交通防災課長。

○交通防災課長（千頭和康樹君）

指定避難所は災害の危険性があり、避難した住民を災害の危険性がなくなるまで必要な期間、滞在させ、または災害により家に戻れなくなった住民を一時的に滞在させるための施設として体育館や公民館などの公共施設を指定しております。地震、風水害等さまざまな自然災害に対応するため、町内38施設を避難所に指定しております。地域によっては、避難所の追加や変更を行う場合においても、施設の数に限られております。現在、学校統合で廃校となった施設等も避難所として利用できないか、庁内会議で検討中であり、地域防災計画の改定、またはハザードマップの改定時において精査し、決定しましたら周知をしていきたいと思っております。

○議長（柿島良行君）

上田孝二君。

○5番議員（上田孝二君）

それでは次の質問に移ります。

2番、保育園と小中学校の安全とエアコンの設置についてということで、町立保育園と小中学校の防犯カメラ等ですね、設置してあるかどうか。4町立保育園、3小学校、1中学校の防犯カメラは設置されているか。もし設置していなければ、今後どのように対処していくか。説明をしていただきたいのと、先ほど大野地区の通学路のトンネルのほうに防犯カメラを設置したという経過があると思っております。そんなわけで、ぜひとも通学路にカメラ等を設置していただきたいと思っております。考えをお願いします。

○議長（柿島良行君）

大村子育て支援課長。

○子育て支援課長（大村隆君）

お答えいたします。

ただいま議員さんのご質問にありました、町立の4保育所については防犯カメラの設置はしてございません。今後の対応についてでございますけれども、ご指摘いただきました件につきまして、設置に向け検討してまいりたいと考えております。

以上でございます。

○議長（柿島良行君）

伊藤学校教育課長。

○学校教育課長（伊藤克志君）

私からは小中学校への設置状況等について、お答えをさせていただきます。

ご質問の防犯カメラにつきましては、現在、下山小学校に4台設置してありますが、他の小中学校には設置してございません。今後につきましては、学校施設の防犯対策を今以上に推進することは非常に重要なことだと考えます。今後の整備に向けては、国等における施設整備のための支援制度なども注視しながら防犯対策の推進に努めます。また通学路への設置等につきましては、これは範囲がとても広い範囲になりますので、できる範囲で徐々に検討の取り組みをしていきたいと思っております。

以上です。

○議長（柿島良行君）

上田孝二君。

○5番議員（上田孝二君）

ぜひともお願いします。

それでは2番ですね、園児や子どもたちが通う施設周辺の安全確認ということで、先ほど渡辺議員が小学校の通学路、ブロック塀ということで、その確認ができましたので学校教育課長の答弁はいりませんが、子育て支援課長に保育園周辺の危険箇所等、安全確認をしているかどうか伺いたいと思います。

○議長（柿島良行君）

大村子育て支援課長。

○子育て支援課長（大村隆君）

お答えいたします。

町立の保育園につきまして、先の大阪での地震によりますブロック塀の倒壊事故などを受けてまして、町立の保育所のブロック塀の設置状況について確認をいたしましたところ、町内各保育所ともブロック塀等の設置はございませんでした。

なお、土砂崩落などの危険箇所につきましては、土木工事などによる抜本的な対策は直ちに実施することは困難と考えております。しかしながら、子育て支援課といたしましては日ごろから天候の状況に気を配り、災害の発生が予想される場合には救援、あるいは避難等、子どもたちの安全を第一に考えた対処を行っていきたいと考えております。

以上でございます。

○議長（柿島良行君）

上田孝二君。

○5番議員（上田孝二君）

ぜひとも子どもの安全を優先にお願いします。

それでは3番のスクールバス停留所までの通学路の安全確認はということで、久那土、三沢地区の小学生が県道の裏道を通学路として利用しています。普段、大人も歩かないような細い道なんですけども、数百メートル歩いてスクールバス停まで歩いている。そんな道を教育委員会、学校教育課では把握しているかどうか、お願いします。

○議長（柿島良行君）

伊藤学校教育課長。

○学校教育課長（伊藤克志君）

お答えをいたします。

ただいま、上田議員からご質問がありました通学路につきましては承知をしております。この通学路につきましては、身延清稜小学校の統合準備の段階で久那土駅からスクールバスに乗車するためにどこを通ればよろしいでしょうかということを保護者に考えていただき、保護者のほうからここをというようなことで、その通学路になったというふうに聞いております。この通学路につきましては、渡辺議員からのご質問にもありましたようにいろんな面で、今後改めて検討しなければならないところだと思いますので、そここのところは臨機応変に、やはり保護者、学校と一緒に最も安全な通学ルートということを今後も引き続き考えていきたいと思っ

ています。

以上です。

○議長（柿島良行君）

上田孝二君。

○5番議員（上田孝二君）

ぜひともそんな具合にしていきたいと思います。

現在、乗降バス停ですね、より安全な場所へ移動できないかという質問なんですけども、今の久那土駅のバス停、それを久那土県営団地入口バス停とか、交通量の多い国道52号の飯富橋バス停、現在そういうところの乗降のバス停をより安全で、なるべく児童生徒の家の近くへ移動できないかということで、答弁をひとつお願いします。

○議長（柿島良行君）

伊藤学校教育課長。

○学校教育課長（伊藤克志君）

お答えをいたします。

スクールバスの乗降場所につきましては、さまざまな理由によって変更したところもございます。各学校に設置をしておりますスクールバス安全運行会議におきまして、利用する児童生徒の居住場所を考慮しながら乗車場所の検討を行い、年度ごとに乗降場所を決めておりますが、年度途中におきましても保護者からの申し出や運転手からの助言等があれば、同会議での協議を経て乗降場所を見直すことは可能でございます。

以上です。

○議長（柿島良行君）

上田孝二君。

○5番議員（上田孝二君）

今から冬にむけて日が短くなると。そういうわけで、中学生なんかどうしても暗くなってからの帰宅ということになると思います。そんなわけで、バス停でおろすのは分かります。でも一番近いところでおろしてやれば、一番、子どもたちは、親も安心だと思います。そのへんの検討もひとつよろしくお願いたします。

それでは（2）番の保育園と小中学校のエアコンの設置についてに移ります。

本町切石観測の気象データを調べてみました。今年は6月中の気温が25度までが20日間、30度までが5日間、7月は30度から35度までが26日間、35度以上が5日間、それで特に7月23日には39度という猛暑でした。

そんな折です。久那土中学校前の河川敷にあるヘリポートからドクターヘリが飛び立ちました。翌朝の朝刊で読みますと、身延町内の98歳の男性が庭の植木の手入れをしていて熱中症で倒れたと。意識不明のまま搬送されたという、ドクターヘリの記事が載っていました。

8月は30度以上が27日間と。また35度以上が8日間、本当に厳しい猛暑が続きました。

その中なんですけども、小中学校は7月27日から8月26日までの夏休みでしたが、子どもたちは夏休みが終わって元気に登校したかどうか。また9月に入ってもまだまだ残暑が厳しい日が続いています。そこで保育園、小学校、中学校のエアコンの設置状況について伺います。

○議長（柿島良行君）

大村子育て支援課長。

○子育て支援課長（大村隆君）

ではエアコンの設置状況につきまして、町立保育所について私のほうで回答をいたします。

エアコンの設置状況につきましては、久那土保育所では保育室3部屋、常葉保育所では保育室2部屋、静川保育所では保育室3部屋、原保育所では保育室2部屋に設置してございます。また、いずれの保育所も設置済みの保育室以外に事務室、それから調理室にそれぞれエアコンの設置がございまして。

以上でございます。

○議長（柿島良行君）

伊藤学校教育課長。

○学校教育課長（伊藤克志君）

私からは小中学校の設置状況について、お答えをさせていただきます。

普通教室につきましては、全小中学校で設置済みです。特別教室につきましては、身延清稜小学校が3室、身延小学校が4室、下山小学校は全室に設置済みで身延中学校は9室が設置済みの状況です。

以上です。

○議長（柿島良行君）

上田孝二君。

○5番議員（上田孝二君）

分かりました。それでもう一度、子育て支援課長にお聞きします。

保育園の子どもたちがホール、お遊戯室等、私も祖父母の会がありまして行ったところ、ありませんでした。ぜひとも子どもたちが遊ぶ部屋には、エアコンがないとかわいそうと思いますので、ぜひとも設置をお願いしたいと思います。

次に移ります。統廃合された小中学校のエアコンは使用可能か、またその次の3番でエアコンの移動取り付けは可能かどうか、お聞きします。

○議長（柿島良行君）

伊藤学校教育課長。

○学校教育課長（伊藤克志君）

お答えをさせていただきます。

また、活用方針等が決定をしております旧久那土小学校、旧久那土中学校、旧下部小学校、旧下部中学校の校舎には現在のところ業務用エアコンが30台、家庭用エアコンが8台、合計で38台が存置されております。これらは昨年10月末に校舎の電気を休止した時点までは使用可能な状態になっておりました。

なお、現在、具体的な活用計画を検討しております旧大河内小学校の校舎につきましては、業務用エアコンが13台、存置されております。

この閉校した学校施設のうち活用方針等を検討し始めております旧久那土小学校、旧久那土中学校、旧下部小学校、旧下部中学校にあるエアコンにつきましては、今のところ基本的にその校舎等の活用方針等が決定するまでは、現状のまま存置することになっております。

以上です。

○議長（柿島良行君）

上田孝二君。

○5番議員（上田孝二君）

私たちのような古い人間は、ただもったいないという気持ちが先に出てしまいます。使えるものは使って、多少電気料がかかってもエアコン等は1年中使うものではないから、ぜひとも使う方向で検討してください。

それでは、次の質問に移ります。

3番の久那土（三沢）地区に社会体育施設を造る考えはということで、現在、大草の河川敷に三沢川河川敷専用工作物設置許可標という許可標が立っています。平成20年4月1日から平成30年3月31日、占有期間が終了しています。これは健康ふれあい広場として9,813.4平方メートルを山梨県より身延町が河川占用使用許可をもらってゲートボール場、それと子どもたちの遊具があるところとして使っているということです。

過去には花いっぱい運動ということで、この公園の下北ですね、久那土公民館の活動として花いっぱい運動でやっていたんですけども、館長が不在になったから山梨県に返してしまった。そんな中で大草前河川敷、対岸ですね、土砂蓄積場と今現状はなっています。また、それで大きな風が吹くと砂埃で大変、大草組は被害を被っています。また今現在、今まであった花いっぱい公園跡地も雑草が生え、様変わりしてしまい、これを大草組地区の若者がボランティアで公園跡地の草刈りを年2回行っているということで、再度この場所を山梨県から河川敷占用工作物設置許可をいただき、町民が楽しめるスポーツ振興の場所、パターゴルフ場などを造ることができないかという質問をします。お願いします。

○議長（柿島良行君）

深沢生涯学習課長。

○生涯学習課長（深沢教博君）

お答えさせていただきます。

大草組の前の土地につきましては、平成26年度に山梨県に返地した際、地元との協議の結果、将来的な利用見込みがない、維持管理ができないとしてふれあい広場の一部をお返しいたしました。再度の利用許可申請の場合には、新たな用途で地元をはじめ町民の皆さまの利用が前提と考えております。また河川敷を利用した施設は豪雨など災害のリスクも高く、安全性についての検討も必要と考えます。

施設の安全性や維持管理、駐車場や通行の利便性、住民ニーズなど総合的に検討してまいりたいと思いますので、ご理解をいただきますようお願いいたします。

○議長（柿島良行君）

質問の途中ではありますが、本日の会議時間は一般質問の都合によって、あらかじめ延長しますので、ご承知おきください。

上田孝二君。

○5番議員（上田孝二君）

それでは3 - (2)ですね、第2グラウンドを芝公園にしてグラウンドゴルフ場にできないかということで、私は第2グラウンドをグラウンドゴルフ場、もしくはゴルフ練習場として若年層からお年寄りまでが利用できる施設ができれば一番いいと考えています。ぜひとも検討していただきたいんですけども、考えをお聞きしたいと思います。

○議長（柿島良行君）

深沢生涯学習課長。

○生涯学習課長（深沢教博君）

お答えさせていただきます。

現在、第2グラウンドへは木橋を渡り車両の進入はできない状況でございます。弓道場は体育協会弓道部により定期的に利用していただいております。

地域の活性化やつどいの場としてどのような使い方ができるか、安全性や維持管理、駐車場や通行の利便性、住民ニーズを踏まえて調査・研究してまいりたいと考えております。

○議長（柿島良行君）

上田孝二君。

○5番議員（上田孝二君）

分かりました。ぜひともお願いします。

それで3 - (3)です。下部地区の活性化を図るためにもこのような社会施設、そういった施設が必要だと考えます。交通便の面もよく、若者からお年寄りが集う場所には最適だと思います。町側の考えをお聞きしたいと思います。

○議長（柿島良行君）

望月町長。

○町長（望月幹也君）

お答えしたいと思います。

下部地区のみならず中富地区、身延地区の各地区の活性化を図り、住民生活の向上を目指すことは大変重要なことで、町全体の活性化につながるものと考えております。

議員のご提案の河川敷を利用した施設の設置については、先ほど生涯学習課長が申し上げましたとおり、河川の氾濫など災害のリスクも高く近年の豪雨の状況からより安全性が求められてくると思います。

第2グラウンドの活用を含め、住民の利便性や安全性、利用のニーズ、さらには施設の維持管理、既存の施設の状況などを踏まえる中で慎重に検討してまいりたいと考えております。

以上です。

○議長（柿島良行君）

上田孝二君。

○5番議員（上田孝二君）

分かりました。本当、下部地区、2年後には久那土から峡南高校がなくなってしまう、なおさら地区がさびれてしまうということも考えながら、前向きに検討をしていただきたいと思っております。これで質問を終わります。ありがとうございました。

○議長（柿島良行君）

上田孝二君の一般質問を終わります。

以上で本日の議事日程は終了しました。

本日はこれもちまして散会といたします。

ご苦労さまでした。

○議会事務局長（佐野和紀君）

相互にあいさつを交わし終わります。

ご起立をお願いいたします。

相互に礼。

ご苦労さまでした。

散会 午後 5時00分

平成 3 0 年

第 3 回身延町議会定例会

9 月 6 日

平成30年第3回身延町議会定例会(3日目)

平成30年9月6日
午前 9時00分開議
於 議 場

1. 議事日程

- 日程第1 諸般の報告
- 日程第2 認定第1号 平成29年度身延町一般会計及び特別会計歳入歳出決算認定について
- 日程第3 議案第58号 訴えの提起について
- 日程第4 議案第59号 平成30年度身延町一般会計補正予算(第4号)
- 日程第5 議案第60号 平成30年度身延町介護保険特別会計補正予算(第2号)
- 日程第6 議案第61号 平成30年度身延町介護サービス事業特別会計補正予算(第1号)
- 日程第7 議案第62号 平成30年度身延町簡易水道事業特別会計補正予算(第2号)
- 日程第8 議案第63号 平成30年度身延町下水道事業特別会計補正予算(第2号)
- 日程第9 議案第64号 財産の取得について

2.出席議員は次のとおりである。(14名)

1番	伊藤雄波	2番	伊藤達美
3番	望月悟良	4番	赤池朗
5番	上田孝二	6番	田中一泰
7番	野島俊博	8番	河井淳
9番	芦澤健拓	10番	福與三郎
11番	渡辺文子	12番	川口福三
13番	広島法明	14番	柿島良行

3.欠席議員は次のとおりである。

なし

4.地方自治法第121条の規定により説明のため出席した者の職氏名

(21人)

町長	望月幹也	副町長	瀧本勝彦
教育長	鈴木高吉	総務課長	笠井祥一
会計管理者	村野浩人	企画政策課長	高野博邦
交通防災課長	千頭和康樹	財政課長	遠藤基
税務課長	小笠原正人	町民課長	熊谷司
福祉保健課長	穂坂桂吾	観光課長	佐藤成人
子育て支援課長	大村隆	産業課長	望月真人
建設課長	水上武正	土地対策課長	埜村公文
環境上下水道課長	羽賀勝之	下部支所長	望月由香里
身延支所長	柿島利巳	学校教育課長	伊藤克志
生涯学習課長	深沢教博		

5.職務のため議場に出席した者の職氏名(2人)

議会事務局長 佐野和紀
録音係 望月融

開会 午前 9時00分

○議会事務局長（佐野和紀君）

相互にあいさつを交わします。

ご起立をお願いいたします。

相互に礼。

（ あ い さ つ ）

ご着席ください。

○議長（柿島良行君）

本日は大変ご苦労さまでございます。

野島俊博議員から早退の届が提出されていますので報告します。

それでは出席議員が定足数に達しておりますので、直ちに会議を開きます。

本日は議事日程第3号により執り行います。

日程第1 諸般の報告を行います。

本日の説明員として地方自治法第121条の規定に基づき、出席通知のありました者の職氏名につきましては、先の会議で一覧表として配布したとおりです。

本日は質疑および委員会付託の日程になっております。

お手元に配布した委員会付託表のとおり、認定第1号および議案第58号から議案第64号までを各常任委員会に付託を予定していますので、質疑は大綱のみに留めてください。

以上で諸般の報告を終わります。

日程第2 認定第1号 平成29年度身延町一般会計及び特別会計歳入歳出決算認定についての質疑を行います。

本件はお手元に配布のとおり一般会計を4項に分け、これに全特別会計を1項として合計5項に分け質疑を行います。

1項ごとの質疑回数は1議員、原則3回までとなります。

まず第1項、一般会計の歳入を一括して質疑を行います。

質疑ありませんか。

芦澤健拓君。

○9番議員（芦澤健拓君）

審査委員の報告書の中に、3ページですね、地方交付税について、合併特例措置による算定替えに伴う段階的縮減等により対前年比で1億8,676万円が減額しておりということで、この決算書の中の地方交付税の額を見ると、当初予算が36億6,800万円に対して実際に収入済額が44億3,700万5千円ということで、その1億8,676万円の減額というのはどこで見ればいいのか、ちょっとそのへんについてお伺いします。

それから、そのあとの使用料ならびに手数料についてということで・・・。

○議長（柿島良行君）

芦澤議員、先ほど説明したように第5項に分けて款別質疑で行いますので、今、質疑が行っているのが歳入全般についてと。

○9番議員（芦澤健拓君）

歳入です。

使用料ならびに手数料については、町税と同様、徴収率が向上しているが収入未済額が多額なものが散見されるというふうにあります。実際に、その決算書のほうを見ると13ページの土木使用料で住宅使用料過年度分として収入未済額が283万5,120円というふうにあるんですけども、このほかにはちょっと使用料ならびに手数料のところで、多額の収入未済額というのは見られないんですが、この点だけでしょうか。

以上です。

○議長（柿島良行君）

遠藤財政課長。

○財政課長（遠藤基君）

ご質問の地方交付税の減額がされたというところの資料につきましては、前年対比ということになります。予算に対しての減額ではありませんので、平成29年度と28年度を比較して、ご指摘の1億8,676万円が減額しているということになりますので、資料につきましては、ずばり出てこないんですが、決算付属資料の2ページ目を見ていただくと28年度と29年度の比較が出てきて、増減比になっておりますが、金額でいきますと、この金額になるということで、監査委員さんの決算監査のときにはご説明した経緯がございましたので、それを意見書のほうで出されたということになります。

金額的に出ていませんけども、比率で出ていますが、28年度と29年度を比較していただくと、この金額になるということでございます。

それから使用料等の関係でございますが、過年度として出ていますのは住宅使用料でございますが、そのほかにCATVの関係のものとか若干かかるものが残ってしまっていて、その関係とか、あと総体的なことでもって、特別会計のほうになります水道料とか下水道料とか、そういうものをいろいろ含めた中でご指摘をいただいているんだと思います。

以上でございます。

○議長（柿島良行君）

芦澤健拓君。

○9番議員（芦澤健拓君）

地方交付税の減額については、これは差し引きをしないと出てこないということですね。それではじめに当初予算で、減額が予想される部分については、それでは考えずというか、それを計算に入れずに36億6,800万円というふうに決めていたところが、実際にはこれだけの金額が収入になったと。交付税があったというふうに考えればいいのか。この決算ですから、決算の28年度分と29年度分を比較するしかないんでしょうけども、そのはじめの当初予算を決めるときの金額には、算定替えの減額ははじめから入っていなかったというふうに理解してよろしいでしょうか。

○議長（柿島良行君）

遠藤財政課長。

○財政課長（遠藤基君）

ご質問にお答えいたします。

これは決算と、この予算組の関係だと考えております。予算を組む場合には、前年度の決算

を見ながら、確実に収入については歳入の得られる額をもって歳出に充てていくということになりますので、当然のことながら28年度の決算を見ながら、それよりも下がっていくことを承知して予算組をしています。したがって、歳出のことを今後考えますと、歳出は予算がなければ支出はできませんので、確実に入る額をいわゆる収入としてみていますので、最終的には歳入については、ご覧のとおり予算額よりも多く入る場合には来年度の保留財源になるし、歳出の場合には予算よりも多く支出することはできないということになりますので、そういう観点の中から地方交付税につきましても前年度の比較よりも少なくなることを承知の上で予算組をしているということでございます。よろしくお願いいたします。

○議長（柿島良行君）

芦澤健拓君。

○9番議員（芦澤健拓君）

合併算定替えについては、もう前からずっと議論があるわけですが、政府による特別な救済措置のようなものはないのでしょうか。これで今後も5年間でしたか、算定替えの影響が出てくるということで理解してよろしいでしょうか。

○議長（柿島良行君）

遠藤財政課長。

○財政課長（遠藤基君）

合併算定替えは、あともう1年で終わるわけですが、それでもってすべてが特別な合併に伴った特別措置は終わりになります。したがって、新町としての交付税ということで、これからずっと算定されるということでございます。

ご存じのとおり地方交付税につきましては、毎年、国税の5税から財源をいただきながら、また国がいろいろ措置をしていただきながら、毎年、算定の基準が変わるわけですが、国が財源を確保していただくことによりまして、地方交付税を確保されるというように私どもは考えております。

以上でございます。

○議長（柿島良行君）

ほかに質疑はありませんか。

望月悟良君。

○3番議員（望月悟良君）

歳入についてお伺いします。

6ページでございますけれども、収入未済額がこれにトータルで7,727万2千円となっておりますけれども、これは収入未済額を見ますと、決算書の中を見れば分かるかもしれないんですけども、町税がこの中でも固定資産税が5千万円ほどの収入未済額になっているようでございます。この固定資産税の5千万円ほどの未済額になっている原因と伺いますか、固定が多いような気がしますけれども、収入未済額ですね。その中身について、固定の未済額の5千万円相当について、どういう、これだけ額が多いような気がしますけれども、その要因と伺いますか、そういうことについてお伺いします。

○議長（柿島良行君）

小笠原税務課長。

○税務課長（小笠原正人君）

お答えいたします。

議員ご指摘のとおり、固定資産税の収入未済額が5千万円ほどということで大変多くなっております。これにつきましては、現年度分、平成29年度分の滞納分と、あとそれ以前の滞納繰越分の収入未済額が多くなっております。これにつきましては、最近、納税義務者の方が町外等に出ている方、もうすでに町内にいないけれども課税されている部分等がありまして、なかなか相続関係がうまくないというような形でご理解がいただけていない部分、あるいは大きいものは法人にかかっています固定資産税がありまして、それにつきましては、もうすでに破産等、要は法人が消滅している部分がありまして、それにつきましても固定資産はありますので毎年課税されます。しかしながら納税してくださる法人が、もう存在しないというような形で収入未済額が発生しているような状況でございます。

以上です。

○3番議員（望月悟良君）

了解しました。

○議長（柿島良行君）

ほかに質疑はありませんか。

伊藤達美君。

○2番議員（伊藤達美君）

監査報告の5ページでございます。審査決算意見書の5ページでございますが、不納欠損額でございますけれども、これは民間でいういわゆる償却損であるとか時効とかによって、これはもう取り立てがどうか、不納なものであると。その中身について、ちょっと教えていただければありがたいんですけども。

○議長（柿島良行君）

小笠原税務課長。

○税務課長（小笠原正人君）

お答えいたします。

不納欠損額につきましても、やはり固定資産税が多くなっております。これにつきましては滞納額が多いということで、必然的にそれに伴って時効ですとか、あと先ほど言いましたように要は課税するんですけども、もうすでに法人が消滅しているようなところにつきましては不納欠損いたしますので、必然的に未済額の多いところが固定資産税が多くなっているという状況でございます。

以上です。

○2番議員（伊藤達美君）

分かりました。

○議長（柿島良行君）

ほかに質疑はありませんか。

（ な し ）

ほかに質疑がないので、質疑なしと認めます。

以上で第1項、歳入の質疑を終わります。

次に第2項歳出、第1款議会費、2款総務費、9款消防費、12款公債費、13款諸支出金、

14款予備費の質疑を行います。

質疑はありませんか。

望月悟良君。

○3番議員（望月悟良君）

あと1点、歳出のほうでお伺いしたいんですけども、3ページのほうに昨日、監査委員さんから町単独事業で前年度比3億2,877万円の増額となっています。これは単独事業、これは普通会計の補助単独事業ということで解釈して捉えていたんですけども、いわゆる補助事業と単独事業が分かりましたら、教えていただきたいと思います。歳出ですね。

○議長（柿島良行君）

遠藤財政課長。

○財政課長（遠藤基君）

これは決算統計上の行政用語になりますが、投資的経費につきましては、普通建設事業という言葉を使いまして、補助事業につきましては、平成29年度は4億2,316万4千円でございます。単独事業は6億8,707万9千円でございます。また県に事業を委託しながら負担金を払う県営事業負担金というものがありますが7,696万円で、普通建設事業、いわゆる投資的事業につきましては合計で11億8,720万3千円の決算ということになります。

先ほど、この決算書の意見書にありますように、単独事業費の前年対比につきましては3億2,087万7千円の増額ということでございますので、補助事業につきましては、ちなみに1,301万円ほどの増額だったということでございます。また県営事業につきましても2,380万5千円ほどの増額だったということでございます。

以上でございます。

○3番議員（望月悟良君）

了解しました。

○議長（柿島良行君）

ほかに質疑はありませんか。

（なし）

ほかに質疑がないので、質疑なしと認めます。

以上で第2項の質疑を終わります。

次に第3項歳出、3款民生費、4款衛生費、5款労働費、6款農林水産業費、7款商工費、8款土木費、11款災害復旧費の質疑を行います。

質疑はありませんか。

（なし）

質疑がないので、質疑なしと認めます。

以上で第3項の質疑を終わります。

次に第4項歳出、10款教育費の質疑を行います。

質疑はありませんか。

（なし）

質疑がないので、質疑なしと認めます。

以上で第4項の質疑を終わります。

次に第5項、特別会計を一括して質疑を行います。

質疑はありませんか。

(な し)

質疑がないので、質疑なしと認めます。

以上で第5項の質疑を終わります。

以上で認定第1号の質疑を終わります。

日程第3 議案第58号 訴えの提起についての質疑を行います。

質疑ありませんか。

(な し)

質疑がないので、質疑なしと認めます。

以上で議案第58号の質疑を終わります。

日程第4 議案第59号 平成30年度身延町一般会計補正予算(第4号)の質疑を行います。

一般会計については款別に質疑を行います。

お手元に配布のとおり4項に分け行います。

一般会計、歳入を一括して質疑を行います。

質疑はありませんか。

(な し)

質疑がないので、質疑なしと認めます。

以上で第1項歳入の質疑を終わります。

次に第2項歳出、2款総務費、9款消防費、12款公債費の質疑を行います。

質疑はありませんか。

(な し)

質疑がないので、質疑なしと認めます。

以上で第2項の質疑を終わります。

次に第3項歳出、3款民生費、4款衛生費、6款農林水産業費、7款商工費、8款土木費の質疑を行います。

質疑はありませんか。

伊藤達美君。

○2番議員(伊藤達美君)

補正予算(案)17ページでございますが、ゆるキャン 音楽祭実行委員会の補助金でございます。この事業内容、それから交付先、それから補助率等についてご質問を申し上げます。

○議長(柿島良行君)

伊藤達美議員、本件は予算決算常任委員会に付託を予定しておりますので、その質問は常任委員会のほうで詳細に質問していただくということによろしいですか。

○2番議員(伊藤達美君)

分かりました。結構です。

○議長(柿島良行君)

ほかに質疑はありませんか。

(な し)

ほかに質疑がないので、質疑なしと認めます。
以上で第3項の質疑を終わります。
次に第4項歳出、10款教育費の質疑を行います。
質疑はありませんか。

(な し)

質疑がないので、質疑なしと認めます。
以上で第4項の質疑を終わります。
以上で議案第59号の質疑を終わります。

日程第5 議案第60号 平成30年度身延町介護保険特別会計補正予算(第2号)の質疑を行います。

質疑はありませんか。

(な し)

質疑がないので、質疑なしと認めます。
以上で議案第60号の質疑を終わります。

日程第6 議案第61号 平成30年度身延町介護サービス事業特別会計補正予算(第1号)の質疑を行います。

質疑はありませんか。

(な し)

質疑がないので、質疑なしと認めます。
以上で議案第61号の質疑を終わります。

日程第7 議案第62号 平成30年度身延町簡易水道事業特別会計補正予算(第2号)の質疑を行います。

質疑はありませんか。

(な し)

質疑がないので、質疑なしと認めます。
以上で議案第62号の質疑を終わります。

日程第8 議案第63号 平成30年度身延町下水道事業特別会計補正予算(第2号)の質疑を行います。

質疑はありませんか。

(な し)

質疑がないので、質疑なしと認めます。
以上で議案第63号の質疑を終わります。

日程第9 議案第64号 財産の取得についての質疑を行います。

質疑はありませんか。

(な し)

質疑がないので、質疑なしと認めます。

以上で議案第64号の質疑を終わります。

お諮りします。

お手元に配布した委員会付託表のとおり、認定第1号および議案第58号から議案第64号までを各常任委員会に付託したいと思いますが、これにご異議ありませんか。

(異議なし。の声)

異議なしと認めます。

よって、付託表のとおり各常任委員会に付託します。

これをもちまして、本日の議事日程は終了しました。

このあと全員協議会を開催します。また午後からは現地調査となっていますので、よろしくお願いたします。

ご苦労さまでした。

○議会事務局長(佐野和紀君)

相互にあいさつを交わします。

ご起立をお願いいたします。

相互に礼。

ご苦労さまでした。

散会 午前 9時32分

平成 3 0 年

第 3 回身延町議会定例会

9 月 1 4 日

平成30年第3回身延町議会定例会(4日目)

平成30年9月14日
午前 9時00分開議
於 議 場

1. 議事日程

- 日程第1 諸般の報告
日程第2 委員長報告
日程第3 認定第1号 平成29年度身延町一般会計及び特別会計歳入歳出決算認定について
日程第4 議案第58号 訴えの提起について
日程第5 議案第59号 平成30年度身延町一般会計補正予算(第4号)
日程第6 議案第60号 平成30年度身延町介護保険特別会計補正予算(第2号)
日程第7 議案第61号 平成30年度身延町介護サービス事業特別会計補正予算(第1号)
日程第8 議案第62号 平成30年度身延町簡易水道事業特別会計補正予算(第2号)
日程第9 議案第63号 平成30年度身延町下水道事業特別会計補正予算(第2号)
日程第10 議案第64号 財産の取得について
日程第11 同意第2号 身延町教育委員会委員の任命について
日程第12 同意第3号 身延町公平委員会委員の選任について
日程第13 請願第1号 子どもたちにきめ細かな教育を実現するための、少人数学級推進及び教育予算拡充に関する請願書
日程第14 委員会の閉会中の継続調査について
追加日程第1 発議第1号 子どもたちにきめ細かな教育を実現するための、少人数学級推進及び教育予算拡充に関する意見書案
追加日程第2 発議第2号 太陽光発電設備の立地規制等に係る法整備等を求める意見書案
追加日程第3 発議第3号 身延町議会基本条例策定特別委員会の設置について

2.出席議員は次のとおりである。(14名)

1番	伊藤雄波	2番	伊藤達美
3番	望月悟良	4番	赤池朗
5番	上田孝二	6番	田中一泰
7番	野島俊博	8番	河井淳
9番	芦澤健拓	10番	福與三郎
11番	渡辺文子	12番	川口福三
13番	広島法明	14番	柿島良行

3.欠席議員は次のとおりである。

なし

4.地方自治法第121条の規定により説明のため出席した者の職氏名

(20人)

町長	望月幹也	教育長	鈴木高吉
総務課長	笠井祥一	会計管理者	村野浩人
企画政策課長	高野博邦	交通防災課長	千頭和康樹
財政課長	遠藤基	税務課長	小笠原正人
町民課長	熊谷司	福祉保健課長	穂坂桂吾
観光課長	佐藤成人	子育て支援課長	大村隆
産業課長	望月真人	建設課長	水上武正
土地対策課長	埜村公文	環境上下水道課長	羽賀勝之
下部支所長	望月由香里	身延支所長	柿島利巳
学校教育課長	伊藤克志	生涯学習課長	深沢教博

5.職務のため議場に出席した者の職氏名(2人)

議会事務局長 佐野和紀
録音係 望月融

開会 午前 9時00分

○議会事務局長（佐野和紀君）

相互にあいさつを交わします。

ご起立をお願いいたします。

相互に礼。

（ あ い さ つ ）

ご着席ください。

○議長（柿島良行君）

本日は大変ご苦労さまです。

それでは出席議員が定足数に達しておりますので、直ちに会議を開きます。

本日は議事日程第4号により執り行います。

日程第1 諸般の報告を行います。

本日の説明員として、地方自治法第121条の規定に基づき出席通知のありました者の職氏名につきましては、一覧表としてお手元に配布したとおりです。

なお、本日は意見書(案)2件と特別委員会の設置について1件が追加案件となっています。

以上で諸般の報告を終わります。

日程第2 委員長報告。

（1）予算決算常任委員会に付託した認定第1号および議案第59号から議案第63号について、委員長の報告を求めます。

予算決算常任委員会委員長、河井淳君。

登壇してください。

○予算決算常任委員長（河井淳君）

それでは報告いたします。

（以下、予算決算常任委員会報告書の朗読につき省略）

○議長（柿島良行君）

以上で予算決算常任委員会委員長の報告が終わりました。

委員長はその場でお待ちください。

これから委員長の報告に対する質疑を行います。

質疑はありませんか。

（ な し ）

質疑がないので、質疑なしと認めます。

以上で予算決算常任委員会の審査報告に対する質疑を終わります。

河井委員長は自席にお戻りください。

引き続き、総務産業建設常任委員会に付託した議案第58号および議案第64号の委員長報告を求めます。

総務産業建設常任委員会委員長、上田孝二君。

登壇してください。

○総務産業建設常任委員長（上田孝二君）

それでは報告させていただきます。

（以下、総務産業建設常任委員会報告書の朗読につき省略）

○議長（柿島良行君）

以上で総務産業建設常任委員会委員長の報告が終わりました。

上田委員長はその場でお待ちください。

これから委員長の報告に対する質疑を行います。

質疑ありませんか。

（ な し ）

質疑がないので、質疑なしと認めます。

以上で総務産業建設常任委員会委員長の審査報告に対する質疑を終わります。

上田委員長は自席にお戻りください。

次に教育厚生常任委員会に付託した請願第1号について、委員長の報告を求めます。

教育厚生常任委員会委員長、野島俊博君。

登壇してください。

○教育厚生常任委員長（野島俊博君）

私に替わって、渡辺副委員長に報告していただきますので、よろしくお願いいたします。

○議長（柿島良行君）

教育厚生常任委員会副委員長、渡辺文子君。

登壇してください。

○教育厚生常任副委員長（渡辺文子君）

（以下、教育厚生常任委員会報告書の朗読につき省略）

○議長（柿島良行君）

以上で委員長の報告が終わりました。

これから委員長の報告に対する質疑を行います。

質疑はありませんか。

（ な し ）

質疑がないので、質疑なしと認めます。

以上で請願第1号についての審査報告に対する質疑を終わります。

渡辺副委員長は自席にお戻りください。

これから日程に従い、討論・採決を行います。

日程第3 認定第1号 平成29年度身延町一般会計及び特別会計歳入歳出決算認定についての
討論を行います。

まず第1項、一般会計の歳入を一括して討論を行います。

まず原案に反対者の発言を許します。

討論はありませんか。

渡辺文子君・・・。

よろしいですか。

（はい。の声）

討論ありませんか。

(な し)

討論がないので、討論なしと認めます。

これで第1項、歳入一括の討論を終わります。

次に第2項歳出、1款議会費、2款総務費、9款消防費、12款公債費、13款諸支出金、14款予備費について討論を行います。

まず原案に反対者の発言を許します。

討論ありませんか。

(な し)

討論がないので、討論なしと認めます。

これで第2項の討論を終わります。

次に第3項歳出、3款民生費、4款衛生費、5款労働費、6款農林水産業費、7款商工費、8款土木費、11款災害復旧費について討論を行います。

まず原案に反対者の発言を許します。

討論ありませんか。

(な し)

討論がないので、討論なしと認めます。

これで第3項の討論を終わります。

次に第4項歳出、10款教育費の討論を行います。

まず原案に反対者の発言を許します。

討論はありませんか。

渡辺文子君。

○11番議員(渡辺文子君)

一般会計、10款教育費、1項教育総務費、スクールバス運行業務費について反対討論をいたします。

当初予算の審議や一般質問でも何回も指摘をしてきましたが、一斉下校でなくスクールバスを2便にして低学年は早く帰宅できるようにすべきです。特に小学校に入学したばかりで環境に慣れない1年生が6年生の終わるまで待っていなければならないのは、子どものことを考えているとは思えません。町内の一部の小学校では2便出して低学年を早く帰していると聞いています。そもそも低学年と高学年は体力的にも学校における役割においても違うはずで、子どもも早く帰りたい、保護者も早く帰してほしいと発言をし行動しても、いまだに実現できていないことに保護者は学校や教育委員会に不信感を持っています。

本当にこのことが安心・安全な歳出になるのでしょうか。子どもや保護者の思いに寄り添うべきで、この決算には反対をいたします。

○議長(柿島良行君)

次に原案に賛成者の発言を許します。

討論はありませんか。

川口福三君。

○12番議員(川口福三君)

賛成の立場で討論をいたします。

まず学校という組織においては、決まりを守るということが大前提であります。集団登校、集団下校等をはじめ、その団体としての決まりを守るというのが学校の目標でもあります。一部の父兄の意見を取り入れて、それを実行することにおいては反対をいたします。

よって、この通学状況2便には反対し、いわゆる今の現状を続けることに賛成します。
以上です。

○議長（柿島良行君）

次に反対討論はありませんか。

（ な し ）

反対討論がないので、歳出第4項の討論を終わります。

次に第5項、特別会計を一括して討論を行います。

まず原案に反対者の発言を許します。

討論はありませんか。

渡辺文子君。

○11番議員（渡辺文子君）

身延町介護保険特別会計について、反対討論をいたします。

平成28年度の決算での不納欠損は23万3,040円でした。29年度の不納欠損は891万3,230円です。年金から天引きできない普通徴収の方の保険料です。特別徴収されている方も含め、介護保険料が高くて払うのが大変という声が多くあります。保険料だけでなく利用料も必要なサービスの利用でなく、払うことのできる範囲でのサービスの利用になっている現実が多くあります。介護保険制度の度重なる改正で重い負担を強いられたり、制度から外されたりする方たちが増えています。そんな中でも介護や福祉にかかわる町の職員や現場の皆さんは献身的に努力や工夫をしてくれています。しかし、今の制度の中で現場の皆さんは収入が少なく生活ができないため、介護の仕事を辞めるしかなかったり、煩雑な事務で忙しい思いをしていると聞いています。国民に負担を押し付ける制度改正でなく、誰もが安心して必要なサービスが受けられる制度にすべきだと考え、この決算に反対をいたします。

身延町後期高齢者医療特別会計について、反対討論をいたします。

平成28年度の決算では収入未済額が132万7,780円でしたが、29年度の決算では不納欠損が1人の2万8,400円で、収入未済額が205万6,340円に増えました。これも年金から天引きできない普通徴収の方です。苦しい生活の中、後期高齢者の皆さんがこの保険料の支払いに心を痛めていることが心配です。75歳になると、わずかな年金しかもらっていない人や無年金の人など全員から保険料を取り、改定ごとに保険料が上がっていく仕組みなど、お年寄りいじめの後期高齢者医療制度です。問題だらけのこの制度は廃止をし、以前の老人保健制度に戻すべきです。

○議長（柿島良行君）

次に原案に賛成者の発言を許します。

討論はありませんか。

野島俊博君。

○7番議員（野島俊博君）

ちょっと声が出ませんが、認定第1号 介護保険特別会計について賛成討論を行います。同僚議員のおっしゃるとおりでございますけども、介護保険料の負担をいただく皆さまには

大変不安もあると思います。しかし、高齢者人口が増え続ける現状の中でぎりぎりの選択をした金額であると疑問をした上で納得をいたした次第でございます。低所得者の皆さまへの配慮もなされておりましたので、賛成の立場から討論をいたします。

介護保険料額の上昇を抑えるためにはどうしたらよいか、これは介護保険協議会においても話し合われたことでございますけれども、そのことは結局、皆さんが健康で長生きしていただけるような環境をつくること、つまりこれまで本町がいろいろな取り組み等をしている、健康増進をもっともっと進めていくことに解決のカギがあると、私は再認識いたしました。

そして、例えば居場所や出番の創出の取り組み等を先行投資として、これからの介護保険料額改正時に大きく成果として跳ね返ってくることを念ずるとともに、今後も本町の介護保険制度が持続可能な制度として運営されるよう介護予防や保険給付の適正化、保険料収納率の向上に尽力されるとともに制度の周知や啓発に努めるなど、より一層の経営努力をされることを要望いたしまして、私の賛成討論といたします。

お聞き苦しい点がありましたことをお許してください。以上です。

○議長（柿島良行君）

次に反対討論はありませんか。

（ な し ）

ほかに反対討論がないので、第5項の討論を終わります。

以上で認定第1号の討論を終わります。

これから認定第1号 平成29年度身延町一般会計及び特別会計歳入歳出決算認定についてを採決します。

お諮りします。

認定第1号に対する委員長の報告は、認定とするものです。

委員長の報告のとおり認定することに賛成の諸君の挙手を求めます。

（ 挙 手 多 数 ）

挙手多数であります。

よって、認定第1号は委員長の報告のとおり認定することに決定しました。

日程第4 議案第58号 訴えの提起について討論を行います。

まず原案に反対者の発言を許します。

討論はありませんか。

（ な し ）

討論がないので、討論なしと認めます。

これから議案第58号 訴えの提起についてを採決します。

お諮りします。

議案第58号に対する委員長の報告は、可決とするものです。

委員長の報告のとおり決定することに賛成の諸君の挙手を求めます。

（ 挙 手 全 員 ）

挙手全員であります。

よって、議案第58号は委員長の報告のとおり可決されました。

日程第5 議案第59号 平成30年度身延町一般会計補正予算(第4号)の討論を行います。

まず原案に反対者の発言を許します。

討論はありませんか。

福與三郎君。

○10番議員(福與三郎君)

議案第59号に反対を表明いたしまして、討論を行います。

一般会計補正予算、歳出、10款1項2目13節委託料83万4千円につきましては、新中学校建設にかかわる建設用地取得に向けた底地の価格の関係でございます。この支出に反対をするものであります。

平成20年身延小中学校適正規模・適正配置審議会の1中2小が適正であるとの答申を受けまして、教育委員会が議会に小中学校統合計画を提案いたしましてから9年目の平成28年に新身延中学校が町内唯一の中学校として開校をいたしました。

その経緯の中で新身延中学校は町の南部に位置し久那土、西嶋などの遠距離通学の生徒たちの精神的・肉体的な負担は重く、その解決策として議会では平成27年、町の中央に新中学校建設を早期に推進するために新校舎建設検討委員会の設置を求める意見書を提出いたしました。

その後、教育委員会では検討委員会を設置し、1年余りの協議を経て平成28年10月に検討委員会より提言書が提出をされました。その内容については、新校舎建設については中期的な展望に立ち、町の中央付近に建設することが望ましいが現在の校舎周辺に生徒の居住分布が多いことを考慮し、判断をされたいという提言でございました。

他方、国会では平成29年参議院におきまして東日本大震災の復興がなかなか進展しない、そのことを理由に合併特例債を5年延長し、平成36年までとすることを決定いたしました。町ではこれに乗じて合併特例債を活用する最後のチャンスとばかり、一気に校舎建設に向けて舵を切ったものと思われましても、私は闇雲に校舎建設に反対するものではありませんけれども、ただ、校舎の建設は時期尚早であると考えております。

新中学校開校早々の学校移転の話は、生徒たちに不安と動揺を与えるのではないかとということも危惧をいたします。そして何よりもまず、合併特例債を活用して役場庁舎を建設することを最優先にすべきだと考えます。

庁舎を中央に建設することによって、町内に点在する各部署を庁舎1カ所に集積することで無駄を省き、迅速な効率的な行政運営を可能にし、一気に行財政改革を大きく前進すると同時に町民の利便性のより一層の向上が図られるなど、町民ファーストの行政サービスの実現が達成されるものと確信をいたしております。

町長もよくことあるごとに行財政改革を推進して、小さな役場を構築するという約束もこれで果たせるのではないかと考えます。

以上の理由から、まず庁舎の建設を最優先にすべきであると申し上げまして、反対討論いたします。

○議長(柿島良行君)

次に原案に賛成者の発言を許します。

討論はありませんか。

川口福三君。

○12番議員（川口福三君）

中学校建設問題については、賛成の立場で討論をいたします。

この学校統合において、議会の中でも長期にわたり議論を重ねてまいりました。この議論の結果、最終的に1中にする条件として中央へ建設するという条件に今の身延中へ統合した経緯があります。そうした今までの経過から、早期にこの計画を実施し中央へ建設することに賛成いたします。

以上です。

○議長（柿島良行君）

次に反対討論はありませんか。

田中一泰君。

○6番議員（田中一泰君）

補正予算の10款教育費、2項2目事務局費の中で新中建設用地交渉出張費と、そしてもう1つ不動産鑑定業務委託料が載っていますが、たしか建設用地はまだ決まっていないということだったと思うんですけども、用地の決まっていないところの交渉というのはどこに行くんでしょうか。そういう面で、そういう不明確なところが大きいということで反対いたします。

○議長（柿島良行君）

次に賛成討論はありませんか。

広島法明君。

○13番議員（広島法明君）

10款2項の補正予算につきましては、30年度、これからの、今までの経過を踏まえて30年度に予算計上すべき妥当な措置だと認めて賛成します。

○議長（柿島良行君）

ほかに反対討論はありませんか。

芦澤健拓君。

○9番議員（芦澤健拓君）

今の学校建設でなくてもいいんですよね。

○議長（柿島良行君）

補正予算です。

○9番議員（芦澤健拓君）

補正予算でいいんですよね。はい。

補正予算の2款1項6目13節の委託料に町の歌の制作について書かれております。この町の歌の制作については、私たち初めて聞いたと思うんですけども、昨年の町内の小中学生を対象とした「町長を囲んで語り合おう2017」において、子どもたちからみんなが歌える町の歌を作ってほしいとの提案があり、町長からは前向きに検討するとの考えが語られた。これをきっかけとして、総合計画に示されている町民の一体感の醸成に向けた1つに取り組みとして町の歌を制作することとし、来年迎える町制施行15周年記念事業として制定発表する予定であるという説明を担当課から受けました。

しかし私は、この町の歌を作ること自体はそんなに悪いことではないと思いますけれども、このような小中学生からの提案をそのまま受け取って議会に提案してくるということは、議会にまず説明があって、議会でもいろんな話し合いをして、その上で町の歌を制作しようという

ことであれば納得がいくんですけども、ただ単に町長を囲んで語り合う小中学生との話し合いの中で、そう言われたから作るよということになると、非常に私たちが不可解な出来事であるように考えられます。

それからこれをきっかけとして町民の一体感の醸成ということですけども、これ自体が私は先ほどの中学校の問題につきましても中学校の近所の人たちは反対する。そうでない人たちは賛成するという、そういうことがまず町の醸成感の一体化には非常に問題になっていると思います。中学校、小学校の統合問題のときにもそうでしたけれども、全体、オール身延だからどうのこうのという意見がありながら、実際には非常に不公平な学校統合になったと。そういうことをまず解消しない限り、町内の町民の一体感の醸成というのは無理であるというふうに考えます。

ですからまずそのへんの、町民に対する態度から変えていくことのほうが町の歌を作るよりも重要であると考え、反対いたします。

○議長（柿島良行君）

次に賛成討論はありませんか。

（ な し ）

ほかに反対討論はありませんか。

（ な し ）

反対討論がないので、討論を終わります。

以上で議案第59号の討論を終わります。

これから議案第59号 平成30年度身延町一般会計補正予算（第4号）を採決します。
お諮りします。

議案第59号に対する委員長の報告は、可決とするものです。

委員長の報告のとおり決定することに賛成の諸君の挙手を求めます。

（ 挙 手 多 数 ）

挙手多数であります。

よって、議案第59号は委員長の報告のとおり可決されました。

日程第6 議案第60号 平成30年度身延町介護保険特別会計補正予算（第2号）の討論を行います。

まず原案に反対者の発言を許します。

討論はありませんか。

（ な し ）

討論がないので、討論なしと認めます。

これで討論を終わります。

これから議案第60号 平成30年度身延町介護保険特別会計補正予算（第2号）を採決します。

お諮りします。

議案第60号に対する委員長の報告は、可決とするものです。

委員長の報告のとおり決定することに賛成の諸君の挙手を求めます。

（ 挙 手 全 員 ）

挙手全員であります。

よって、議案第60号は委員長の報告のとおり可決されました。

日程第7 議案第61号 平成30年度身延町介護サービス事業特別会計補正予算(第1号)の
討論を行います。

まず原案に反対者の発言を許します。

討論はありませんか。

(な し)

討論がないので、討論なしと認めます。

これで討論を終わります。

これから議案第61号 平成30年度身延町介護サービス事業特別会計補正予算(第1号)
を採決します。

お諮りします。

議案第61号に対する委員長の報告は、可決とするものです。

委員長の報告のとおり決定することに賛成の諸君の挙手を求めます。

(挙 手 全 員)

挙手全員であります。

よって、議案第61号は委員長の報告のとおり可決されました。

日程第8 議案第62号 平成30年度身延町簡易水道事業特別会計補正予算(第2号)の討論
を行います。

まず原案に反対者の発言を許します。

討論はありませんか。

(な し)

討論がないので、討論なしと認めます。

これで討論を終わります。

これから議案第62号 平成30年度身延町簡易水道事業特別会計補正予算(第2号)を採
決します。

お諮りします。

議案第62号に対する委員長の報告は、可決とするものです。

委員長の報告のとおり決定することに賛成の諸君の挙手を求めます。

(挙 手 全 員)

挙手全員であります。

よって、議案第62号は委員長の報告のとおり可決されました。

日程第9 議案第63号 平成30年度身延町下水道事業特別会計補正予算(第2号)の討論を
行います。

まず原案に反対者の発言を許します。

討論はありませんか。

(な し)

討論がないので、討論なしと認めます。

これで討論を終わります。

これから議案第63号 平成30年度身延町下水道事業特別会計補正予算(第2号)を採決します。

お諮りします。

議案第63号に対する委員長の報告は、可決とするものです。

委員長の報告のとおり決定することに賛成の諸君の挙手を求めます。

(挙 手 全 員)

挙手全員であります。

よって、議案第63号は委員長の報告のとおり可決されました。

日程第10 議案第64号 財産の取得についての討論を行います。

まず原案に反対者の発言を許します。

討論はありませんか。

(な し)

討論がないので、討論なしと認めます。

これで討論を終わります。

これから議案第64号 財産の取得についてを採決します。

お諮りします。

議案第64号に対する委員長の報告は、可決とするものです。

委員長の報告のとおり決定することに賛成の諸君の挙手を求めます。

(挙 手 全 員)

挙手全員であります。

よって、議案第64号は委員長の報告のとおり可決されました。

日程第11 同意第2号 身延町教育委員会委員の任命について

日程第12 同意第3号 身延町公平委員会委員の選任について

は人事案件のため討論を省略し採決を行いたいと思いますが、これにご異議ありませんか。

(異議なし。の声)

異議なしと認めます。

よって、同意第2号および同意第3号は討論を省略し、直ちに採決に入ることに決定しました。

同意第2号および同意第3号の採決は、起立によって行います。

同意第2号 身延町教育委員会委員の任命について、原案のとおり同意することに賛成の諸君の起立を求めます。

(起 立 全 員)

起立全員であります。

よって同意第2号 身延町教育委員会委員に山梨県南巨摩郡身延町三沢1551番地、今村文子氏、昭和21年8月17日生まれに同意することに決定しました。

次に同意第3号を採決します。

同意第3号 身延町公平委員会委員の選任について、原案のとおり同意することに賛成の諸君の起立を求めます。

(起立全員)

起立全員であります。

よって同意第3号 身延町公平委員会委員に山梨県南巨摩郡身延町西嶋1243番地、笠井一雄氏、昭和28年4月2日生まれに同意することに決定しました。

日程第13 請願第1号 子どもたちにきめ細かな教育を実現するための、少人数学級推進及び教育予算拡充に関する請願書の討論を行います。

まず原案に反対者の発言を許します。

討論はありませんか。

(なし)

討論がないので、討論なしと認めます。

これで討論を終わります。

これから請願第1号 子どもたちにきめ細かな教育を実現するための、少人数学級推進及び教育予算拡充に関する請願書を採決します。

お諮りします。

請願第1号に対する委員長報告は、採択とするものです。

委員長の報告のとおり決定することに賛成する諸君の挙手を求めます。

(挙手全員)

挙手全員であります。

よって、請願第1号は委員長報告のとおり採択することに決定しました。

日程第14 委員会の閉会中の継続調査について。

総務産業建設常任委員会委員長、教育厚生常任委員会委員長、議会運営委員会委員長、議会広報編集委員会委員長から、委員会において調査中の事件について会議規則第75条の規定によって、お手元に配布した申出書のとおり閉会中の継続調査の申し出がありました。

お諮りします。

各委員長からの申し出のとおり閉会中の継続調査とすることにご異議ありませんか。

(異議なし。の声)

異議なしと認めます。

よって、各委員長からの申し出のとおり閉会中の継続調査とすることに決定しました。

お諮りします。

本日、意見書案2件と特別委員会の設置1件が追加案件となっています。

この案件を本日の日程に追加することにご異議ありませんか。

(異議なし。の声)

異議なしと認めます。

よって、追加案件は本日の日程に追加することに決定しました。

追加日程第1 発議第1号 子どもたちにきめ細かな教育を実現するための、少人数学級推進及び教育予算拡充に関する意見書(案)についてを議題とします。

提出者の説明を求めます。

田中一泰君、登壇してください。

田中一泰君。

○6番議員(田中一泰君)

発議第1号

平成30年9月14日

身延町議会議長 柿島良行殿

提出者

身延町議会議員 田中一泰

賛成者

身延町議会議員 野島俊博

身延町議会議員 渡辺文子

子どもたちにきめ細かな教育を実現するための、少人数学級推進及び教育予算拡充に関する意見書(案)

上記の議案を別紙のとおり、身延町議会会議規則第14条第1項および第2項の規定により提出します。

提案理由

子どもたちにきめ細かな教育を実現するため、計画的な教職員定数の改善、義務教育費国庫負担制度の堅持と国庫負担割合の見直し、教育格差を解消するために教育予算の拡充を図ること等の意見書を政府関係機関に対し提出する。

これがこの議案を提出する理由であります。

○議長(柿島良行君)

以上で提出者の説明を終わります。

田中一泰君はその場でお待ちください。

これから発議第1号 子どもたちにきめ細かな教育を実現するための、少人数学級推進及び教育予算拡充に関する意見書(案)の質疑を行います。

質疑はありませんか。

(なし)

質疑がないので、質疑なしと認めます。

以上で発議第1号の質疑を終わります。

田中一泰君は自席にお戻りください。

これから発議第1号 子どもたちにきめ細かな教育を実現するための、少人数学級推進及び教育予算拡充に関する意見書(案)の討論を行います。

まず原案に反対者の発言を許します。

討論はありませんか。

(なし)

討論がないので、討論なしと認めます。

これで討論を終わります。

これから発議第1号 子どもたちにきめ細かな教育を実現するための、少人数学級推進及び教育予算拡充に関する意見書(案)を採決します。

お諮りします。

本案は原案のとおり可決することに賛成の諸君の挙手を求めます。

(挙 手 全 員)

挙手全員であります。

よって、発議第1号は原案のとおり可決することに決定しました。

追加日程第2 発議第2号 太陽光発電設備の立地規制等に係る法整備等を求める意見書(案)について議題とします。

提出者の説明を求めます。

河井淳君、登壇してください。

河井淳君。

○8番議員(河井淳君)

発議第2号

平成30年9月14日

身延町議会議長 柿島良行殿

提出者

身延町議会議員 河井 淳

賛成者

身延町議会議員 上田孝二

身延町議会議員 伊藤雄波

太陽光発電設備の立地規制等に係る法整備等を求める意見書(案)

上記の議案を別紙のとおり、身延町議会会議規則第14条第1項および第2項の規定により提出いたします。

提案理由は太陽光発電設備について景観、環境および防災上の観点から適正な設置がされるよう立地規制等に係る法整備等、所要の処置を行うよう意見書を政府関係機関に対し提出する。

これがこの議案を提出する理由であります。

意見書(案)につきましては、記載のとおりでございます。

以上で報告を終わります。

○議長(柿島良行君)

以上で提出者の説明を終わります。

河井淳君はその場でお待ちください。

これから発議第2号 太陽光発電設備の立地規制等に係る法整備等を求める意見書(案)の質疑を行います。

質疑はありませんか。

(な し)

質疑がないので、質疑なしと認めます。

以上で発議第2号の質疑を終わります。

河井淳君は自席にお戻りください。

これから発議第2号 太陽光発電設備の立地規制等に係る法整備等を求める意見書(案)の討論を行います。

まず原案に反対者の発言を許します。

討論はありませんか。

(な し)

討論がないので、討論なしと認めます。

これで討論を終わります。

これから発議第2号 太陽光発電設備の立地規制等に係る法整備等を求める意見書(案)を採決します。

お諮りします。

本案は原案のとおり可決することに賛成の諸君の挙手を求めます。

(挙 手 全 員)

挙手全員であります。

よって、発議第2号は原案のとおり可決することに決定しました。

追加日程第3 発議第3号 身延町議会基本条例策定特別委員会の設置についてを議題とします。

提出者の説明を求めます。

福與三郎君、登壇してください。

福與三郎君。

○10番議員(福與三郎君)

それでは発議第3号を提案いたします。

発議第3号

平成30年9月14日

身延町議会議長 柿島良行殿

提出者

身延町議会議員 福與三郎

賛成者

身延町議会議員 渡辺文子

身延町議会議員 芦澤健拓

身延町議会基本条例策定特別委員会の設置について

上記の議案を別紙のとおり、地方自治法第112条および身延町議会会議規則第14項第2項の規定により提出をする。

提案理由

議会の公正性、透明性を確保するとともに町民に開かれた議会の実現、公正で透明性の高い議会運営の推進を図るため、身延町議会基本条例策定に向けて調査・検討を行うための特別委員会を設置したいので、この議案を提出する。

1枚おめくりください。

身延町議会基本条例策定特別委員会設置に関する決議

次のとおり身延町議会基本条例策定特別委員会を設置するものとする。

1. 名 称 身延町議会基本条例策定特別委員会
 2. 設置の根拠 地方自治法第109条および身延町議会委員会条例第5条
 3. 目 的 議会基本条例策定に向けた調査・検討
 4. 委員の定数 6人
- 以上を提案いたします。

○議長（柿島良行君）

以上で提出者の説明を終わります。

福與三郎君はその場でお待ちください。

これから発議第3号 身延町議会基本条例策定特別委員会の設置について質疑を行います。
質疑はありませんか。

（ な し ）

質疑がないので、質疑なしと認めます。

以上で発議第3号の質疑を終わります。

福與三郎君は自席にお戻りください。

これから発議第3号 身延町議会基本条例策定特別委員会の設置について討論を行います。
まず原案に反対者の発言を許します。

討論はありませんか。

（ な し ）

討論がないので、討論なしと認めます。

これで討論を終わります。

これから発議第3号 身延町議会基本条例策定特別委員会の設置についてを採決します。
お諮りします。

本案は原案のとおり可決することに賛成の諸君の挙手を求めます。

（ 挙 手 全 員 ）

挙手全員であります。

よって、発議第3号は原案のとおり可決することに決定しました。

ただいま可決されました身延町議会基本条例策定特別委員会委員につきましては、議長の指名推選としたいと思いますが、これにご異議ありませんか。

（ 異議なし。の声 ）

異議なしと認めます。

よって、身延町議会基本条例策定特別委員会委員につきましては、議長の指名推選にすることに決定しました。

それでは特別委員会委員を指名します。

福與三郎君、広島法明君、渡辺文子君、芦澤健拓君、河井淳君、伊藤達美君。

以上6人を身延町議会基本条例策定特別委員会委員に指名します。

次に正副委員長を互選により選出していただきたいと思いますので、特別委員会委員の方は議員控室において選出をお願いします。

なお、正副委員長が選出されましたら議長に報告をお願いします。

ここで暫時休憩とします。

再開は10時20分とします。

休憩 午前10時12分

再開 午前10時20分

○議長（柿島良行君）

休憩前に引き続き、議事を再開します。

それでは特別委員会の正副委員長を選出していただきましたので、報告いたします。

委員長に福與三郎君、副委員長に広島法明君を選出することに決定しました。

以上をもちまして、本定例会に付議されました案件はすべて議了しました。

ここで、町長からあいさつの申し出がありましたのでこれを許します。

望月町長。

○町長（望月幹也君）

議員の皆さま、大変お疲れさまでございました。

平成30年身延町議会第3回定例会の閉会にあたり、一言お礼のあいさつを申し述べさせていただきます。

本定例会は去る9月4日に開会をし、本日までの11日間、柿島議長のもと私どもが提出いたしました11件の議案につきまして、真摯にご審議をいただき心より感謝を申し上げます。

提案いたしましたすべての議案につきまして、ご認定・ご議決・ご同意をいただく中で無事閉会を迎えることができました。議員の皆さまのご協力に重ねて敬意と感謝を申し上げたいと思います。

ご議決をいただきました平成30年度補正予算の執行につきましては、ご意見等もいただきましたけども、職員ともども知恵を出し合い最善を尽くしてまいりますので、引き続きご指導を賜りたいと存じます。

簡単ではございますが、閉会にあたってのあいさつといたします。ありがとうございました。

○議長（柿島良行君）

町長のあいさつが終わりました。

会議規則第7条の規定によって閉会したいと思います。これにご異議ありませんか。

（異議なし。の声）

異議なしと認めます。

よって、本定例会はこれで閉会することに決定しました。

会期11日間、議員各位には慎重に審議をしていただき無事閉会を迎えることができましたことに深く感謝を申し上げます。これも関係各位のご協力によるものと感謝申し上げます。

平成16年9月13日に合併し新身延町となり、昨日14年が経過をしました。山積する課題の中、各位におかれましては町政発展になお一層のご尽力を賜りますようお願い申し上げます。これをもちまして平成30年第3回身延町議会定例会を閉会とします。

ご苦労さまでございました。

○議会事務局長（佐野和紀君）

相互にあいさつを交わします。

ご起立をお願いいたします。

相互に礼。

ご苦労さまでした。

閉会 午前10時24分

上記会議の経過は、委託先（株）東洋インターフェイス代表取締役薬袋東洋男が録音テープから要約し、議会事務局長佐野和紀が校正したものであるが、その内容に相違ないことを証するため、議長により署名する。

議 長

署 名 議 員

同 上

同 上